

おだわら みどりの創生プラン

いのち・暮らし・なりわいを支える
持続可能なみどりをめざして



守る 創る 育てる



みどりは、人々の暮らしを支えるばかりでなく、安全・安心な環境をつくり、いのちを守る役割も担っています。

また、本市固有の多様なみどりは、長い歴史とみどりを資源とするなりわいととも形づくられています。

これらのみどりを、持続可能な資源として次世代に継承していくため、行政、市民、企業等が一体となってみどりを守り創り育てることを基本理念とします。

平成 28 年 3 月

小田原市

はじめに

小田原市緑の基本計画の改訂にあたって

小田原市は、酒匂川の流れる足柄平野を中心に、東は曾我丘陵に、西は箱根外輪山、南は相模湾と、豊かな水と緑の自然環境に生まれ、戦国時代には小田原城を中心とする城下町、江戸時代には東海道屈指の宿場町、明治期には政財界人や文化人の別荘・居住地として、現在は首都圏西部の中核都市として発展を続けてまいりました。



本市の緑は、こうした都市の発展のなかで、開発等による減少が進んできましたが、近年では、地球温暖化対策や生物多様性の保全、自然災害の防止、風格ある景観形成など、緑の果たす様々な機能や役割が注目され、その重要性はますます大きくなっています。

本市では、平成8年に策定した緑の基本計画に基づき緑化を進めてきました。策定から20年が経過するなかで、都市公園や身近な緑をめぐる市民意識・要望の変遷、生活空間に近いところでの更なる緑化推進のニーズの高まり、小田原の豊かな自然環境を更に育てる必要性、さらには交流人口の拡大に花や緑が果たす役割の重要性などに鑑み、小田原の緑の把握と、今後の緑の質的量的な拡充、また、それらを将来的に持続可能なものとしていくためのプランへと大幅に書き換えました。

私たちの暮らしに潤いと癒しを与え、小田原を訪れる方々をもてなし、様々ないのちの拠り所となる緑を、市民や事業者の皆様とより一層連携して、増やし、守っていきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いします。

終わりに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力をいただきました「小田原市緑の基本計画改訂懇談会」の皆様には、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

小田原市長

加藤 憲一

目次

第1章 計画策定にあたって

1-1. 緑の基本計画とは -----	3
1-2. 計画改訂の背景と目的 -----	4
1-3. 計画の位置づけ、目標年次 -----	5
1-4. 関連計画 -----	6
1-5. みどりの定義 -----	11
1-6. みどりの役割 -----	12

第2章 みどりの現況と課題

2-1. みどりの概観 -----	15
2-2. みどりの量と分布 -----	17
2-3. みどりの資源 -----	21
2-4. 小田原市のみどりの取り組み -----	28
2-5. 市民のみどりに対する意識と意向 -----	37
2-6. 社会動向からみたこれからのみどり -----	42
2-7. 小田原市の都市およびみどりの現状からみた課題の整理 -----	44

第3章 計画の基本方針

3-1. みどりの将来像 -----	53
3-2. 計画の基本方針 -----	56

第4章 みどりの確保目標

4-1. 計画フレームの設定	67
4-2. みどりの数値目標	68

第5章 みどりの配置方針

5-1. みどりの役割からみた配置の考え方	71
5-2. 総合的なみどりの配置方針	78

第6章 みどりの推進施策

6-1. 推進施策の基本的考え方	83
6-2. 計画の実現に向けた推進施策	89
6-3. みどりの重点プロジェクト	130
6-4. みどりの重点施策に対する数値目標	137

第7章 地域別計画

7-1. 地域区分	141
7-2. 片浦地域の主な事業・取り組み	143
7-3. 中央地域の主な事業・取り組み	145
7-4. 富水・桜井地域の主な事業・取り組み	147
7-5. 川東北部地域の主な事業・取り組み	149
7-6. 川東南部地域の主な事業・取り組み	151
7-7. 橋地域の主な事業・取り組み	153

資料編

■小田原市緑の基本計画改訂経過概要	157
■小田原市緑の基本計画改訂懇談会および庁内連絡会議	
小田原市緑の基本計画改訂懇談会 開催要綱	158
小田原市緑の基本計画改訂懇談会 委員名簿	160
小田原市緑の基本計画改訂作業に伴う庁内連絡会議 構成名簿	161
■「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言	162
■緑地の整備目標総括表	163
■公園未充足地区	164
■「小田原市みどりのアンケート」調査票	165
■みどりの推進施策一覧	179
■用語の解説	186
■みどりの取り組み 行動別インデックス	194

第1章 計画策定にあたって

- 1-1. 緑の基本計画とは
- 1-2. 計画改訂の背景と目的
- 1-3. 計画の位置づけ、目標年次
- 1-4. 関連計画
- 1-5. みどりの定義
- 1-6. みどりの役割

第1章 計画策定にあたって

1-1. 緑の基本計画とは

○「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

○次のような特徴があります。

- ・本市の特徴に応じ、市の創意に基づいて策定する緑に関する総合的な計画です。
- ・緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備の方針などについて、中長期的な観点で策定します。
- ・市民、企業、行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

○本計画は次の全7章で構成します。

第1章 計画策定にあたって

第2章 みどりの現況と課題

第3章 計画の基本方針

第4章 みどりの確保目標

第5章 みどりの配置方針

第6章 みどりの推進施策

第7章 地域別計画

1-2. 計画改訂の背景と目的

現行の「小田原市緑の基本計画」は、平成8年3月の策定から20年経過しました。その後、本市を取りまく社会情勢は大きく変化し、法改正、市民ニーズも多様化しています。

これらの状況をふまえ、本市の将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民、企業、行政等が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための計画として、改訂を行うものです。

○社会情勢の変化への対応

人口減少、高齢化社会の進展、工場撤退等による土地利用の転換、中心市街地の空洞化、農地の遊休地化など都市構造や土地利用の変化が見込まれます。

神奈川県西地域の中心都市、広域交流拠点としての都市形成に資する緑のインフラや自然環境の保全などの課題に対応し、緑の保全・創出に関する総合的な方針・施策を定める必要性が高まっています。

○法改正への対応

都市緑地法改正（平成16年）により、緑の基本計画は、都市公園の整備方針を含めた都市における緑地保全・緑化推進に関する総合的なマスタープランに位置づけられました。

緑の基本計画の上位計画である市の総合計画に即し、関連計画と整合を図るとともに、都市公園や緑化等に関する実効性の高い計画・整備の方針・施策を定める必要があります。

○市民ニーズの多様化への対応

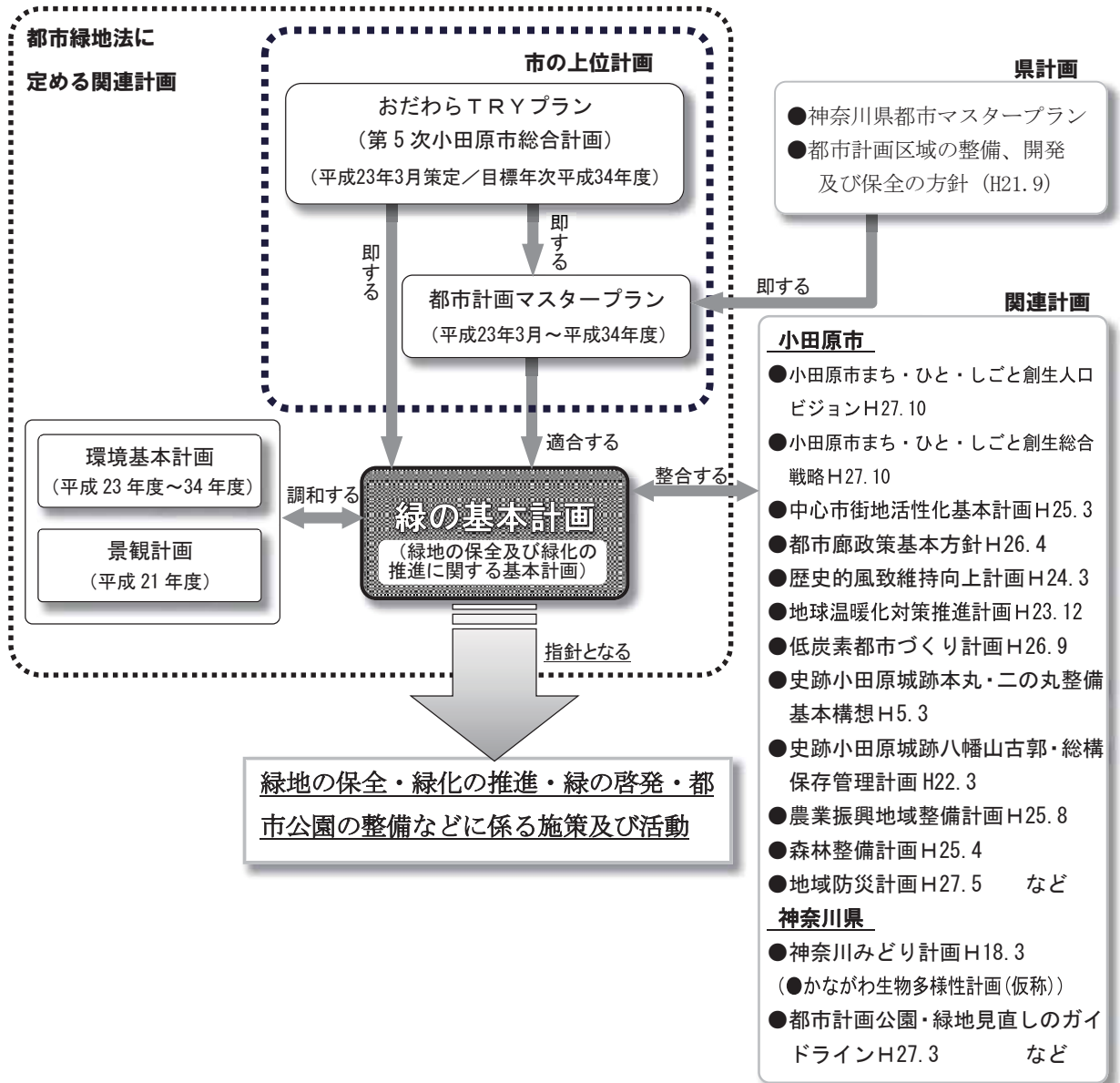
郷土の景観や災害、環境に対する関心の高まり、市民参画の活発化など、近年、市民ニーズが大きく変化、多様化しています。

小田原での質の高い暮らしを後押しする、都市の緑に対する多様なニーズに対応した方針・施策を定める必要があります。

1-3. 計画の位置づけ、目標年次

(1) 緑の基本計画の位置づけ

- 小田原市緑の基本計画は、平成34年度(2022年度)を目標年次とする「総合計画」を具体化する分野別計画のひとつに位置づけられるもので、小田原市総合計画に即する必要があります。
- 小田原市緑の基本計画は、都市計画マスタープランに適合し、小田原市の環境基本計画、景観計画と調和が保たれるように定めます。(都市緑地法第4条第3項)



(2) 目標年次

- この計画は、平成47年度(2035年度)を目標に達成していくことを基本とします。
- 小田原市総合計画、その他の関連計画の策定や改訂、今後の社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

1-4. 関連計画

(1) おだわらTRYプラン 『市民の力で未来を拓く希望のまち』

①計画期間

基本構想：平成34年度

基本計画：平成23年度～平成28年度（前期）

平成29年度～平成34年度（後期）

②基本理念

○新しい小田原への3つの命題

- ・新しい公共をつくる
- ・豊かな地域資源を生かしきる
- ・未来に向かって持続可能である

○まちづくりの目標

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1) いのちを大切にす小田原 | 2) 希望と活力あふれる小田原 |
| 3) 豊かな生活基盤のある小田原 | 4) 市民が主役の小田原 |

③基本計画：みどりに関する主な施策

- ・おだわらTRYプランに掲げる先導的施策の一つに「自然環境を再生する」を掲げ、「市民協働による自然環境の保全と再生」「緑とせせらぎのあふれる生活空間の創出」の2項目を主な取り組みとしています。
- ・施策の展開において、まちづくりの目標「3）豊かな生活基盤のある小田原」において、身近な緑と公園の整備などによる「良好な生活環境の保全と形成」、森林の再生、里山の再生と整備、水辺環境の整備促進、生態系の維持保全による「自然環境の保全と再生」等を挙げています。

(2) 小田原市都市計画マスタープラン

①計画目標年次・目標人口

目標年次：平成34年度

目標人口：200,000人（平成34年）

②都市の目標像

「小田原らしさ（自然・歴史・交通の利便性）を生かし、
多様な交流によりにぎわいを生む持続可能なまち」

- ア 快適で利便性の高いまち（自然・田園環境、鉄道駅中心のまち、公共交通）
- イ 市民の安全・安心を支えるまち（災害、多世帯・多世代交流）
- ウ 魅力と活力あふれるまち（歴史・文化資源、産業、市民）
- エ 市民が主役のまち

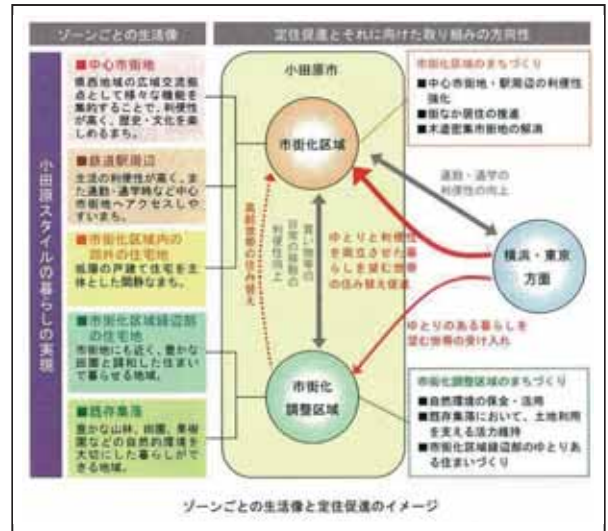
③将来都市構造

『豊かな自然環境を保全・活用しながら、交通の利便性の高いエリアにおけるまちの魅力を高め、それぞれの拠点間を結ぶ交通軸の充実と、都市間を結ぶ広域的な交通機能の向上を図る。』

ゾーン：中心市街地・鉄道駅周辺・市街化区域内の郊外住宅地・市街化区域縁辺部住宅地・既存集落

拠点：広域交流拠点・副次拠点・生活拠点・工業拠点・**緑の拠点**

交流軸：都市間交流軸・都市内交流軸・**緑と文化の軸・親水空間軸**



平成23年3月 小田原市都市計画マスタープランより

④緑の拠点・緑と文化の軸の方針

○緑の拠点の施策方針

- ・辻村植物公園（小田原こどもの森公園わんぱくらんどを含む）、いこいの森および小田原西部丘陵公園（県立おだわら諏訪の原公園および小田原フラワーガーデン）並びに上府中公園

市民や来訪者の憩いと安らぎ、レクリエーション活動の場として、特色のある整備を進めるとともに、利用者が快適に過ごすことのできる空間を確保

- ・曾我の梅林

曾我兄弟の墓や周辺の寺社などの歴史資源と併せた通年型の自然・文化ゾーンの形成を目指す

- ・石垣山一夜城歴史公園

歴史的資源を活用し、利用者が快適に過ごすことのできる空間を確保

○緑と文化の軸の方針

- ・中央公園から、石垣山一夜城歴史公園、辻村植物公園およびいこいの森を経て小田原西部丘陵公園、上府中公園、曾我の梅林および羽根尾史跡公園に至る空間

風致地区に位置付けられた丘陵部の緑地については保全を図る

○親水空間軸の方針

- ・酒匂川および海岸線沿いの砂浜

御幸の浜の砂浜復元や河川空間の維持・保全等によって、気軽に水にふれあうことのできる親水空間の確保を図る。また、海岸線沿いの風致地区は、その保全を図る

⑤「みどり」に関する主な方針

○公園・緑地の整備

- ・本市の自然、歴史、文化を生かした個性あふれる整備
- ・身近な公園の確保（借地公園等も視野に入れ整備・充実）
- ・市街地の公園における災害時等の対応検討、街区公園の整備などオープンスペースの確保に取り組み、火災時の延焼防止・避難路を確保
- ・骨格をなす公園・緑地として、「緑と文化の軸」を形成し、風致地区や河川親水空間を併せ

た緑と水の連携

- ・都市施設等の見直しに伴い、必要となる都市公園の変更

○河川の整備

- ・潤いのある自然的空間と親しみの持てる水辺環境を創出
- ・市街地内に流れるかつてのせせらぎや歴史的水路等を復元し、河川を魅力ある都市空間として活用し、自然的景観を生かしたまちなみを形成

○自然環境の保全

・海岸線

砂浜の回復、レクリエーション利用の取り組みを推進

・山地・里山

箱根外輪山に連なる山地・片浦地域の山地を「保全すべき緑」として、良好な自然環境を保全、市民が親しめる自然空間として、地域と連携し活動・学習フィールドとなる里山再生の取り組みを推進等

・河川

水辺等の環境保全、市街地に潤いを与える貴重な自然環境として酒匂川・早川等を保全、酒匂川は生物生息・水遊びができるよう環境保全活動を推進および河川敷を市民に親しまれる水辺空間として活用

○風致地区の保全方針

- ・風致地区の維持、状況に応じた区域の見直し、小規模な風致地区の決定検討

(3) 小田原市環境基本計画

①計画目標年次

目標年次：平成34年度

②基本目標

『良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる 持続可能な環境共生都市小田原』

・小田原における「環境共生都市」とは

海、山、川、田畑、里山など様々な環境側面という優れた特性を持つ地域として、まちのブランド向上や活力の向上のためにこうした強みを最大限活用する仕組みが創られている地域の姿

・小田原における「持続可能な環境共生都市」が達成された状態とは

身近な自然環境との共生やごみの排出抑制など循環型社会、クリーンなエネルギーを志向した低炭素型社会につながるあらゆる取り組みが行われている都市のイメージ

③基本施策

みどりに関する市の主な取り組み

○生態系の保全

- ・生物の生息環境の保全と再生（希少動物の保護、自然観察会の開催 等）

○緑の保全・創出と活用

- ・森林・里山の保全と再生（里地里山の保全・再生活動支援 等）
- ・農地の保護（耕作の担い手支援などによる耕作放棄地の解消 等）
- ・市街地の緑の保全と創出（身近な公園の整備、沿道緑化やオープンガーデンなどの市民の

緑化の取り組み支援、行政と地域の協働による公園緑地の整備・維持管理の促進等)

○自然とふれあう場の創出

- ・水辺環境の保全と再生（川や海の護岸工事における自然の保全と創造 等）

○快適な生活環境の保全

- ・まちの美化の推進（海岸美化推進事業 等）

○環境情報の共有と環境保全意識の向上

- ・環境教育の充実（環境の現況に関する情報公開、学習プログラムやイベントの実施 等）

○環境の保全・再生活動の促進

- ・地域における環境保全・再生活動の促進(市民のボランティア活動参加の仕組みづくり 等)

(4) 小田原市景観計画

①景観計画の区域

小田原市全域

②景観計画重点区域

小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域として、拠点型重点区域3地区（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）、軸型重点区域2地区（小田原大井線沿道地区、穴部国府津線沿道地区）を設定。

③良好な景観の形成に関する方針

理念1 豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観の形成

理念2 歴史的、文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

理念3 活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成

④市域全域における景観形成（緑に関する主な事項）

景観形成の基本方針

【共通事項】

○自然や歴史を守り、伝承する

- ・緑・水などの自然環境を守る
- ・歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る

○潤いと個性を育てる

- ・身近な緑を増やし潤いを育てる
- ・彩りにより個性を育てる

○特性を豊かな空間づくりに活かす

- ・眺望景観を活かす
- ・地域の特性を活かしてまちなみを整える

【類型別】

○商業・業務地

シンボルとなる樹木の配置、敷地内や窓辺の緑化の推進、新たな水辺空間の創出などによる潤いのある景観を形成

○住宅地

敷地内や窓辺の緑化推進により潤いのある住宅地景観を創出、既存水路の親水性を高め、周囲の緑との調和を図るなど、地域性が感じられ、潤いのある景観を形成

○工業地

敷地内や接道部の緑化や修景を図るなど、親しみが感じられる工業地景観を形成

○田園

農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観を保全。後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な自然景観を保全

○丘陵地

まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の山・山並みと一体となった緑豊かな丘陵地景観を保全

○山・山並み

豊かな自然景観として保全

【構造別】

○駅周辺

中心商業業務地は、風格と活力がある商業地空間を形成。副次中心商業地および地区中心商業地はオープンスペースを確保しゆとりが感じられ地域の顔となるような景観を形成。駅前には歩道の整備や緑化の推進などにより、快適で楽しい歩行者空間を創出

○大規模な緑地・史跡その他文化財の周辺

大規模な緑地は、市街地や集落内の貴重な緑として、適切に保全。大規模な緑地や史跡その他文化財の周辺では自然の潤いや歴史的なたたずまいを生かすような空間を創出

○幹線道路・鉄道およびその周辺

沿道の敷地内の緑化。東海道の面影を象徴するシンボルである国道1号沿道の黒松を適切に保全。沿道のまとまった緑地は、街路景観にアクセントを与える資源として適切に保全

○河川およびその周辺

自然豊かなオープンスペースの軸として、のびやかで開放的な河川景観を形成。水辺環境の保全・親水性の創出などサイクリングや散歩ができる道づくりを進める。景観の軸を強調する資源として酒匂川の黒松を適切に保全

○海辺・海岸およびその周辺

松林や砂浜の海岸、自然岩等で構成された特徴的な風致景観を維持。松林や松並木を適切に保全し、落ち着きがある海浜景観を形成。道路の高架などは海浜景観にふさわしい修景

⑤景観計画重点区域における景観形成

【行為の制限に関する事項】

景観計画重点区域では、建築物および工作物の外観の色彩、建築設備の配置・修景、塀の素材・仕上げ・修景等と併せて、建築物の新築に併せた植栽や花壇等緑化の施設を設けるなど、緑の確保について記載

1-5. みどりの定義

私たちの身の回りには、さまざまな「緑」があります。

一般に「緑」を表す樹木や草花は、河川や水路、海などの水辺や学校の校庭など身近なオープンスペースと一体となって緑の役割を果たしています。本計画では水や水辺、海辺も、樹木、草花を表す「緑」と合わせて「みどり」と表記することとします。

都市公園等

城址公園や小田原こどもの森公園わんぱくらんど、小田原フラワーガーデンなどの大規模な都市公園、その他身近な公園など



住まいの緑

住宅地などで植栽されている生垣、庭木、屋敷林など



農地・山林

水田や畑、みかんや梅などの果樹園、植林地、雑木林など



公共施設の緑

市役所や図書館、小中学校などの校庭、道路の街路樹や公園の植栽など



民間施設の緑

神社仏閣の敷地にある巨樹や古木などを含めた樹林、商業施設や工場の植栽など



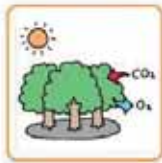
水・水辺・海辺

酒匂川や狩川、小田原用水や農業用水路などの河川や水路、御幸の浜などの海岸や浜辺など



1-6. みどりの役割

みどりは、さまざまな役割を持っており、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創出するのに大切な役割を果たします。



● 都市環境を維持・改善する

- ・CO₂の吸収、大気の浄化
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・騒音の緩和 など



● 生物多様性を回復し保全する

- ・生物の生息、生育空間の提供
- ・生態系の維持
- ・生物多様性の向上 など



● 都市災害を防ぎ軽減する

- ・災害時の避難地や復旧・復興の拠点
- ・延焼の防止や避難路としての機能
- ・洪水や土砂流出の防止 など



● 歴史・文化を守る

- ・古墳、史跡、建造物等の文化財の歴史的な風致の維持
- ・巨樹・古木など天然記念物等の文化的な価値の維持 など



● 景観を守り形成する

- ・小田原らしいまち並み景観
- ・都市の美しい住空間の創出
- ・里山や田園など郷土の原風景の形成 など



● 健康・レクリエーションの場を提供する

- ・自然とふれあう機会の提供
- ・身近なスポーツの場の提供
- ・地域コミュニティの育成
- ・子育て環境の充実 など



● 生産基盤であり多面的な機能を発揮する

- ・農林産物の供給の基本的な機能のほか、災害防備、生活環境の保全、学習・保健保養の場の提供、農業・林業・木工業・造園業の振興（なりわい）など

第2章 みどりの現況と課題

- 2-1. みどりの概観
- 2-2. みどりの量と分布
- 2-3. みどりの資源
- 2-4. 小田原市のみどりの取り組み
- 2-5. 市民のみどりに対する意識と意向
- 2-6. 社会動向からみたこれからのみどり
- 2-7. 小田原市の都市およびみどりの現状からみた課題の整理

第2章 みどりの現況と課題

2-1. みどりの概観

(1) みどりの骨格 ～地形・水系～

本市の西部は箱根連山南部の外輪山に当たる箱根火山地が占め、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯で、中央部に酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南は相模湾に面しています。森、里、まち、海の4つがそろい、それぞれのみどりが形づくられています。

①地形とみどり

○市域の地形を形づくった箱根火山と酒匂川

- ・南西部は、箱根町と湯河原町の境界に位置する白銀山（993m）を中心に東斜面の聖岳（837m）から急傾斜をなして海に臨み、相模湾岸は断崖となっています。
- ・北西部は、明星ヶ岳（924m）を中心として東に傾斜して塔ノ峯、さらに下って八幡山、天神山、多古丘陵等となっています。
- ・大磯丘陵は、不動山（328m）から高山（246m）を結ぶ北西から南東方向の稜線が最も高度が高く、曾我丘陵とも呼ばれています。
- ・低地部の多くは、主として酒匂川水系の諸河川により形成された扇状地性の平野で、山王川や早川沿いなどにも沖積低地が分布しています。これらの低地には、4～10m程度の比高の小さい千代台地、成田から鴨宮付近の鴨宮面、山王川沿いの河成段丘などいくつかの沖積段丘が分布し、地形に変化をもたらしています。

○豊かなみどりの骨格を作る山地から丘陵の山林と低地の農空間

- ・山地や丘陵地はほぼ森林に覆われており、山麓は樹園地や畑地に利用され、低地は市街地を除き、内陸側に農地が広がっています。

②水系とみどり

○山林と海をつなぐ河川空間 ～数多くの中小河川が市域を流れ相模湾へ～

- ・市内には酒匂川をはじめ多くの河川が流れ、相模湾に注いでいます。
- ・酒匂川は源を富士山の東麓に発する全流域面積は582km²、かんがい面積18.6km²で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びにかんがい用水、さらに上流では発電用水等に利用されています。
- ・早川の源は箱根山の火口原湖である芦ノ湖で、流域面積107.36km²、かんがい面積0.02km²で、かんがい用水以外に上流では発電用水に利用されています。
- ・その他、国府津地区には森戸川、酒匂川と早川との中間に山王川が、それぞれかんがい用水として利用され、片浦地区には玉川、水無川、白糸川、橘地区には中村川等が相模湾に注いでいます。

○多様な水環境

- ・市内には多くの水路があり豊かな水環境を形成しています。
- ・早川を水源として北条氏が城下町を潤す為に設けたといわれる小田原用水（上板橋～護摩堂川）、同じく早川から江戸時代（18世紀末）に小田原藩により農業用水路として開かれた全長10.3kmの荻窪用水（箱根町塔之沢付近～荻窪）、二宮尊徳が掘った排水路の報

徳堀など、古くからの用水路や排水路が遺されています。

(2) みどりの種類 ～植生～

○スギ・ヒノキ・サワラ植林、常緑果樹林、水田が顕著

- ・箱根火山地の狩川以南の山地はスギ・ヒノキ・サワラ植林が多くを占め、早川以南の東斜面および狩川と早川に挟まれた低地に面する東斜面は常緑果樹林が多くを占めています。
- ・大磯丘陵の多くは、常緑果樹林が広がるなかにオニシバリ-コナラ群集がパッチ状に分布し、低地に面する丘陵南西側には果樹園が同じくパッチ状に分布しています。
- ・足柄低地は、市街地を除き、おおむね水田およびみどりの多い住宅地となっています。
- ・酒匂川河川敷の多くは、オギ群集、自然裸地がモザイク状に分布し、狩川、早川河川敷の多くはヨシクラスとなっています。

○自然植生、比較的自然度の高い代償植生が点在

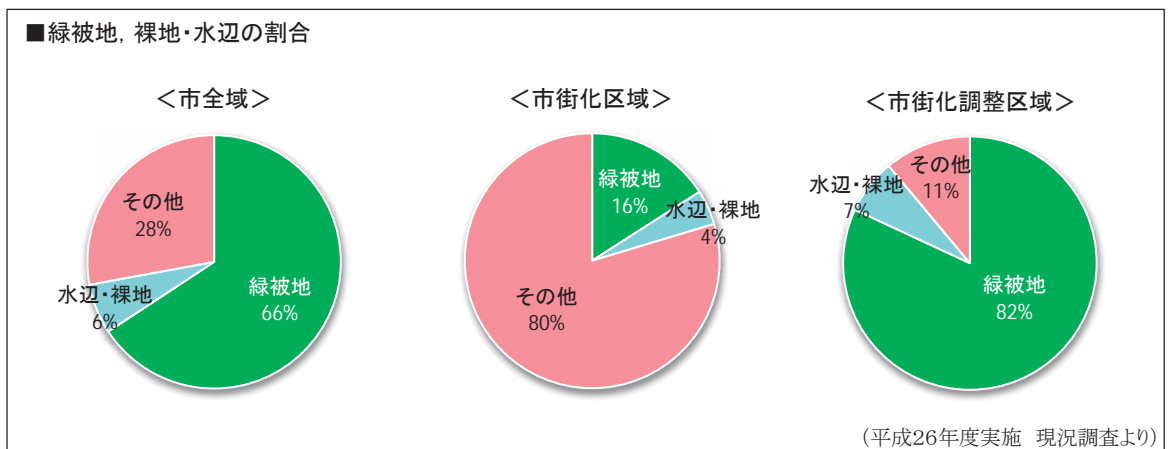
- ・本市西側の箱根火山地には岩角地・風衝地低木群落、ホソバカナワラビ-スダジイ群集、ウラジロガシ群落、イノデ-タブノキ群集、イロハモミジ-ケヤキ群集などの自然植生が点在しています。
- ・クリ-ミズナラ群集、ハコネダケ群落、クリ-コナラ群集、アカシデ-イヌシデ群落、ヤマツツジ-アカマツ群集などの代償植生が箱根火山地に、クヌギ-コナラ群集、オニシバリ-コナラ群集などの代償植生は大磯丘陵に点在しています。

2-2. みどりの量と分布

(1) 市域および区域別の緑被率

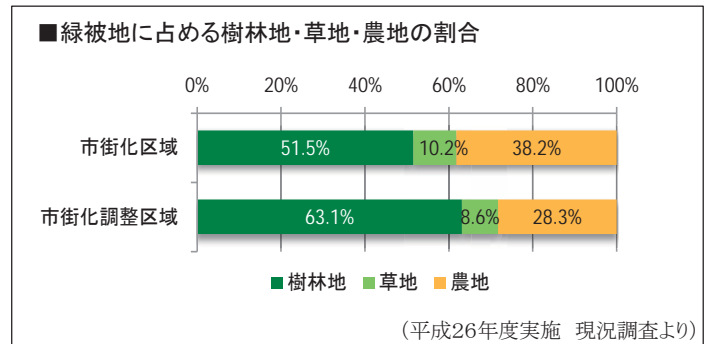
○本市の緑被地は3分の2、緑被地の大部分が市街化調整区域内に存在

- ・平成26年度に実施した現況調査によると、本市の緑被率（樹林地、草地、農地の市域面積に対する割合）は、市域面積の66%を占めています。
- ・このうち、市街化区域の緑被率は16%と低く、市街化調整区域の緑被率は82%となっており、市内全体で緑被地を見ると、市街化区域内ではみどりの量が少なく、市街化調整区域内ではみどりが豊富であることがわかります。
- ・緑被地に裸地、水辺を含むみどりの割合は、市域全体で72%、市街化区域20%、市街化調整区域89%となっています。



○緑被地の半数以上が樹林地、農地が3～4割

- ・緑被地面積に占める各緑地の割合は、市街化区域、市街化調整区域とも樹林地が多く5割を超え、農地は市街化区域38.2%、市街化調整区域28.3%となっています。



■緑被地（樹林地・草地・農地）面積と割合

	A. 市域 11,406ha		B. 市街化区域 2,797ha		C. 市街化調整区域 8,609ha	
	D. 面積	区域に対する割合 D/A	E. 面積	区域に対する割合 E/B	F. 面積	区域に対する割合 F/C
①樹林地	4,681ha	41.0%	229ha	8.2%	4,451ha	51.7%
②草地	650ha	5.7%	46ha	1.6%	604ha	7.0%
③農地	2,167ha	19.0%	170ha	6.1%	1,997ha	23.2%
④小計(①+②+③)	7,498ha	65.7%	445ha	15.9%	7,052ha	81.9%
⑤裸地	417ha	3.7%	89ha	3.2%	328ha	3.8%
⑥水辺	310ha	2.7%	35ha	1.3%	275ha	3.2%
⑦小計(⑤+⑥)	727ha	6.4%	124ha	4.4%	603ha	7.0%
⑧計(④+⑦)	8,225ha	72.1%	569ha	20.3%	7,655ha	88.9%

(平成26年度実施 現況調査より)

(2) 用途地域別の緑被状況

○緑被率が低いのは商業系、工業系

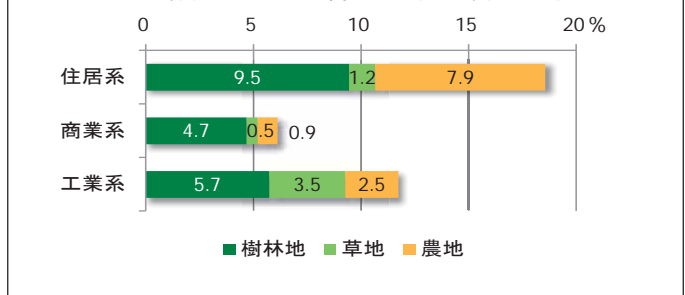
- 用途地域別の緑被率は、住居系18.6%、商業系6.1%、工業系11.7%で、商業系が特に低くなっています。
- 住居系の中で緑被率が比較的高いのは第一種低層住居専用地域(29.2%)と第一種中高層住居専用地域(21.8%)で、2割を超えています。後者は市街化区域面積の約2割を占めていますが、前者は1割に満たない面積です。
- 10%を下回るのは、近隣商業地域、商業地域の2地域で、特に商業地域は3.7%と低い状況です。
- 工業系は、工業専用地域が上記の住居系2地域に次いで高く、17.3%を占めています。

■用途地域別緑被率

	地域面積(ha)	市街化区域面積に占める割合	緑被率
住居系用途地域	1,937	69.3%	18.6%
商業系用途地域	283	10.1%	6.1%
工業系用途地域	577	20.6%	11.7%

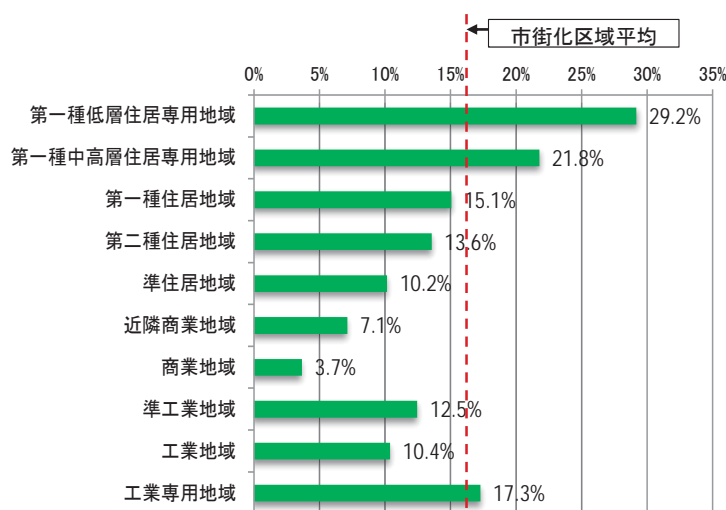
(平成26年度実施 現況調査より)

■用途地域の緑被地に占める樹林地・草地・農地の割合



(平成26年度実施 現況調査より)

■用途地域別緑被率(樹林地・草地・農地)

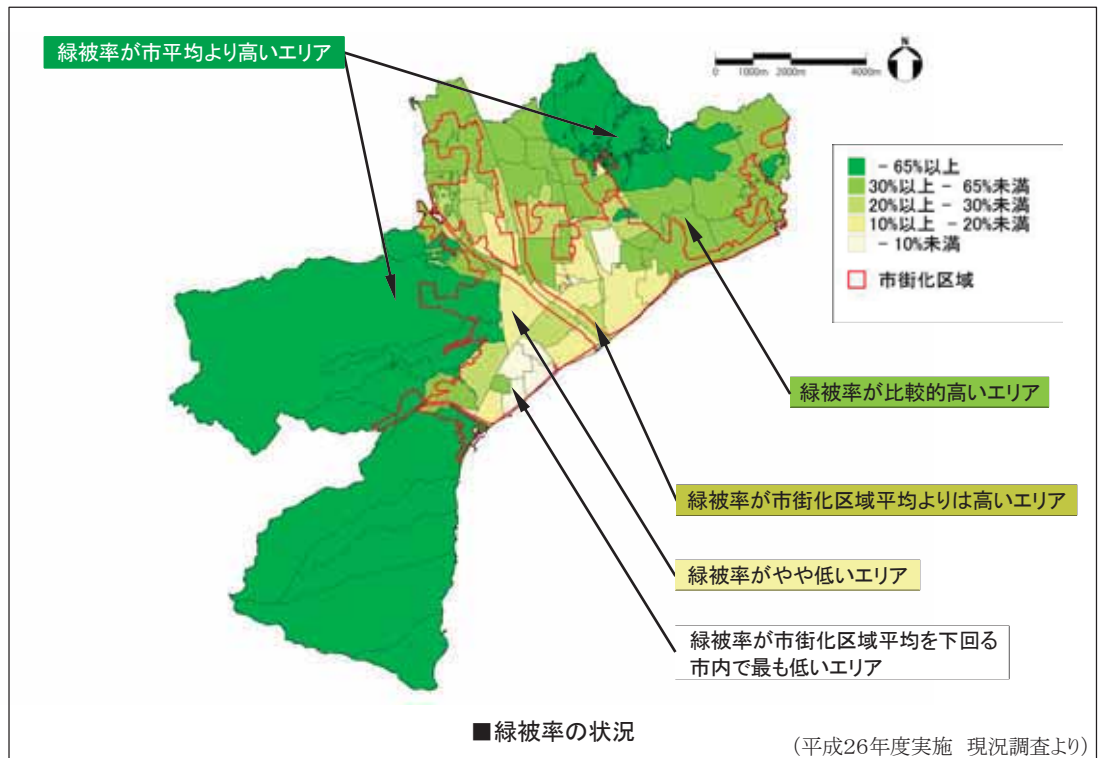


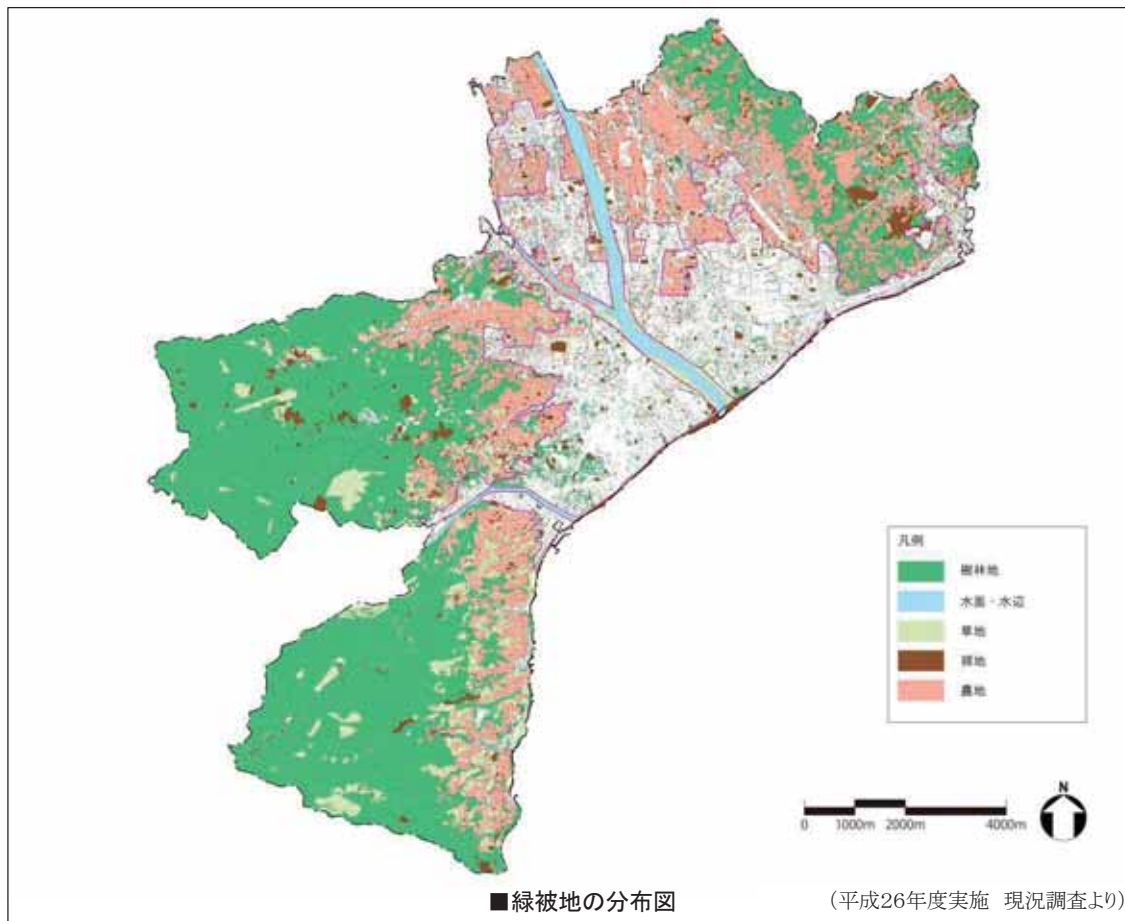
※小田原市は第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の指定はない。

(平成26年度実施 現況調査より)

(3) 緑被地の分布

- ・本市南西部の山地と北東部の丘陵が市平均緑被率の65%を上回り、そこに接するエリアが30%以上65%未満と高い割合となっています。
- ・小田原駅南側の古くからの市街地である栄町・中町・浜町・本町や、鴨宮北東側の工場や商業施設等が集積する中里などが10%未満と低い割合となっています。
- ・そのほか酒匂川両岸の扇町・東町や中新田・南鴨宮、酒匂・小八幡などの地区、狩川と酒匂川に挟まれた蓮正寺付近が、緑被率が20%未満とやや低い地区です。





注1) 使用データ

- ①小田原市航空写真 2014年1月1日撮影
- ②数値地図5000（土地利用）首都圏版2005年
- ③衛星写真（ALOS：地上解像度10m）2009年9月20日観測

注2) 緑被地抽出の最小単位は25㎡。

注3) 緑被地の区分は以下の5区分とする。

1. 樹林地：樹木で覆われた土地。
2. 水面・水辺：河川、池、沼、水路
3. 草地：公園、グラウンド、校庭、河川敷、堤防、工場、ゴルフ場等の芝生地。ススキ、ササ等の草地。（※造成中の宅地等で一時的に草地化したものは含めない。）
4. 裸地：植物や建築物等に覆われておらず、土がむき出しになっている場所。土のグラウンドや校庭、空地、造成中の土地。
5. 農地：水田、畑、果樹園等の農耕地および休耕地。

2-3. みどりの資源

みどりの資源について、1-6で示した、みどりの役割ごとに整理しました。

(1) 生物多様性を回復し保全する（生物の生育・生息環境を育むみどり）

○多様な生物生息環境

- ・本市は、相模湾に面する海岸から標高1,000m弱まで低地、台地、丘陵、山地と多様な地形からなり、森林、田・畑、水面、河川敷、草地、相模湾、砂浜・断崖など、変化に富んだ地形と水環境、さらに温和な気候に恵まれ、豊かな生物多様性を育む環境を有しています。特に、生物多様性保全の観点からの中核地区となりうる森林、回廊地区となりうる河川・水路が豊富に存在しています。

○市街地には少ないまとまった樹林地（0.1ha以上）

- ・本市市街地では緑地の縮小、分断化が進行し、動植物の生息地、生育地となる緑地の多くが孤立化しており、都市における動植物種の絶滅や減少が懸念されます。
- ・また、「孤立樹林地内の植物種数の急激な減少を避けるための最小規模」や、「生息している鳥類種数の急激な減少を避けるための最小規模」である0.4haを上回る樹林地は、市街地内には城山、板橋、南町、多古、酒匂などに点在する程度となっています。

○鳥獣保護区

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、箱根町との行政界に近い早川沿い、石垣山、いこいの森一帯、酒匂川に鳥獣保護区が指定されています。

○本市における保護上重要な生物

- ・市内を流れる酒匂川は、数少ないコアジサシの集団営巣地とされ、平成7年にコアジサシを「市の鳥」に制定、平成9年に小田原市緑と生き物を守り育てる条例に基づき、「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」に指定しました。
- ・コアジサシは、繁殖地の劣化や哺乳類や大型鳥類などの外敵などにより、繁殖が難しくなっており、市では市民協働の保護事業として、「市の鳥・コアジサシの郷づくり」を進めています。
- ・酒匂川流域に広がる水田地帯の用水路に神奈川県内で唯一、20年来変わらぬ遺伝子を持つ固有のメダカが野生の状態で生息しており、平成13年にメダカを「市の魚」に制定、平成23年に同条例に基づき、「酒匂川水系のメダカの生息地」を「野生の生き物保護区」に指定しました。
- ・本市は、童謡「めだかの学校」の発祥の地でもあり、市では平成8年5月に童謡の舞台となった荻窪用水に「めだかの学校」を開校し、メダカが生息できるような環境づくりを始めました。平成11年より、メダカのお父さんお母さんになってメダカを増やす取り組みを実施しており、市民や小中学校などにメダカを配布し、飼育を通して、種の保存を図りながら自然保護意識の高揚を図っています。
- ・神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006でコアジサシは、絶滅危惧Ⅰ類、メダカは絶滅危惧ⅠA類に、環境省のレッドデータリストではともに絶滅危惧Ⅱ類に区分されています（平成18年7月現在）。

○特定外来生物

- ・本市では、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害の防止を目的

とした「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」に指定されているアライグマやブラックバス、オオキンケイギクなどが確認されています。

(2) 歴史・文化を守る（歴史的文化的な資源と一体のみどり）

○古代以前 ～久野に見られる円墳～

- ・本市に人が住んだ最も古い痕跡として旧石器時代の遺跡が確認されているほか、縄文人の高い技術がうかがえる漆塗り製品を出土した羽根尾貝塚や関東地方最古の本格的弥生時代集落の中里遺跡が発見されています。古墳時代の古墳群も数多く存在し、現在、県内最大級の円墳である久野1号古墳などがみどりに包まれた姿で確認することができます。

○中世・近世 ～歴史の表舞台に登場、城郭や神社仏閣の建立により遺されたみどりの資産～

- ・12世紀初頭の源頼朝と平家方の大庭景親らとの合戦場となった石橋山、16世紀後半の中世最大規模の城郭と言われる小田原北条氏が造営した小田原城総構、豊臣秀吉が小田原城包囲のために築いた関東初の本格的な総石垣の城である石垣山一夜城などの史跡が知られています。
- ・15世紀末期以降、小田原北条氏一門や大久保氏等やその家臣、商人等によって多くの神社仏閣が建立されました。これらの境内に植栽された樹木の多くが市街地の貴重なみどりとなっています。
- ・早川を水源として小田原北条氏が設けたといわれる上水道の小田原用水、江戸時代に小田原藩により開かれた農業用水路の荻窪用水があり、後者は平成17年度に疏水百選（農林水産省）に選定、平成23年度には日本土木学会推奨土木遺産に認定されています。

○近代以降 ～政財界人・文化人が注目した交通の要衝と風光明媚な土地～

- ・東海道本線や馬車鉄道が開通して交通の要衝となり、海岸リゾートのための旅館の開業や、伊藤博文、山縣有朋、益田孝などの政財界の別荘・別邸がその庭園とともに数多く建設され、茶人、文人等の著名人の往来が盛んな地として知られ、その一部が板橋地区や南町などに遺されています。

○みどりと一体の文化財

- ・市内には、指定文化財として、縄文時代から昭和に至るまでの史跡14件、天然記念物26件、建造物15件、有形民俗文化財4件があり、みどりと一体となっているものも数多くあります。国登録有形文化財の建造物が14件、本市選定の「小田原市ゆかりの優れた建造物」4件があり、その多くが庭園を備えています。そのほか日本造園学会による「造園遺産」に2件、「日本歴史公園百選」に4件選定されています。

○地域の豊かな自然や歴史・文化の象徴として育まれてきた樹木

- ・環境省の巨樹・巨木林調査によると、市内には、「地上から130cmの位置で幹周（幹の円周）が300cm以上の樹木」が107か所（単木55か所、樹林51か所、1か所不明）があります。樹種はクスノキが最も多く36か所におよび、次いでケヤキ18か所、イチヨウ16か所で、もっとも樹高が高いのは、城山地区の光円寺のイチヨウで40mです。
- ・公園などに位置する樹木もありますが、大半が社寺境内にあり、社寺とともに守られてきた樹木といえます

(3) 健康・レクリエーションの場を提供する（暮らしに身近な憩いのみどりと交流のみどり）

○海～山の多様なレクリエーション資源

- ・相模湾に面し、南西が箱根外輪山に位置する本市は、城下町をベースとする都市型の観光レクリエーションだけでなく、市全域にわたって海、里、山の多様な観光レクリエーション資源が点在しています。
- ・また、古代から昭和にわたる歴史的文化的な資源、四季の花の観賞、農産物水産物の味覚、郊外・山間の自然の中での野外体験など、多彩な憩いの場、交流の場、体験等の場が設けられています。

○資源分布状況

・市街地

中心部の小田原城址を中心とする歴史や文化、南町～板橋一帯の別荘・邸園を中心とする明治以降の歴史的文化的な資源に加え、公園緑地や運動場、野球場、テニスコート等の市の体育施設などが市街地に数多く整備されています。

・郊外の田園地帯

栢山の二宮尊徳、曾我谷津の曾我兄弟、早川の古戦場の歴史や、上曾我などの市民農園、片浦などのみかん・ブルーベリー等の観光農園があります。

・山間部

野外生活体験やウォーキングルートなど、自然体験、歴史探訪、健康づくりなどの場となっています。

・海浜

海水浴場として利用されている御幸の浜と江之浦があり、御幸の浜は市街地に接しています。

○小田原固有の資源

本市の特徴ある観光レクリエーション資源として、次の資源があげられます。

- ・市街地に位置する小田原城址を中心とする中世～江戸の史跡や復元施設
- ・市街地外縁に位置する明治～昭和にかけての邸園など歴史的文化的な資産
- ・小田原城天守閣、富士山の二大ランドマーク
- ・郊外に広がる東部の梅林、西部の樹園地
- ・酒匂川、狩川、早川、山王川、中村川などの河川をはじめ、数多くの水路網
- ・豊かな樹叢や庭園をもつ数多くの神社仏閣

(4) 景観を守り形成する（郷土のみどり景観と新たな都市の景観）

○景観構成と特性

- ・本市の景観は、市街地景観、海浜部景観、田園景観、山地景観に大別されます。これらを河川景観が貫き、市街地では道路の街路樹景観が連続したみどりを形成しています。
- ・本市の特徴的な景観の一つは、市街地、海岸部、田園、山地のそれぞれを結ぶ見晴らし景観で、市街地から田園や山地の景観、田園から山地の景観、山地から市街地や田園の景観を望むことができます。本市特有の見晴らし景観として小田原城と富士山が特徴的です。
- ・市街地内の斜面緑地や古くからの神社仏閣の豊かな樹林や巨樹、明治から昭和に建てられた屋敷や屋敷跡を活用した公共施設の邸園も特徴の一つです。

○市街地景観

- ・中心市街地の景観は全体として潤いに乏しいなか、みどりのシンボルとなっている城址公園、その他公園がまちなかのみどりの景観要素として大きな位置を占めるとともに、寺社がみどりのスポットとなっています。また市街地背後に丘陵・山地のみどりのスカイラインが形成され、要所要所から望めるみどりの連なりが視覚的に潤いをもたらす景観となっています。
- ・周辺市街地の住宅地景観は、中心市街地に比べると庭のみどりが豊かで、比較的境内の大きな寺社があり社叢林に恵まれています。

○海浜部景観

- ・海浜部は、西湘バイパスが縦断し、市街地前面は砂浜や漁港の景観で、片浦は断崖となっています。
- ・南町付近はみどり豊かな住宅地、早川以南は崖線が海に迫る樹園地、橘地区はみどりの丘陵景観が海岸線に迫ります。しかしながら、国道1号の酒匂川～国府津間においては、ところどころに松並木が残るものの、概してみどりが少なく潤いに乏しい景観となっています。

○田園景観

- ・田園の集落景観は屋敷林、生垣、庭木、社叢林や、広大な水田、縦横に流れる水路、畑・樹園地などの農地の景観が広がっています。
- ・早川以南の樹園地と曾我の梅林等の景観は本市特有の景観を形成しています。

○山地・丘陵景観

- ・山林は、森林の景観が広がり、針葉樹林、広葉樹林、混交林など多様な景観をもっています。

○河川・水路景観

- ・スケールの大きい酒匂川、まちの親水空間となっている山王川や狩川、溪谷をつくる早川、住宅地を流れる荻窪用水など多様な水辺の景観が形成されています。

○道路のみどり景観

- ・市街地の主要道路沿いに街路樹が整備されていますが、良好な街路景観を形成しているところは少ない状況です。

(5) 生産基盤であり多面的な機能を発揮する（まちを支えるなりわいのみどり）

①森のみどり

○市の外周をおおう森

- ・現在、森林面積は4,264haで森林率は約37%。県内19市の中では、南足柄市、相模原市、秦野市、逗子市に次ぎ、伊勢原市と並んで5番目に高い森林率です。
- ・民有林が99%を占め、うち私有林は56.8%で、県有林29.0%、市有林5.4%、財産区等有林8.1%と公有林の割合が比較的高くなっています(平成26年10月現在)。民有林はスギ、ヒノキ、マツの人工林が多く、特にヒノキが多く、人工林の65%を占めています。天然林は3割でほとんどが広葉樹林です。
- ・人工林は9齢級以上の林85%と、高齢級に偏ってきていますが、木材需要の低迷や、林業等森の管理の担い手不足などが相まって林業生産活動は全般に停滞気味で、手入れ不足の林が多く残り適正な保育管理が緊急の課題となっています。
- ・森林が有する水源涵養、土砂災害の防止等公益的機能の発揮の点からも、森林の健全な管理育成が重要です。

○森林の多面的な機能

- ・5つの公益的機能を図るための森林経営を推進すべき森林の区域を設定しています。

■公益的機能の維持増進を図るための森林経営を推進すべき森林

(小田原市森林整備計画書より)

公益的機能	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進	3,649
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進	456
快適な環境の形成の機能の維持増進	108
保健文化機能の維持増進	62
木材の生産機能の維持増進	3,377

②農のみどり

○梅・みかん・水稻中心の農業

- ・本市の農業は、梅やみかん、水稻に代表されます。梅林は北東側の曾我一帯を中心とし、みかんは箱根山東斜面の片浦や早川、東部の田島や国府津を中心に栽培され、北西側の低地には広大な水田が広がり、市街地を取り巻く田園空間を構成しています。

○農空間の多面的な機能等

- ・都市住民や消費者に、より直接的な交流を行う農業生産関連事業を行っている農家は約半数に上ります。農産物の加工や直売以外に、観光農園などが多く、特に片浦や早川など市西部で盛んです。

○耕作放棄地

- ・耕作放棄地は、農地面積の約7%、170ha台で推移しています。耕作放棄地のうち、再生利用が可能なものは2割強で、7割以上が「再生利用が困難と見込まれる」とされています。
- ・耕作放棄地のある経営体は、片浦、早川、下中が多くなっています。(2010世界農林業センサスより)

○農地転用の状況

- ・農地転用面積は平成元年の29haをピークに減少していましたが、平成19年の5ha以降、ここ数年10ha前後の転用が続いています。その多くは一般住宅用地です。

③減少が続く第一次産業就業者数

- ・産業分類別就業者数は、全国的な傾向と同様に一次、二次産業が減少し、第一次産業2.7%、第二次産業26.3%、第三次産業数71.0%(平成22年10月1日)となっています。
- ・第一次産業は、高齢化に伴う後継者難や、生産環境の悪化等が課題となっています。

(6) 都市環境を維持・改善する(都市環境の負荷を和らげるみどり)

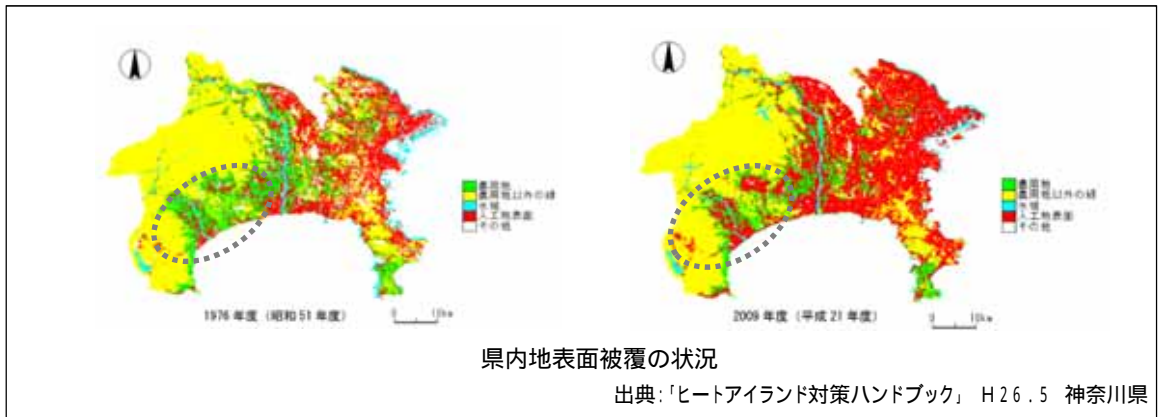
○市街地の気温上昇を抑制するみどり

- ・水田の水面からの水分の蒸発や作物の蒸散により冷やされた空気は周辺市街地の気温上昇を抑える効果もあります。また市街地の温暖化の緩和には、山林と海岸を結び市街地を流れる河川や道路に冷涼な空気を呼び込む風の道を形成することが有効です。本市には都市環境の負

荷を和らげる農地や山地・丘陵の森林や河川が存在しています。

ヒートアイランド現象

- 市街地では年平均気温が上昇し、真夏日や熱帯夜の日数が増加するなど、ヒートアイランド現象が発生しています。その主な原因の一つとして、地表面被覆の人工化があげられています。こうしたヒートアイランド現象の緩和には、市街地においても樹木の蒸散作用や日射の遮蔽効果のほか、大気汚染軽減・空気清浄効果、騒音低減効果など、快適環境を形成する機能を発揮するようみどりの良好な維持・管理・創出が必要です。



(7) 都市災害を防ぎ軽減する(都市と生活を守るみどり)

災害が発生する恐れのある区域

- 山地や丘陵が市街地に接する本市では、各法律に基づき災害が発生する恐れのある区域が、以下のとおり指定されています。

防災等規制区域

指定区域名称	指定主体	根拠法
・砂防指定地	国	砂防法
・土砂災害警戒区域等	神奈川県	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 風水害対策計画としては、神奈川県において災害に強い森林づくり、河川改修、土砂災害対策、小田原漁港海岸における人工リーフの整備等を行っています。

公園緑地の役割

- 市内の公園のうち12公園について、次のように地域防災計画で位置づけられています。このほか地域届出による一時避難場所のうち街区公園が50公園程度あります。

地域防災計画における位置づけ

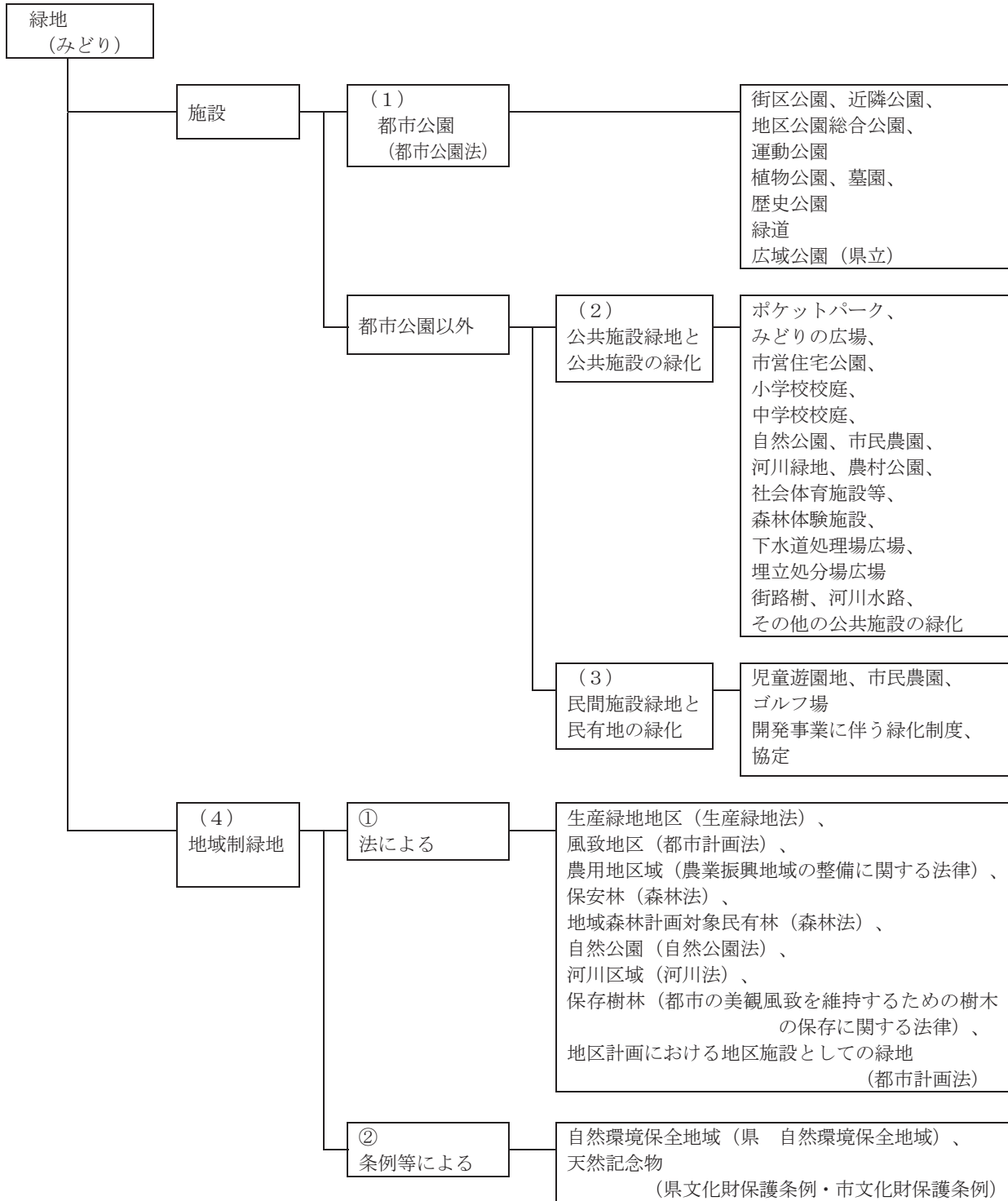
公園名	用途
上府中公園	ヘリコプター臨時離着陸場、集中備蓄倉庫、応急仮設住宅候補地、陸上自衛隊広域応援活動拠点
小田原こどもの森公園わんぱくらんど	応急仮設住宅候補地
小田原フラワーガーデン	応急仮設住宅候補地、風水害等避難所(土砂災害時一時避難施設)
城山公園(城山陸上競技場)	ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅候補地
城址公園	大規模地震時の広域避難地(1.2ha)、コンテナ型防災倉庫

公園名		用途
広域公園	おだわら諏訪の原公園	応急仮設住宅候補地、風水害等避難所（風水害等一時避難施設）、広域避難所2次施設
街区公園	南町なぎさ公園	コンテナ型防災倉庫
	万年公園	コンテナ型防災倉庫
	河原公園	応急仮設住宅候補地、飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所
	南鴨宮新田公園	応急仮設住宅候補地
	南鴨宮富士見公園	応急仮設住宅候補地、飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所
	酒匂浜公園	飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

(平成27年5月 小田原市地域防災計画 資料編より)

2-4. 小田原市のみどりの取り組み

小田原市のみどりの取り組みについて、体系別に整理すると次のとおりです。



(1) 都市公園

○本市の都市公園の整備水準は標準より低い

- ・本市における都市公園は147か所、101.80ha、1人当たり都市公園面積は5.21㎡(平成26年4月)で、標準(全国平均10㎡/人、県平均6.3㎡/人)より低い水準に止まっています。

○身近な都市公園の未充足、地域格差

- ・住民に最も身近な街区公園について地域別に整備状況を見ると、2㎡/人を超す地域がある一方で1㎡/人に満たない地域が多く、市街化区域内においても誘致距離250m圏内に街区公園が確保されていない地区がある(次ページ図参照)など、地域により充足状況が大きく異なっています。
- ・街区公園の1か所あたりの平均面積は0.1haで、小田原市都市公園条例の規模の標準(0.25ha)に及ばない0.2ha未満の公園が86%を占めています。また、地域により、1か所平均約600㎡から1200㎡と2倍の開きがあります。

■公園種別ごとの都市公園の整備状況(平成26年4月1日現在)

	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)
住区基幹公園						
街区公園	134	13.68	131	13.24	3	0.44
近隣公園	—	—	—	—	—	—
地区公園	—	—	—	—	—	—
都市基幹公園						
総合公園	3	33.52	1	11.10	2	22.42
運動公園	1	12.41	1	12.41	—	—
特殊公園						
植物公園	2	8.87	—	—	2	8.87
墓園	1	13.40	—	—	1	13.40
歴史公園	1	3.16	1	3.16	—	—
緩衝緑地等						
緑道	4	1.83	3	1.41	1	0.42
都市公園(市)計	146	86.87	137	41.32	9	45.55
大規模公園						
広域公園(県立)	1	14.93	—	—	1	14.93
都市公園 合計	147	101.80	137	41.32	10	60.48
人口		195,532人	—	—	—	—
1人当たり都市公園面積		5.21㎡/人	—	—	—	—

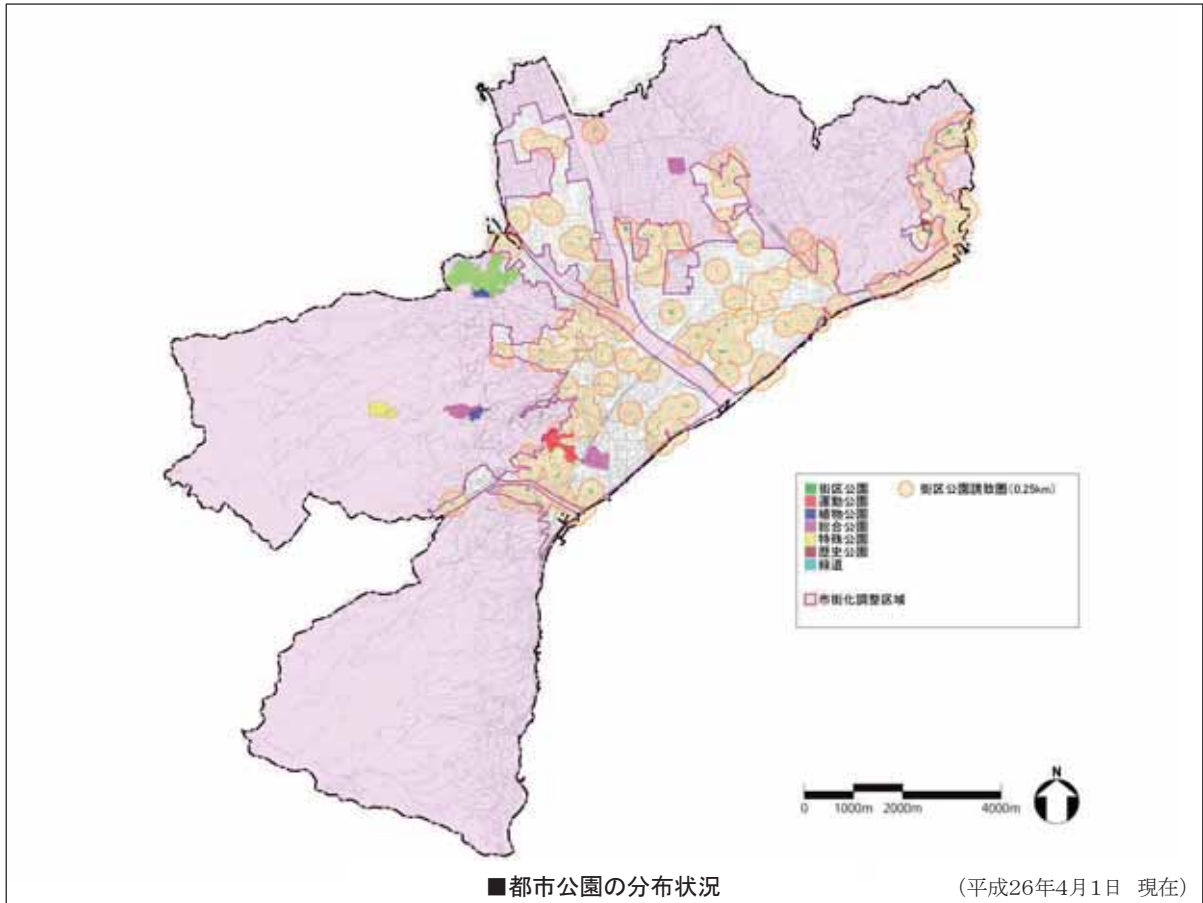
※都市公園法第3条に「地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。」とされており、小田原市は、都市公園条例において、都市公園法施行令と同様の基準(都市計画区域10㎡/人)を定めている。

○長期未着手となっている都市計画公園

- ・本市における都市計画公園は28公園で、うち長期未着手(都市計画決定後20年以上)区域が存在する公園が3公園あります。

○公園施設の老朽化

- ・設置後30年以上を経過した公園は53公園、全体の3分の1を超え、20年以上の公園は3分の2近い94公園にのぼり、老朽化への対応が課題となっています。



(2) 公共施設緑地と公共施設の緑化

①公共施設緑地

・公共施設緑地として、13種類、85か所、約92haが整備されており、都市公園面積とほぼ同じ規模を持っています。市街化区域内には52か所、34haが整備されており、都市公園を補完する身近な施設となっています。

■公共施設緑地（平成26年4月1日現在）

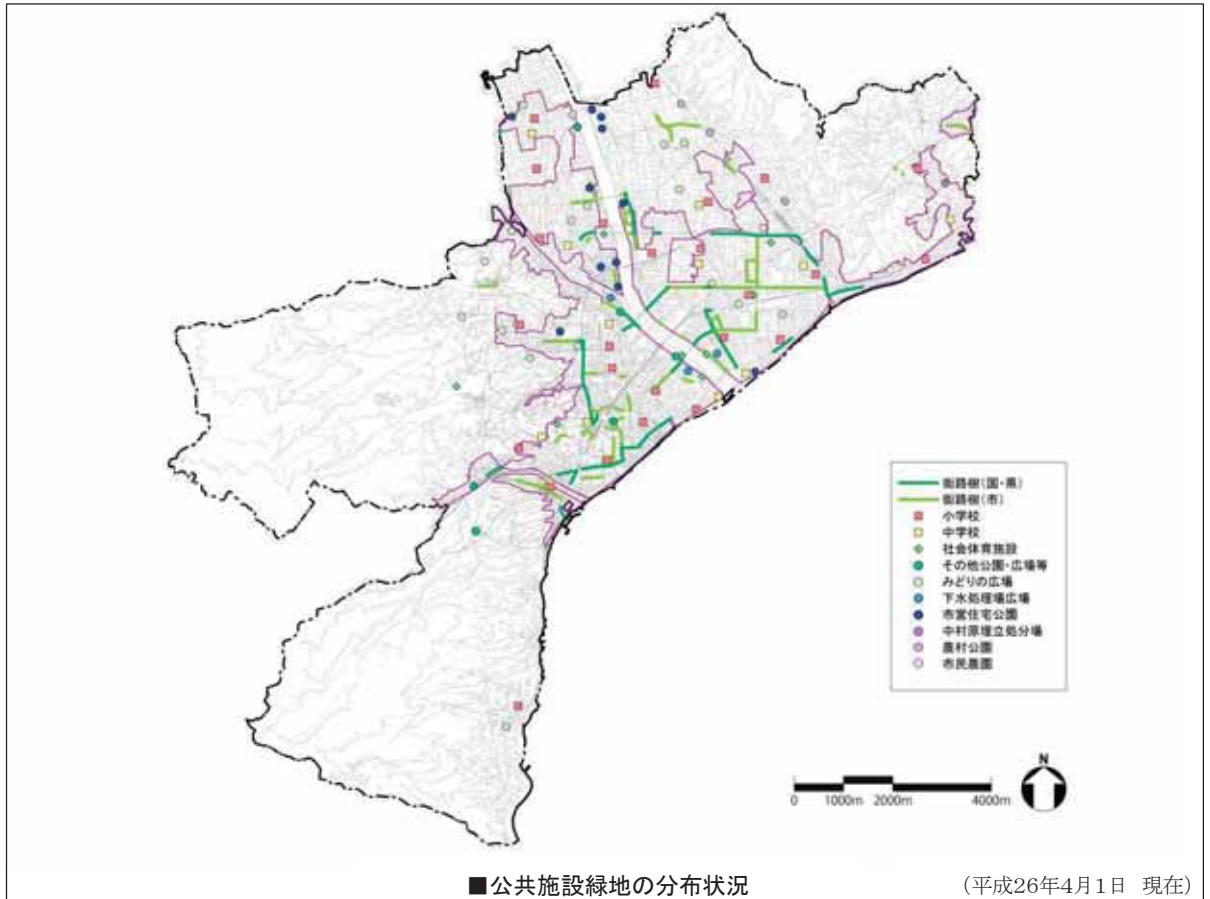
種類	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
ポケットパーク	2	0.09	2	0.09	—	—	
みどりの広場	17	2.40	10	1.31	7	1.09	
市営住宅公園	11	0.65	7	0.56	4	0.09	
小学校校庭	25	19.24	18	13.79	7	5.45	
中学校校庭	11	15.29	9	12.26	2	3.03	
自然公園	1	5.81	—	—	1	5.81	石垣山一夜城歴史公園
市民農園	1	0.09	—	—	1	0.09	特定農地貸付法による
河川緑地	3	0.63	—	—	3	0.63	
農村公園	3	0.92	—	—	3	0.92	
社会体育施設等	6	14.65	3	1.84	3	12.81	
森林体験施設	1	27.00	—	—	1	27.00	いこいの森
下水処理場広場	3	3.16	2	1.96	1	1.20	
埋立処分場広場	1	2.33	1	2.33			中村原理立処分場
計	85	92.26	52	34.14	33	58.12	

※市営住宅公園のうち2か所は児童遊園地に位置づけ。

②公共施設におけるみどりの現況

○街路樹

- ・ 高中木の街路樹のある市道は42路線、約15kmで、市道総延長（607.7km 平成26年3月）の約2%です。
- ・ 街路樹は整備後年数を経て、ムクドリの糞害、民家への越境枝や落葉の処理、歩行の支障となる根上がり、車両からの視認の阻害、管理されないまま残されている商店街の老朽化したフラワーポット等の問題が指摘されています。



○河川・水路

- ・ 酒匂川では、市民の憩いやレクリエーションの場として散策路、緑道、サイクリング場、サイクリングロードの整備を行っています。
- ・ そのほか、河川や水路の改修にあたっては、治水はもとより周辺の自然環境の保全と親水性の向上を図るため、柳新田水路、関口川、鬼柳桑原排水路などで「せせらぎ水路」として素堀水路や多自然水路などの復元整備を行っています。

○その他の公共施設の緑化

- ・ 本市では、特に公共施設の緑化に関する規定等は設けていません。
- ・ 本市では、小学校や幼稚園の運動場等の芝生化を進めています。現在小学校2校、幼稚園5園（平成27年3月末日）が芝生化されています。

(3) 民間施設緑地と民有地の緑化

①民間施設緑地

主な民間施設緑地として、63箇所、約155haが設けられています。

■民間施設緑地（平成26年4月1日 現在）

種類	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
児童遊園地	52	3.22	38	2.57	14	0.65	
市民農園	9	3.19	—	—	9	3.19	
ゴルフ場	2	148.60	—	—	2	148.60	
計	63	155.01	38	2.57	25	152.44	

②民有地の緑化

○開発事業に伴う緑化制度

- ・「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、当条例で定める開発事業に対しては、原則500㎡以上の規模の開発事業の場合、植栽地を配置するよう努めなければならないとし、同条例施行規則で用途地域の種類に応じて植栽地面積の割合を開発事業区域の規模の3%～20%以上確保することを定めています。ただし、義務づけではなく、自ら居住用の建物を新築したり改築したりする場合は含まれません。

○協定

- ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」に基づく「みどりの協定」は、4社と締結しています。緑化計画面積は約0.27ha（平均で区域面積の約5%）となっています。
- ・上記市条例の対象とならない開発行為で、1ha以上の土石採取等の開発行為については、神奈川県「自然環境保全条例」に基づき、「みどりの協定」を締結しています。

(4) 地域制緑地

①法に基づく地域制緑地

○生産緑地地区（都市計画法、指定主体：市）

- ・「生産緑地地区」は、市街化区域内にある一定の要件を満たす農地を農業生産活動を通して緑地として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための地域地区です。1か所あたり平均約1,400㎡で、2,000㎡以上の生産緑地地区は全体の2割に満たず、2,000㎡未満の規模が大半です。

○風致地区（都市計画法、指定主体：市）

- ・「風致地区」は、都市において、樹林地、水辺地、郷土意識の高い土地などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観の維持が必要な区域について定めるものです。本市では、小田原城址、城山、海岸の3地区が風致地区に指定されています。

○農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律、指定主体：市）

- ・「農用地区域」は、市街化調整区域内の農業振興地域の中にある平野部や丘陵部の農地等に指定されています。

○保安林（森林法、指定主体：国または県）

- ・市西部および東部に、水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、風致の「保安林」に指定されている山林があります。

○地域森林計画対象民有林（森林法、計画策定主体：県）

- ・本市の西部、東部の山林の多くが、「地域森林計画対象民有林」とされています。

○自然公園（自然公園法、指定主体：国）

- ・本市西部に「富士箱根伊豆国立公園」があり、市内指定箇所は全域が特別地域となっています。

○河川区域（河川法、指定主体：国、県、市）

- ・小田原市内を流れている河川は、中央部を南北に貫流する二級河川酒匂川を中心とし、箱根山塊を水源とする二級河川早川、山王川、狩川と大磯丘陵の麓に流れている森戸川、中村川があり、この河川の支川として準用河川と普通河川があります。

○保存樹林（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、指定主体：市）

- ・市街地内のまとまった樹林を「保存樹林」に指定しています。保存樹林は平成13年以降新たな指定はありません。

○地区計画の地区施設としての緑地（都市計画法、指定主体：市）

- ・「地区計画」は、生活環境の維持・向上が図られるよう地区施設として、公園や緑地等を定めることができるもので、本市では5地区で公園や緑地等を位置付けた地区計画を決定しています。

②条例に基づく地域制緑地

○県・自然環境保全地域（自然環境保全条例）

- ・市西部の片浦・早川と久野の山地2か所に、「自然環境保全地域」が指定されています。

○県・市指定文化財（天然記念物）（神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例）

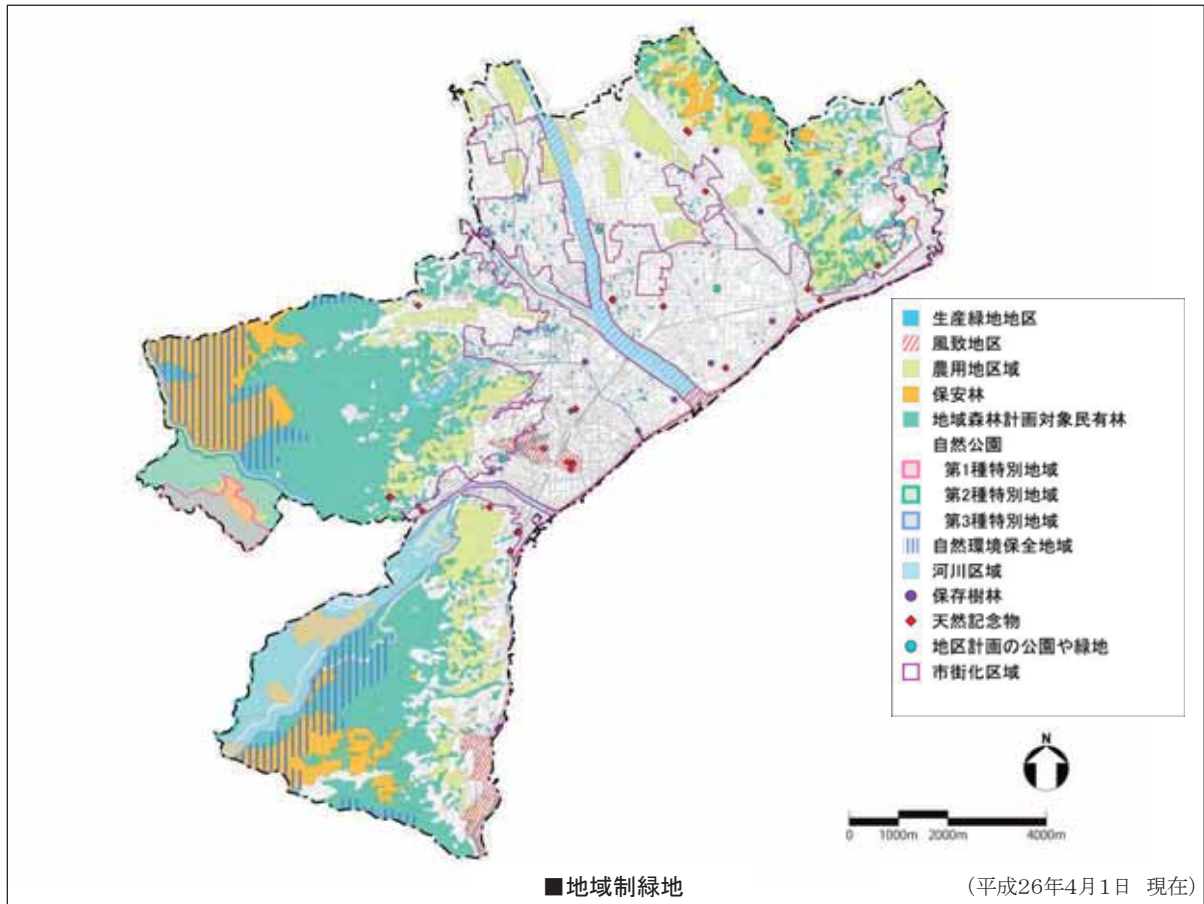
- ・みどりに関わる文化財として、巨樹・古木のほか、まとまった樹林である樹叢5件が「天然記念物」に指定されています（県指定2件、市指定3件）。

③地域制緑地のか所数と面積

■地域制緑地（平成26年4月1日 現在）

種類	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
生産緑地地区	489	68.60	489	68.60	—	—	
風致地区	3	323.00	—	80.00	—	243.00	
農用地区域	—	1,200.57	—	—	—	1,200.57	
保安林	—	1,649.00	—	—	—	1,649.00	
地域森林計画対象民有林	—	4,208.04	—	23.64	—	4,184.4	
自然公園	1	763.00	—	—	1	763.00	
河川区域	—	293.00	—	12.28	—	280.72	
保存樹林	13	3.44	—	2.33	—	1.11	
地区計画(公園等)	5	5.61	5	5.61	—	—	
自然環境保全地域	—	1,092.60	—	—	—	1,092.60	
天然記念物	5	3.37	2	1.71	3	1.65	

※端数処理により合計が一致しない場合があります。



(5) 市民、企業等との協働

①都市公園

○身近な公園プロデュース事業

- ・地域密着型の愛着のある都市公園とするために、身近な街区公園で、市民の考えや意思に基づき自らの手での花壇づくりや清掃活動など新たなものをつくる(プロデュースする)活動を市が支援しています。
- ・平成23年度より開始し、初年度においては4か所の公園で実施しました。現在、9団体により13か所の公園における取り組みを支援しています。
- ・本市のホームページにより実施団体を募集しています。

②まちなかの緑化活動等

○花とみどりのまちづくりに関わる活動

- ・公共施設内の緑化や、住宅等の民有地において、公道から見える庭づくりを支援し、市内に花とみどりを充実させるもので、以下の活動等が行われています。

■花緑に関するボランティア活動団体等の状況 (平成27年4月1日 現在)

名称	団体数等数	活動内容
グリーンライフサークル (GLC)	48団体	<ul style="list-style-type: none"> ・花の種まき、水やり ・ポット移植、移植後の水やり (自宅に持ち帰り育成) ・生育後、市から配布される花苗と合わせて、分担している地域の公共施設や公共用地の花壇に植栽し、水やり等管理していく。

名称	団体数等数	活動内容
花の街おだわら	個人56名	<ul style="list-style-type: none"> ・花の種まき、水やり ・ポット移植、移植後の水やり（小田原フラワーガーデン圃場） ・生育後、自宅又は近隣に植栽し、水やり等管理していく。
みどりの実践団体	34団体	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等、地域管理地における花と緑の維持管理を行う。（(公財)かながわトラスのみどり財団への登録）

③水辺・森・農地等に関わる活動

○自然再生・保護活動等

- ・企業との協働事業としては、本市がライオンおだわらの森、神奈川県では森林再生パートナー事業を進めています。
- ・以上のほか、本市では市民、企業との協働によりさまざまな事業を行っています。

■主なプロジェクト（平成27年4月1日 現在）

プロジェクト	位置
河川・水路	
・めだか公園・せせらぎ水路	柳新田など
・環境再生プロジェクト(植栽など)	酒匂川、下菊川など
森林	
・ふるさとの森づくり運動	久野
・ライオンおだわらの森	久野
・恵水の森(鈴廣かまぼこ株式会社:森林再生パートナー制度(神奈川県))	久野
農地	
・環境再生プロジェクト(荒地の再生および有効利用)	久野
生態系	
・コアジサシの郷づくり事業	酒匂川
・メダカのお父さんお母さん事業(地域の固有種の保護)	

○里地里山活動協定

- ・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づき、神奈川県は選定された里地里山保全等地域に関わる里地里山活動協定を認定し、認定した団体に対し支援を行っています。
- ・東栢山地区では、地区を走る鉄道会社が、活動団体が実施するイベントを広報したり、連携して生き物教室を開催するなどの取り組みを行っています。

■里地里山活動協定（平成27年4月1日 現在）

協定の名称	活動団体名	協定面積(m ²)	主な活動内容
久野地区里地里山活動協定	美しい久野里地里山協議会	5,269	<ul style="list-style-type: none"> ・田の保全・再生 ・畑・樹林地等の保全・再生 ・久野川流域の環境調査 ・動植物観察ウォーク
東栢山地区里地里山活動協定	金次郎のふる里を守る会	10,280	<ul style="list-style-type: none"> ・田の保全・再生 ・農業体験事業 ・菜の花まつり ・生き物調査
上曾我地区里地里山活動協定	曾我山応援隊	12,636	<ul style="list-style-type: none"> ・畑の保全・再生 ・農業体験事業

(6) みどりに関わる財源

○ふるさとみどり基金

- ・本市と市民が一体となって推進するみどり豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるため、ふるさとみどり基金を設置しています。
- ・緑化推進団体の育成や花苗配布等による公共施設や沿道の緑化等に使用されており、平成26年度末の基金累計は、約10億円余となっています。

○小田原市都市公園条例に基づく占用料や使用料

- ・公園内における施設の設置やイベント開催等に伴い、条例に基づいた占用料や使用料を徴収しています。

2-5. 市民のみどりに対する意識と意向

- 調査対象：無作為抽出による小田原市民（20歳以上）1,000名。なお、地域別人口の割合で抽出
- 実施方法：郵送によりアンケート調査票を送付、返信用封筒で回収
- 調査時期：平成26年9月4日～平成26年10月10日
- 回収状況：回収数=212件（回収率=21%）
有効回答票=209票（無記入返信3票を除く）

（1）身近なみどりに対する評価

①住まいの周りの“みどり”に対する関心と評価

○みどりへの関心

- ・「①関心がある」「②少し関心がある」を合すると、9割以上が「関心がある」と回答しています。

○みどりの量の変化

- ・みどりが「①減ってきた」「②量は変わらないが荒れてきた」「③量が減っている上に荒れてきた」と、7割近くの人が量と質が悪化していると感じています。

○みどりの現状

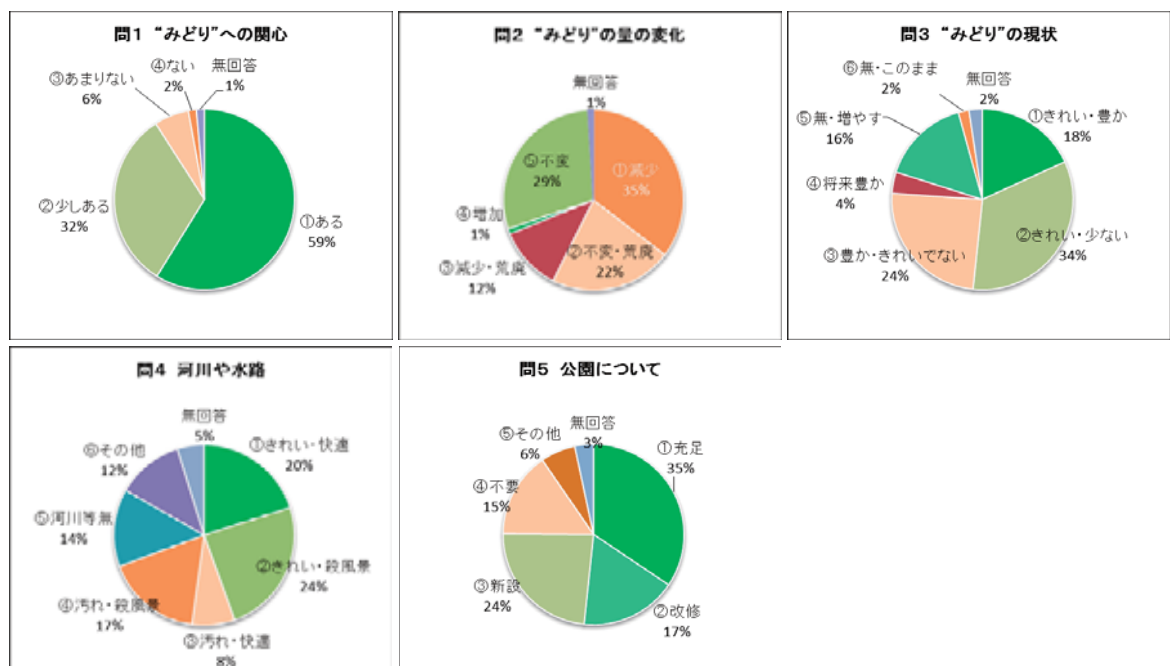
- ・みどりは「②きれいだが、量的に少ない」「③たくさんあるが、きれいだと思わない」と、6割近い人が量か質に不満を感じています。

○河川や水路

- ・河川や水路は「①②きれい」という人が半数近い一方、「②木や草花がなく殺風景」「④汚れていて殺風景」と感じる人が4割を超えています。

○公園について

- ・公園は「①充足している」という人が約3分の1を占める一方、約4割の人が、「③新設」ないし「②改修」を希望しています。



②小田原市のみどりの印象

○好きな場所とその理由

- ・最も多くの人が好きで場所としてあげたのは、種類別では野外や野外レクリエーション施設（国府津山、久野、いこいの森等）、次いで公園・広場、公共施設、道路、河川・海辺、社寺の順でした。
- ・個別の施設名では、約7割と群を抜いて人気が高かったのは「城址公園（周辺を含む）」で、次いで小田原フラワーガーデン、上府中公園と、上位3位は公園が占めました。「季節の花が楽しめる」「みどり豊か」「景色がよい」「管理がよく安全できれい」、「他ではできないレクリエーションができる」などの点が評価されています。

○嫌いな場所とその理由

- ・嫌いな場所は、好きな場所とは異なり、どこかに集中することがなく分散しています。嫌いな理由は、「樹木が少ない」「殺風景」「雑然としている」「さびれている」といった景観や活気、「ゴミ、糞、雑草、落葉など」で「汚い、臭い、不衛生」といった不快・不衛生な点があげられました。

○改善したい場所とその理由

- ・改善したい場所は公園、河川・水路、道路、駅・駅周辺があげられ、みどりと関連する理由としては「殺風景」「ゴミや汚れている」「みどりが少ない」などがあげられました。

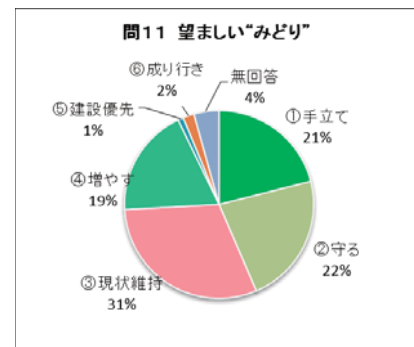
○案内したい場所、四季や歴史や文化を感じる場所

- ・市外の人を案内したい場所、四季を感じる場所、歴史や文化を感じる場所はいずれも「城址公園」がトップで、改めて市のシンボルとなっていることが確認されました。
- ・「四季」も「歴史や文化」も「市内」については数か所の場所に集中する一方、「身近」で感じる場所はいろいろなところに分散しており、地域のさまざまところで四季や歴史や文化のみどりを感じていることがうかがえます。

(2) 小田原市のみどりの取り組みに対する意向

○望ましいみどりの取り組み

- ・本市の“みどり”について、「③少なくとも現状のみどりの質や量を維持」が最も多く3割を占めましたが、「①荒れないような手立て（質の維持）」、「②減らないように積極的に守る（量の維持）」、「④まちなかのみどりを積極的に増やす（緑化）」はほぼ同数の2割内外なので、合すると6割の人が何らかの手立てをすべきと考えています。

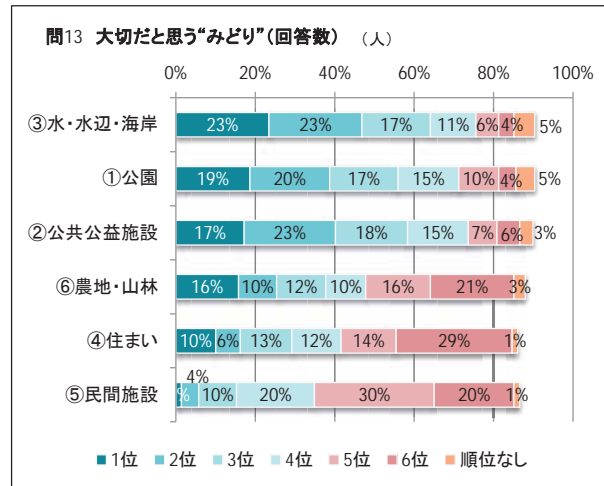
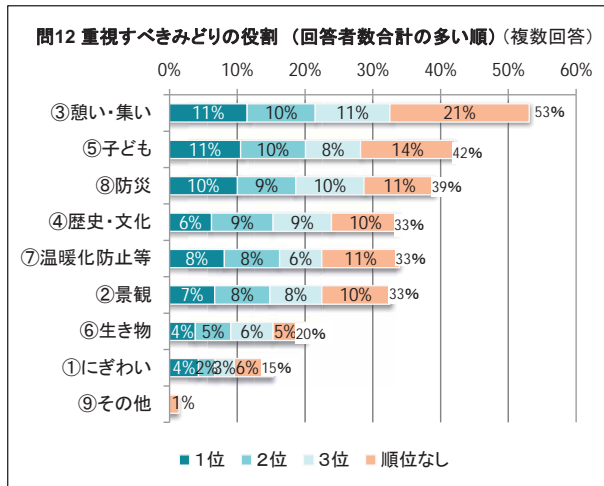


○重視すべきみどりの役割

- ・最も多かったのは「憩い・集いのみどり」で、半数を超えたのはこの項目のみでした。次いで「子どもたちの遊び場としてのみどり」、「防災に役立つみどり」となっています。

○これからのまちづくりに大切だと思うみどり

- ・1位にあげた人が最も多かったのは「水・水辺・海岸」で、4分の1近くを占めています。2番目に1位が多いのは「公園」、3番目「公共施設のみどり」でした。



○重要だと思うみどりの取り組み

・公園

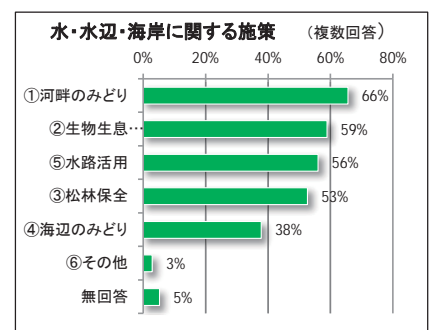
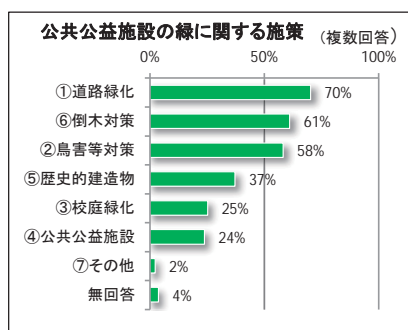
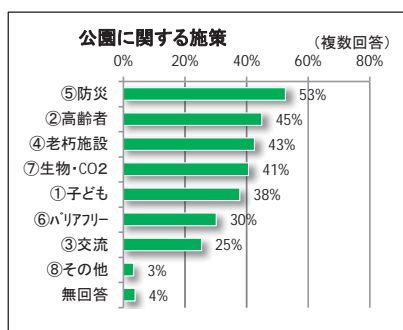
最も多かったのは「⑤災害時の避難場所等（防災）」、次いで「②まちなかに高齢者の休める公園（高齢者）」、「④老朽化した公園施設の改修（老朽施設）」でした。大規模災害への対応や高齢化社会、安全などへの関心がうかがえます。

・公共施設

最も多かったのは「①街路樹や花壇づくり（道路緑化）」で、次いで「⑥倒木の危険への対処（倒木対策）」、「②鳥糞などの街路樹対策（鳥害等対策）」で半数以上が重要としています。まちなかの豊かなみどりの創出と併せ、やはり安全性への関心の高まりがうかがえます。

・水・水辺・海岸

最も多かったのは「①市民が安全に親しめる場所を増やす（河畔のみどり）」、次いで「②多様な生き物が住める水辺と一体のみどり（生物生息）」、「⑤歴史資源の水路をまちづくりに生かす（水路活用）」で、半数以上が重要としています。重視すべきみどりの役割では6番目であった生き物の生息環境に関する項目が2番目に上がっており、水辺空間における生物生息環境への関心が高いことがうかがえます。



・住まいのみどり

最も多かったのは「⑧開発事業者が宅地化する際、屋敷林等を残す制度（開発時の保全）」です。2番目は緑化についての「②緑化や花壇づくり等を行う市民支援（市民の緑化等支援）」、3番目は民有地のみどりを守る取り組みの「⑥市民ボランティアによる屋敷林管理支援の仕組み（管理支援の仕組み）」でした。

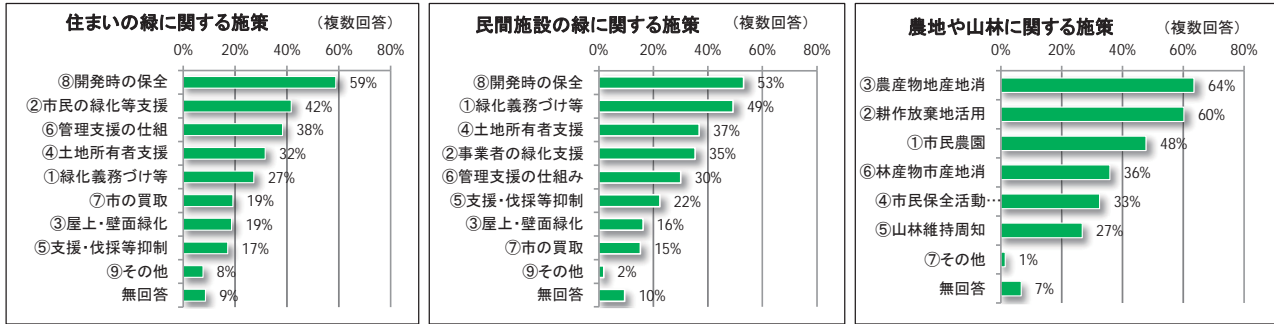
・民間施設のみどり

最も多かったのは、「⑧開発事業者が宅地化する際、社寺林等を残す制度（開発時の保全）」、2番目は緑化についての「①市街地の商業施設等の緑化の義務付け等（緑化義務づけ等）」、

3番目は社寺林等のみどりを守る取り組みの「④社寺林の土地所有者の支援（所有者支援）」で、住まいとほぼ同様の傾向を示しています。

・農地や山林

「③農産物の地産地消を推進」が最も多く、次いで「②耕作放棄地の緑地としての活用（緑地活用）」で、この2つは6割以上が重要としています。3番目に多いのが「①市民農園を増やす（市民農園）」でした。全般に農地に比べ山林の施策に関する関心が低い結果となっています。



・みどりの大切さのアピールや守り育てる活動の普及など

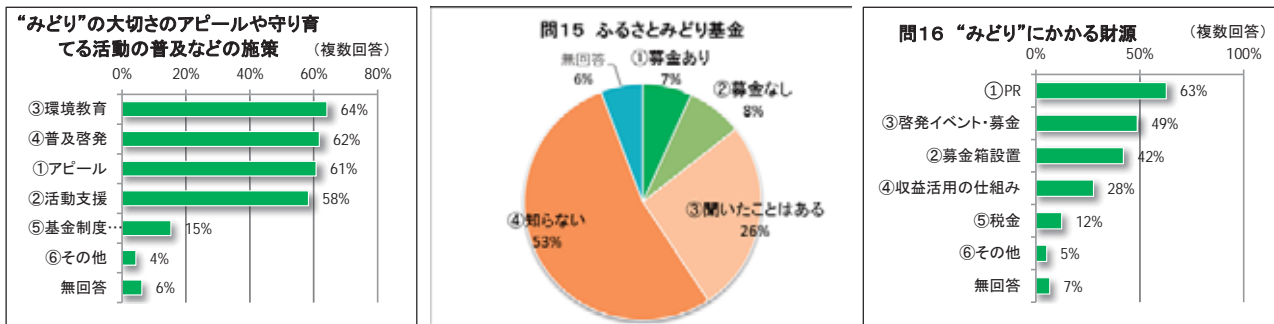
「③環境教育の推進（環境教育）」、「④みどりを育てるやり方の普及」、「①“みどり”の大切さのアピール」（61%）が、それぞれ6割を超えています。

・ふるさとみどり基金

「まったく知らない」が過半数を占めています。「募金したことがある」、「知っているが募金したことがない」はともに1割未満でした。基金のことを知っているが「使い道を知らない」という人も2割でした。

・みどりにかかる財源

「①ふるさとみどり基金のPR」が最も多く、次いで「③緑化イベント実施などによる啓発と募金」、「②公共施設にふるさとみどり基金の募金箱設置」と、啓発・募金が多数を占めました。



(3) みどりに関する市民の取り組みの現状と今後

○市民の現状の取り組み

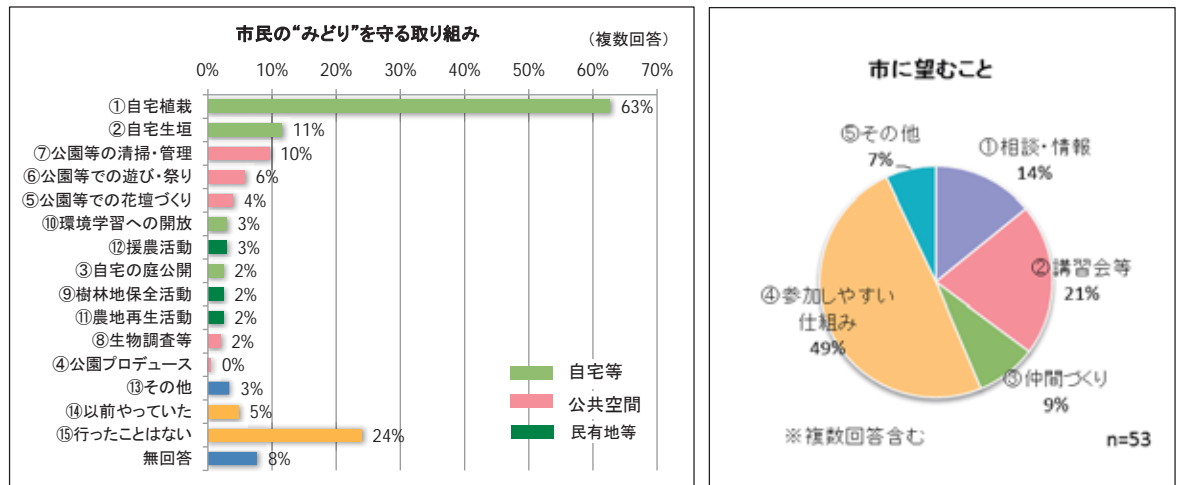
・市民が行っているみどりの取り組みで多いのは、自宅や自分の事務所等での「庭に木や花を植栽」や自宅の「塀の生垣化」です。公共的な空間では、少数ですが「公園、樹林地、田んぼなどでの清掃や維持管理活動」「公園などで子どもたちのグループを遊ばせたり、お祭りを開催」をしているという回答がありました。

○今後取り組みたいこと

- ・これから取り組みたいこととしては「援農活動」が多く、そのほか「公園などでの花壇づくり」「農地再生」など、自宅や自分の事務所以外への関心が高くなっています。

○取り組みにあたっての市への要望

- ・取り組みにあたって市に望むことは、「だれでも参加しやすいしくみづくり」が半数以上で、次いで「講習会などの開催」、「相談窓口や情報の提供」となっています。



(4) 子どもとみどり

小田原市の未来を担う子どもたちに期待すること、また、子どもたちが心身ともに健康に育つために“みどり”がどのようにあるべきかを聞いたところ、107人より回答がありました。

○子どもたちのことを考えたまちづくり

- ・「子どもたちにみどりの大切さなどを知ってほしい」「みどりから地球環境問題への意識」など、子どもたちに対する「みどりの教育」に関係するものが22件、学校でのみどりの教育、体験を行ってほしいという意見が7件ありました。
- ・特に「農業体験を通じて食育を学んでほしい」などが6件、子どもたちに「花壇づくりや草取り、植林などの活動を行ってほしい」などの「みどりの活動」関係が3件ありました。

○子どもたちのための小田原市の“みどり”のあり方

- ・「豊かなみどりの中で子どもたちが育ってほしい」とする「身近なみどり」に関連する意見が5件、子どもが外でのびのび遊べるみどり「日常的にみどりにふれあい、体験できる場」など「外遊び」に関する意見が11件、「動植物など自然とふれあえる場」「生態系の学べる場」など「身近な自然・生き物」に関する意見が11件ありました。

2-6. 社会動向からみたこれからのみどり

(1) 国土のグランドデザイン2050

(国土交通省国土政策局総合計画課総括班 平成26年7月)

今後の社会情勢の変化等を考慮した国土づくりの理念や考え方に即した施策の検討を行う必要があります。「国土のグランドデザイン2050」は、急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土形成計画（平成20年（2008年）閣議決定）策定後の国土をめぐる大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すものです。

ここで以下の5点を時代の潮流として認識し、これをふまえて国土は、国民の幸せな暮らしを実現する舞台であり、その基盤として経済の成長は不可欠であり、一定の成長を確保した上で、「豊かさ」と「安心」を実感できる国土にしていくことが必要、さらに各地域が主体性を確立し、固有性を深め、「多様性」を再構築することが重要とし、3つの理念を掲げています。

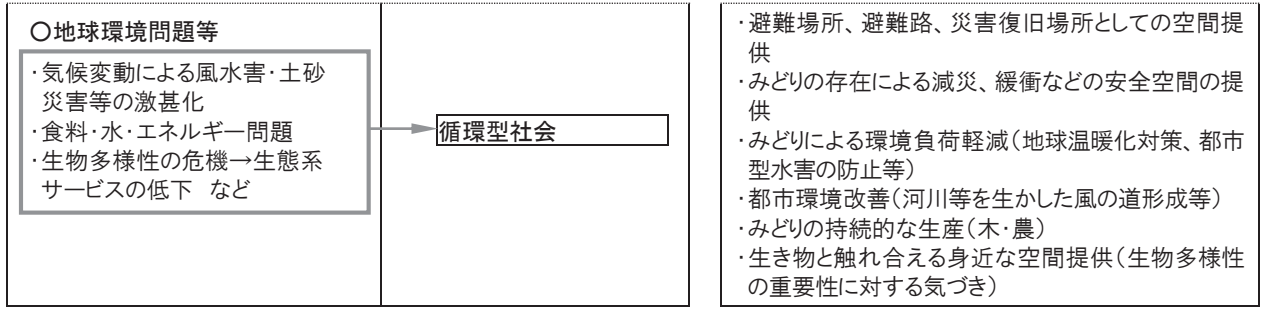
- 時代の潮流
 - (1) 急激な人口減少・少子化、高齢化
 - (2) グローバリゼーションの進展
 - (3) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
 - (4) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
 - (5) ICTの劇的な進歩、技術革新
- 理念
 - (1) 多様性の再構築（ダイバーシティ）
 - (2) 連携革命による新しい集積の形成（コネクティビティ）
 - (3) 災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）

(2) 社会ニーズとみどりの機能の視点

(1) の理念をふまえて、特に『みどり』に関わりの大きい社会情勢、都市における課題に対し、都市の持続性に資するみどりの機能に配慮した計画とする必要があります。

■都市における課題に対応するみどりの機能(例示)

社会背景と都市における課題	持続的な都市構築のための社会的ニーズ	都市の持続性に資するみどりの機能
○経済的衰退 ・商業・業務地の衰退 ・空き地の増加 ・公共施設等の維持困難 ・インフラの老朽化	経済・活力の維持	・みどりによる快適に歩ける空間確保 ・広場等としての空き地の活用 ・みどりによる土地の価値向上 ・魅力的な賑わい空間の形成 ・労働環境・住環境の向上(安らぎ・潤い等) 等
○人口減少(少子高齢化) ・健康維持不安、単身世帯増 ・伝統技術の継承難→消滅 ・地域の伝統行事継承難→消滅 ・耕作放棄地の増大 ・里山の荒廃 など	健康・福祉社会	・余暇活動や運動機会の提供による健康長寿 ・みどりの中での子育てを通じた情操教育 ・みどりの地域活動など生きがい創出や地域の共助の場や機会の提供 ・農林業への市民の理解の場や機会の提供 等
○低密化 ・サービス施設の減少→生活利便性低下 ・荒廃による犯罪の温床化 など	安心・安全な社会	・地域管理の一環としての市民等との協働のみどりの管理によるコミュニティ育成 等



（3）持続的な都市構築に求められるみどりの視点

少子高齢化、都市の縮退化、インフラ老朽化、地球環境問題等を展望しつつ、今後求められる都市の集約におけるみどりのあり方をふまえた施策の検討を行う必要があります。

■（参考）都市の集約化におけるみどりの役割と考えられる保全創出の手法(例示)

都市集約による空間特性		みどりの位置づけ	みどりの保全創出手法（例示）
都市機能を集積する区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約する区域	地域経済の中心地におけるみどり 商業・文化・福祉等の都市機能集約による市の中心拠点・生活拠点形成における都市景観や賑わいを生みだすみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・市を代表する公園整備や街路樹等の公共空間の緑化による都市のブランドイメージ向上 ・開発行為等に伴う緑化によるみどりの創出 ・民有地の緑化促進 ・立体公園制度等の活用による高度利用
住宅中心の居住区域	生活サービスやコミュニティが持続的に確保される住居系区域	生活の拠点におけるみどり 定住促進、健康長寿、子育て支援、閑静なみどりのまち並み形成に資するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等に伴う緑化による緑の創出 ・民有地の緑化促進
工場・業務が集積する区域	大規模な業務地で、まとまった土地利用転換の可能性も想定される区域	労働環境におけるみどり 居住空間との緩衝になるみどり 落ち着いた都市景観形成、リフレッシュの場になるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う緑化によるみどりの創出 ・民有地の緑化促進
低密化が想定される区域	空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地などの区域	縮退傾向にある区域におけるみどり（市街化区域フリンジ等） ゆとりある住環境の形成やコミュニティ維持に資するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然地形をふまえた線引き ・保全制度等を活用した開発抑制
田園居住区域	里山や農空間を主とした自然的な環境を再生・活用する区域	自然的土地利用が多くを占める区域におけるみどり（市街化調整区域等） 農林業などの生産の場の維持、都市住民との交流による活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全制度等による開発抑制

※「H26年度人口減少社会における緑の基本計画に関する資料整理・分析」を参考に作成

2-7. 小田原市の都市およびみどりの現状からみた課題の整理

本市は、都市構造、土地利用、地形、みどりの特性等からみると、大きく森（山林）・里（田園）・まち（市街地）、海に区分されます。それぞれのみどりの現状、みどりの取り組み、市民の意向、および前項の社会動向からみた課題整理の基本的な考え方は次のようになります。

◎課題整理の基本的な考え方

①小田原のみどりの構造（森、里、海）を確かにする。

- ・森、里、海の3つがみどりの構造を形成していることが大きな特徴。
- ・その特性をよりよく発現し、みどりの構造を良好な状態で次世代へ継承していくために、3つのみどりとそれらをつなぐみどりが抱えている課題を整理。

②小田原のまちづくりにみどりが持つ機能を発揮させる。

- ・みどりのまちづくりに向け、市内に点在する多様なみどりの資源を保全、活用、あるいは創出する視点から総合的、計画的な取り組みの推進が必要。
- ・そのため、みどりの役割・機能をふまえ、みどりの資源の活用と新たなみどりの創出の必要性等を含め、取り組むべき課題を整理。

③小田原の持続的なみどりの取り組みを進める。

- ・成長し続けるみどりを長期にわたって日常的にきめ細かく管理していくためには、行政だけでなく市民や企業等の力と継続の仕組みが不可欠。
- ・多様な主体による取り組みを促進するための課題と、みどりを継続的・良好に育むための課題を整理。

●みどりの構造からみた課題

(1) 森・里・海のみどりの保全・育成が必要

(2) 森・里・海と市街地をつなぐみどりの形成が必要

●みどりの機能からみた課題

(3) 市街地のみどりの創出・育成が必要

(4) 「小田原らしい」みどりの継承・育成が必要

●持続的なみどりの取り組みから見た課題

(5) みどりに関わる多様な主体の活動促進が必要

(6) みどりのマネジメントの促進が必要

社会経済環境の変化

少子高齢化・人口減少・環境問題・都市機能の集約化・地方財政の逼迫等

(1) 森・里・海のみどりの保全・育成

①山地の森林の公益的機能の維持

○みどりの適正な管理・育成による公益的な機能の維持・向上

- ・法令および各種計画等に基づき、木材生産のほか水源涵養、災害防止、土壌保全、環境形成、保健文化機能などの森林の公益的な機能が低下しないように適正な管理育成の継続が必要です。
- ・市民や企業との協働による森林再生やふるさとの森づくり運動を通じた森林資源の多目的な利用等の継続が必要です。

○市街地に近い森林の都市のみどりの観点からの保全

- ・市街地に接する森林については、無秩序な開発の対象とならないよう、都市を取り巻く里山の環境を維持するみどりとして適切な保全・活用方策の強化が必要です。

②農地・農村の多面的機能の発揮

○耕作放棄地の発生抑制・活用

- ・農村文化や田園景観の継承、環境の保全に資する多面的な機能を有する農地や農村の環境を保つため、耕作放棄地の発生抑制と活用の推進が必要です。

○農村と都市の交流などへの活用等による田園における環境の維持

- ・農業・農地に対する市民の理解および農業や農村を貴重な資源として良好な田園の環境を維持していく取り組みの一つとして観光農園や市民農園などが存在しています。
- ・都市住民の自然とのふれあいや体験学習などの場として、多様な形態が求められています。

③海辺のみどりの保全

○海浜部のみどりの保全・活用策

- ・沿岸にはかつて松林が形成されていましたが、現在、御幸の浜や酒匂川の河口、国府津、片浦などに部分的に残る程度となっています。本市の原風景として、海浜部の潤いの景観として残されたみどりの保全が必要です。

(2) 森・里・海と市街地をつなぐみどりの形成

①河川による森・里・海と市街地のみどりの連結

○河川がもつ多様な機能のまちづくりへの活用

- ・親水空間や周囲の自然環境要素を考慮した河川の生態系ネットワーク機能の強化、風の通り道に配慮した河川空間の保全・活用を図るなど、河川空間をまちづくりに活かしていくことが望まれます。

○快適な河川空間の確保

- ・河川における快適な空間を確保する管理方策の検討が必要です。

②道路による森・里・海と市街地のみどりの連結

○道路空間のみどりによるまち並み景観や都市環境の向上

- ・主要な道路空間において、周囲の自然環境要素も考慮した道路緑化の充実や環境に配慮した歩行者ネットワークの形成により、都市景観のみどりの軸の形成や都市環境の向上を図

ることが必要です。

○街路樹の管理方針の確立

- ・街路樹は、大量の落葉、野鳥の糞害・害虫発生、電線等の架線との交錯、台風時の幹折れ・倒木、車走行時の見通し阻害など、さまざまな課題を抱えています。街路樹の整備・管理方針の検討が必要です。

③ “見晴らし” による森・里・海とまちのみどりの連結

○視覚的な繋がりの意識化

- ・市街地の眺めや市街地と山林を結ぶ視覚的あるいは意識上の繋がり等を持たせるよう、海、山、市街地などへの眺望景観を意識したビューポイントづくりの検討が小田原らしい景観として重要です。

(3) 市街地のみどりの創出・育成

① まちなかのみどりの創出・育成

○市街地の魅力を向上する豊かなみどりの風景の創出

- ・市民の快適な憩いや交流の空間、富士箱根伊豆の玄関口であり県西地域の拠点都市としての来街者を迎える都市景観、地球温暖化防止等の重要性をふまえ、市街地においてみどりによる魅力あるまちづくりが必要です。

② 「防災」に対応するみどりの確保

○浸透・保水機能のあるみどりとオープンスペースの確保

- ・まちなかの浸透・保水機能のある樹林地やその周囲の農地を保全する必要性があり、また公園や緑地などのオープンスペースの確保も重要です。

○みどりによる災害に強いまちづくり

- ・民有地においても、延焼を防止する防火樹植栽や倒壊した場合の危険性が大きい素材の塀等を避け接道部分は生垣等とするなど、被害を軽減する方策をとることが望まれます。
- ・延焼防止の観点から、広幅員道路の街路樹や公園緑地などのオープンスペースの適切な配置や空間構成等の検討を行うことが必要です。

○避難場所となる都市公園の確保と防災・減災機能の向上

- ・防災・減災対策の一環として、都市公園の果たす役割をふまえ、防災・減災および災害時の対応に資する公園の検討を行うことが必要です。

③ 身近なレクリエーションやコミュニティ活動などのみどりの充実

○公園未充足地区の解消

- ・住民一人当たりの都市公園の面積や都市公園までの到達距離が地区により大きく異なり、不均衡な配置となっています。
- ・公園等の機能が不足している地区（公園未充足地区）においては、公園機能の充足に向けた新規整備が望まれています。公園に代わるレクリエーション機能を有する施設や環境（広場や緑地、森林や河川など）の配置状況、地域における人口推移などの社会情勢等のさまざまな視点から整備の必要性を検討したうえで早期の「公園未充足地区」の解消と、公園

用地の確保や整備手法の検討が必要です。

○長期未着手となっている都市計画公園の見直し

- ・開設済みの一部の都市計画公園において、都市計画決定された区域の一部が長期にわたり未着手となっている公園があります。公園の充足と併せて、人口動向などの社会情勢や公園が担うレクリエーション機能の充実などの視点で、その見直しについて検討が必要です。

○公園空間の安全性、快適性の向上

- ・都市公園の老朽化した施設の改修、繁茂した樹木の剪定・整理等による死角の解消など防犯上の安全・安心の確保や、バリアフリー対応など、市民のニーズに即し、生活に豊かさをもたらす場として公園の質の向上を図ることが必要です。
- ・超高齢社会を迎えている現在、都市公園の改修にあたって、バリアフリー化に止まらず高齢者の休息の場や健康づくりに資する公園づくりなど、安全・安心に利用できる公園とすることが必要です。

○都市公園が持つ観光・レクリエーション機能をふまえた公園の確保

- ・既設の都市公園の改修による機能の向上を含め、来街者の誘致に資するさまざまなイベント等の開催や市民との交流等の場となる公園、来街者の憩いやレクリエーションの場となるみどりの空間、小田原らしさを感じさせる空間など、都市公園が持つ観光・レクリエーション機能を発揮させる整備・再整備が必要です

④公共施設の緑化

○樹木の健全度の向上

- ・公共施設における樹木の健全度の把握と危険木の早期発見、樹木の健全な育成・保全に関する対応方針を定めることが必要です。

○公共施設における緑化推進

- ・公共施設の新築・改築等の際は、積極的な緑化への取り組みが必要です。特に、校庭については、まちなかのみどりとオープンスペースとして市立学校等の校庭の緑化と管理の仕組みの整備が必要です。

⑤生産緑地地区の活用

- ・生産緑地地区は市街地における貴重なみどりであることから、農林漁業と調和し、良好な都市環境を形成している市街化区域内の農地において、適正に管理され、追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定するなど、保全が必要です。

⑥民有地の緑化

- ・市街地の緑化の推進にあたっては、市内の土地の大半を占める民有地において民間事業者による緑化を進めていくことが効果的です。
- ・大規模な開発にあたってのみどりの保全方策や、建築物の新築等に際しての緑化空間の確保に対する支援方策などの検討が必要です。

(4) 「小田原らしい」みどりの継承・育成

①小田原の歴史を物語るみどりの保全・活用

○まちの顔として、中心市街地一帯の風格のあるみどりのまちづくり

- ・観光客など来街者の玄関口となる小田原駅前などでは、小田原の特色である自然や歴史の資源をアピールするみどり豊かな魅力ある空間づくりが必要です。

○城址公園、城山公園、総構の歴史的空間を生かしたみどりのまちづくり

- ・城址公園、城山公園を含む総構一帯は、総構の外郭の顕在化など歴史的空間をみどり豊かなまちづくりに活用する方策の検討が必要です。

○歴史的文化的な資源と一体となった緑地やみどり豊かな住宅地の景観の保全・活用

- ・歴史的文化的な建造物と庭園およびその周囲のみどり豊かな住宅地、さらにこれらの住宅地と一体的な景観を構成する斜面緑地等を、小田原の大切な資産として守り健全に育成するための保全方策の検討が必要です。
- ・巨木の残る社寺林はまちのランドマークであり、小田原の歴史を伝え、まち並みに潤いをもたらす資源として健全に保全することが望まれます。

○水路の保全・活用

- ・郷土の歴史性とその場所らしさを刻む資源として、きめ細かいみどり豊かなまちづくりや環境学習、郷土学習の場として生かすよう、必要に応じて保全・活用方策を検討することが望まれます。

②小田原の自然の豊かさの保全・活用

○貴重な生き物も生息する豊かな自然環境の保全・創出

- ・生物の生育・生息に適した場所のみどりを結びネットワークを形成していくことが必要であり、まとまった樹林等を核として、河川や水路等を軸に生物に適した環境の保全やまちなかのみどりなどの配置により、生物の生息や移動経路となる多様な空間を保全・創出していくことが重要です。

○既存資源の活用による郷土学習・環境学習

- ・小田原の特色である自然を活用し、農林業体験や自然体験により、里山の伝統文化や雑木林の保全方法などを実際に体験しながら学ぶ機会の充実や、都市住民による支援の仕組みを拡充する必要があります。

(5) みどりに関わる多様な主体の活動促進

①市民との協働体制の強化

- ・都市公園をはじめとする公共施設のみどりに関する管理、育成を今後一層強化することが重要となることから、多様な主体との協働の仕組みづくりや広報などの情報発信の強化が必要です。
- ・市内の大半は民有地が占めることから、みどりに関する市民の主体的な活動を促進する支援・誘導方策等が必要です。

②企業等のCSR活動の促進

- ・市内には多くの企業があり、みどりの整備・管理に関わる一層の協働体制を強化するため、

企業が参加しやすい仕組みづくりや幅広い支援策の検討が必要です。

③人材育成体制の強化

- ・みどりに関する活動に子どもたちや市民が継続して楽しく取り組むことができるように、本市のみどりを舞台とした郷土学習・環境学習等の推進とともに、インストラクターの人材育成や世代間交流の仕組みが必要です。

④ふるさとみどり基金

- ・ふるさとみどり基金を知っている人はわずか15%、聞いたことがある人は26%、聞いたことがない人が過半数を超えました。基金を知っており使い道も知っている人は1割にとどまっています（みどりに関する市民意識調査 平成26年度）。
- ・基金に関する情報発信の強化と、基金制度の有効活用の方策を検討する必要があります。

(6) みどりのマネジメントの促進

①みどりの施策展開にあたっての他分野との連携

- ・少子高齢社会の到来や人口減少時代を迎え、各種施策の展開にあたっては「選択と集中」および「横断的な施策の展開」が必要とされることから、今後はさまざまな施策と連携した効率的な都市経営が求められます。
- ・みどりがもつ多様な機能を生かし環境教育施策、学校教育施策、福祉施策、子育て施策など多分野にわたる事業の受け皿として、他分野の施策と連携しつつ公園や緑地に関する施策の展開を進める必要があります。

②みどりを良好に維持するマネジメント施策の推進

- ・市民ニーズを考慮したみどりの保全・育成や、都市公園の良好な維持と利用促進を図るきめ細かい管理運営を行政だけで取り組むのは困難であり、多様な人々との協働により進めていくことが求められています。
- ・これらの取り組みを継続的に進めていくには、「放置されかねないみどり」から「維持・管理するみどり」へ、さらに「維持・管理するみどり」から「市民の資産としてマネジメントするみどり」として捉える観点にたつて、ふるさとみどり基金等を積極的に活用した多様な主体による保全・育成、管理運営のあり方の検討が必要です。

③民間活力の導入

- ・本市を代表する公園や緑地の管理運営にあたっては、民間企業等の事業参画、市民や企業等からの寄附やサポーターとしての参画など、民間活力の導入によって利用者満足度の高いサービスを提供する仕組みづくりについて検討する必要があります。
- ・みどり豊かな地域づくりの推進にあたり、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みを誘導・支援する方策の検討が必要です。

第3章 計画の基本方針

- 3-1. みどりの将来像
- 3-2. 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

3-1. みどりの将来像

(1) 基本理念

みどりは、四季の変化や潤いのある風景をつくり、人々をひきつける魅力ある街なみを生み出すとともに、生物生息環境ともなり、さらにさまざまな場面において二酸化炭素の吸収や水源かん養、都市災害の軽減、延焼防止、夏の照り返しや日射の遮へいなど、生活の快適さや安らぎを生み、人々の暮らしを支えるばかりでなく、安全・安心な環境をつくり、いのちを守る役割も担っています。

また、本市固有の多様なみどりは、長い歴史と、みどりを資源とする林業（木材）、木工業、農業（農産物、花卉園芸）、造園業などのなりわいととも形づくられています。

さらに、これからも自然の資源を利活用していくためにも、持続可能なみどりを築いていく必要があることから、まちを取り巻く森・里・海やそれらをつなぐみどりに目を向け、自然の恵みを大切に利活用し続けていくためのマネジメントが欠かせません。





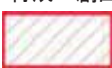



これらを受け、本市のみどりを持続可能な資源として、次世代に継承していくため、行政、市民、企業等が一体となってみどりを守り創り育てることが必要です。

以上をふまえ、小田原市緑の基本計画の基本理念を次のように定めます。

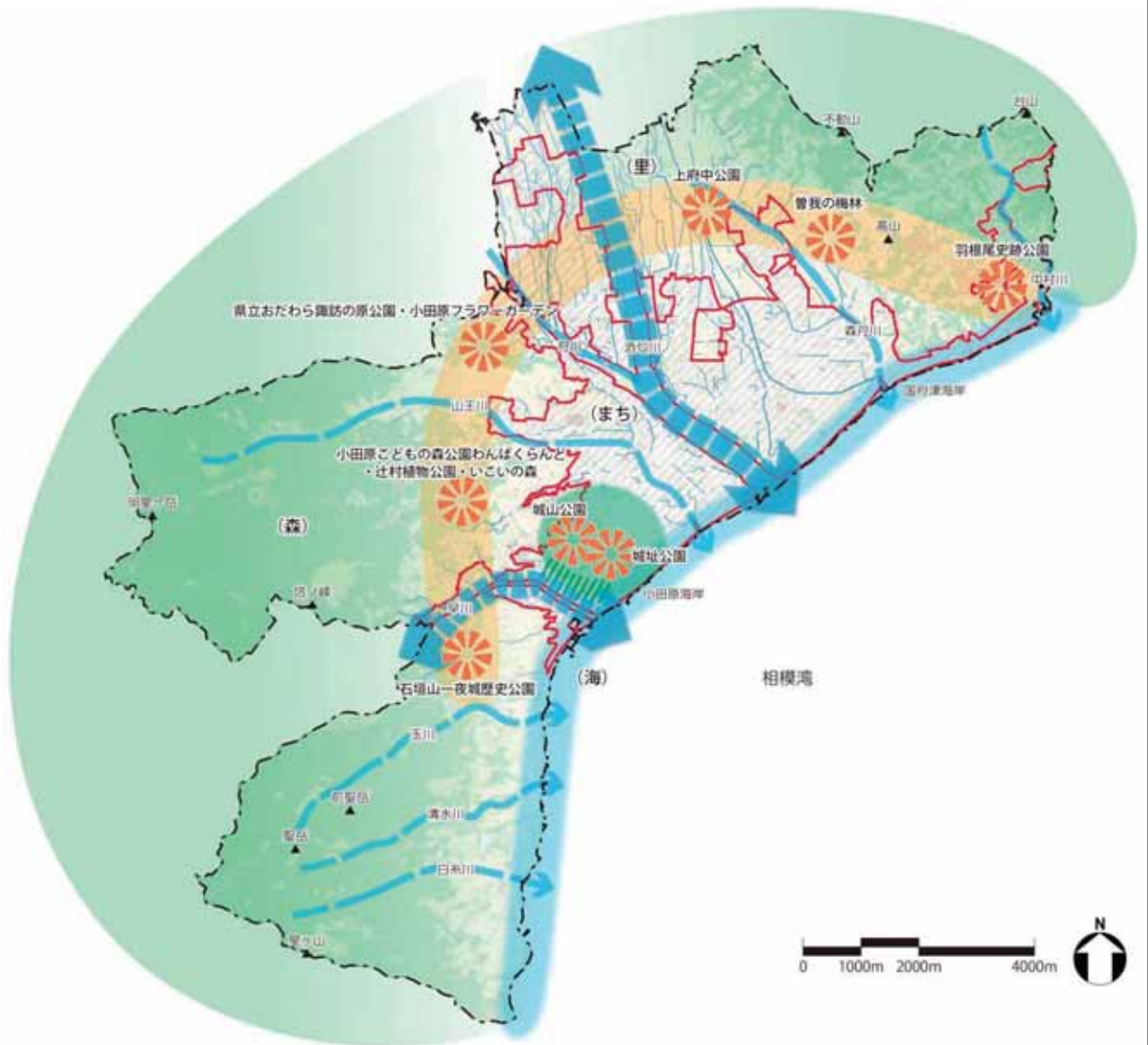
おだわら みどりの創生プラン

～いのち・暮らし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして～

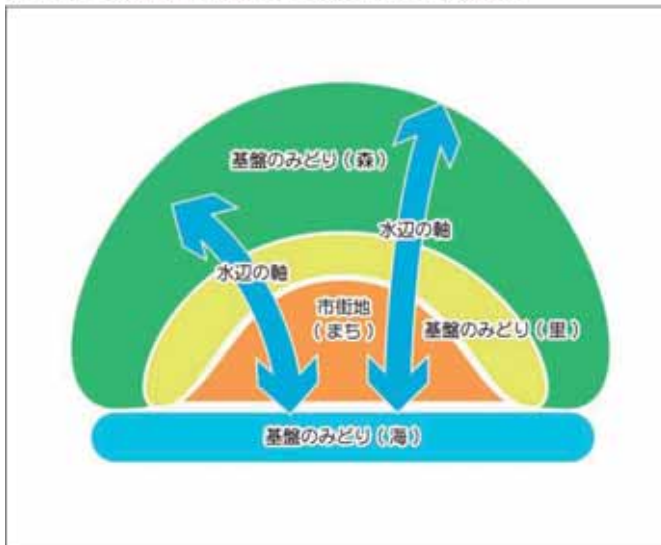
(2) みどりの将来都市像

<p>みどりの帯 (保全・育成)</p>  <p>海辺のみどり (保全・育成)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・西側の箱根山地と東側の大磯丘陵、山麓～足柄平野の農地、相模湾に面する海辺のみどりで構成。林業や農業などのなりわいのみどりであるとともに、快適な都市環境や生物生息環境を守るみどり。 ・都市の基盤となるみどりと位置づけ、保全・育成を図ります。
<p>みどりと文化の軸 (保全・育成)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な都市公園（城址公園、城山公園、辻村植物公園、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、小田原フラワーガーデン、県立おだわら諏訪の原公園、上府中公園、羽根尾史跡公園）や石垣山一夜城歴史公園、いこいの森、曾我の梅林を結ぶ市街地を囲むみどりで、みどりの稜線を形成。 ・都市計画マスタープランにおいて交流軸に位置づけている「緑と文化の軸」を構成するみどりとして保全・育成を図ります。
<p>水辺の軸 (保全・育成)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地と海を結び市街地を流れる酒匂川、狩川、山王川、早川、森戸川、中村川などの主要な河川とその周囲のみどり。都市環境や生物生息環境を守り、レクリエーションの場ともなるみどり。 ・潤いのある都市の風景の軸線を形成するみどりとして、保全・育成を図ります。
<p>潤いを生むみどりを豊かにするエリア (保全・育成・創出)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまなみどりが点在する市街化区域内を位置づけ。公園や緑地、工場・住宅等の民有地、社寺林等のみどりで構成。 ・既存のみどりの保全・育成とともに、公共施設の緑化促進とともに民有地の緑化によるみどり豊かなまちづくりの誘導を図ります。 (保存樹木・樹林等・公共施設緑化・民有地緑化等)
<p>賑わいを生むみどりを豊かにするエリア (保全・育成・創出)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地とその周囲の本市の顔となるエリアを位置づけ。 ・既存のみどりの保全・育成を図るとともに、都市の風格をつくり、市民および来街者の回遊性を高め、賑わいを生むみどりの創出を図ります。
<p>みどりの景観形成エリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市固有の歴史的文化的な資源が集積しているエリアを位置づけ。 ・歴史的文化的な資源と一体のみどりの保全・育成を図ります。
<p>みどりの拠点 (育成・創出)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地とその周囲に位置するまとまった規模をもつみどり。大規模な都市公園等を位置づけ。 ・子育て支援、高齢者の健康長寿、市民の憩いと交流など、地域コミュニティや都市環境の向上等の拠点となるみどりとして、市民や企業等とともに育成を図ります。 (都市基幹公園等)

■みどりの将来都市像



小田原市の骨格を形成する水とみどりの構造



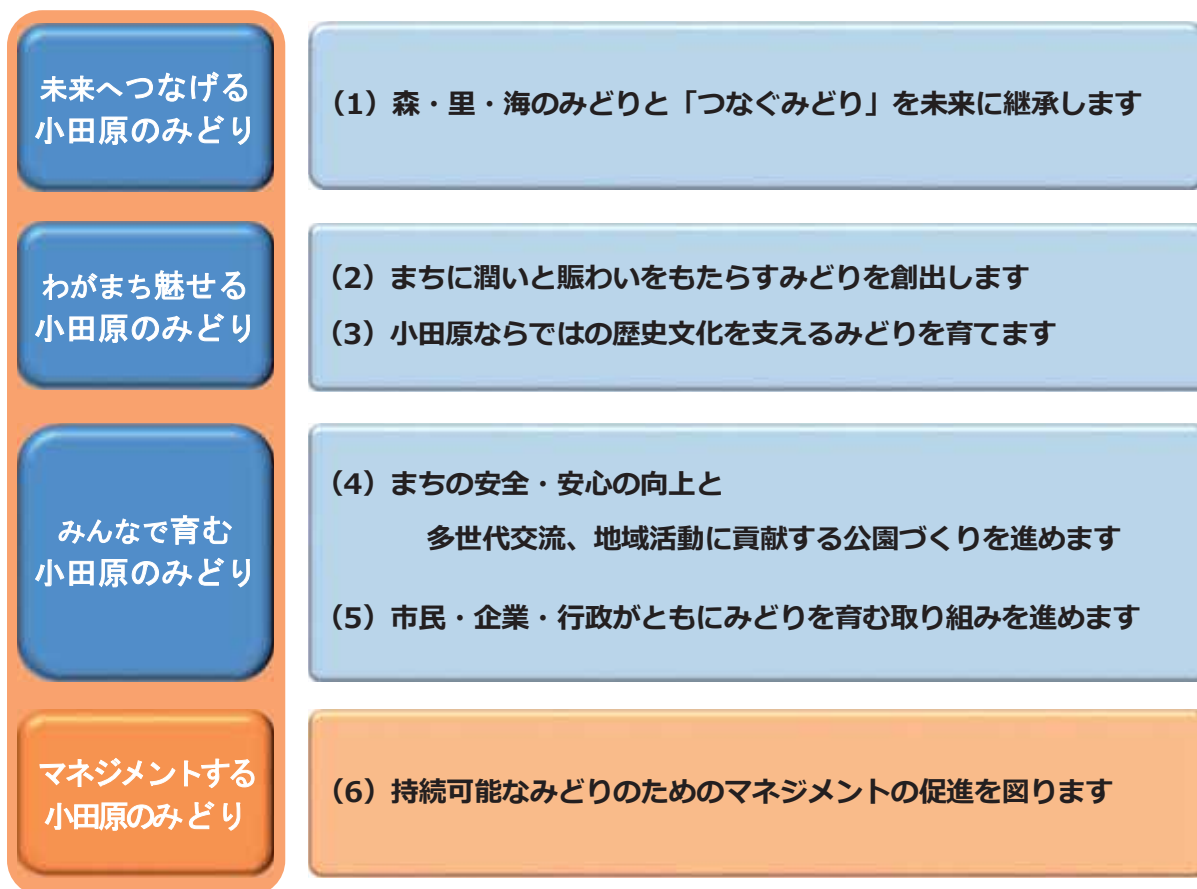
3-2. 計画の基本方針

本市のみどりの現況と課題をふまえた4つの視点を基に、みどりの確保目標を達成するための基本的な方策や考え方として次の6つの基本方針を設定します。

4つの視点は、「次世代の子どもたちへとみどりを継承していくこと」、「みどりを活かすことにより魅力あるまちにしていくこと」、「みんなで一緒になってみどりを育てていくこと」、これら3つを持続的に取り組んでいくために「マネジメントすること」を取り組みの基本とすることを示したものです。

【4つの視点】

【6つの基本方針】



今後の急速な人口減少や高齢化、財政規模の縮小も想定し、みどりの「質の向上」を図るとともに、本市にふさわしい質を備えた「みどり」を次世代に継承し、持続可能なものとしていくことを重要なポイントとして、「マネジメント」を基本方針の一つに定めています。

基本方針1

『森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します』

1-1 “まちを取り巻くみどり”（森・里・海）を守り継承します。

市街化区域外周を囲む山地の「森林（森）」、市街化区域の外周に広がる「農（里）」、相模湾に面した「海岸（海）」は、本市の地理的、景観的特性であり、都市の構造や文化を支えています。これらを「まちを取り巻くみどり」として守り、次世代へと継承します。



市域を囲む山林



久野の里山



海辺の松林

1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。

市街化区域の外周に広がる西部山麓や大磯丘陵林縁部の大規模な都市公園や梅林、里山などが市街地を取り囲み、みどりの稜線をつくっているのが本市の特徴です。これらは都市計画マスタープランにも“緑と文化の軸”と位置づけており、未来に引き継ぐ市民の財産として守り活かします。



小田原こどもの森公園わんぱくランド

1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。

酒匂川、狩川、早川などの河川や豊富に存在する小水路など、多様な水辺空間を有することも本市の特徴であり、市民の身近な憩いの場や多様な生物の生息空間となっています。これらの水辺のみどりの空間は、「森」、「里」、「海」そして「まち」をつなぐみどりとして、その充実を図り、郊外の大規模な都市公園や緑地と併せて“水と緑のネットワーク”を形成することで、一体的に保全を図ります。



山のみどりと海をつなぐ酒匂川河口



家々の間を流れる水路

基本方針 2

『まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します』

2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。

みどり豊かなまちづくりの実現には、市内の土地の大半を占める民有地の緑化の推進が欠かせません。「公開性」、「公共性」のある民有地の接道部（道路から見える部分）の緑化支援などにより、生活に潤いをもたらすまち並みの形成とまちの価値の向上を図ります。

また、市内各地で地域の顔となる公共施設において、積極的な緑化の推進を図るとともに、好ましい街路樹のあり方の検討など「みどりの量」だけでなく「みどりの質」の向上とそれを維持する取り組みを進めます。

民有地や公共施設において「良質なみどり」を増やすことは、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の形成に寄与することにもなることから、市街地においてもみどりを効果的に維持・創出していきます。



園庭の芝生化



民有地の接道部緑化



公共施設壁面緑化



生産緑地地区

2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。

みどりによる潤いのある風景や美しく風格のあるまち並みを形成し、市民をはじめ本市を訪れる来街者への憩いの場の提供や、快適にまちあるきを楽しめるまち並みの実現に取り組むことにより、回遊性を高め、まちの賑わいへの寄与を図ります。



街なか緑化事業（小田原ダイヤ街商店会）



小田原駅前広場の花植え

基本方針3**『小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます』****3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。**

小田原の歴史的資産であり、シンボルである小田原城以外にも、本市には著名人が構えた歴史的文化的な建造物と一体となったいわゆる「邸園」や、数多くの社寺に残る巨樹・古木が存在しています。これらの小田原ならではの「歴史文化を支えるみどり」を、所有者や市民等と連携して歴史的文化的な建造物と一体的に保全するとともに、魅力あるまちづくりに寄与するみどりとして、広く周知し、活用する取り組みを進めます。



みどりと一体となった歴史的文化的な建造物(松永記念館)

※邸園：相模湾沿岸地域一帯は、明治期から別荘・保養地を形成して、首都圏で活躍する政財界人・文化人らが滞在・交流する地域として発展し、さまざまな文化を発信・蓄積してきました。この地域の歴史・文化をはぐくみ、人々の心に残る景観を形づくってきた邸宅・庭園や歴史的建造物を、神奈川県では邸園等と呼び、「邸園文化圏再生構想」に基づき、官民協働により、新たな文化発信や地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全・活用する取り組みを行っています。

基本方針4

『まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます』

4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。

公園等の機能が不足している地区が存在するほか、公園施設の老朽化や地域のニーズに合致しなくなった公園、都市計画決定された都市計画公園の区域の一部が長期にわたり整備に着手できていない公園など、年数を経て公園の課題が浮き彫りになってきています。

本市の都市公園の整備水準は標準より低い状況にあります。公園が不足している地区の解消を優先に、公園の均衡ある配置に取り組みます。

また、社会情勢や利用者ニーズに合った公園を市民に提供することができるように、機能の再編や既存ストックを有効利用した施設の見直しなど、公園の再整備を進めます。

4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。

都市公園の施設の老朽化や、人口構成の変化等に伴う公園に対するニーズの変化に対応するため、本市では、市と協働で身近な公園を地域が望む姿にプロデュースしていただき、公園を育てていただくことで、愛着をもって利用できる身近な公園の充足感の向上を目指した「身近な公園プロデュース」事業を展開しています。

今後も、新規・再整備を問わず「多様な主体との協働による公園づくり」を原則とし、地域住民や各種団体などの意見を反映させる公園づくりを行います。



公園内の花壇づくり



公園内椅子のデザイン



公園内花壇への花植え

4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。

市民・事業者等とともに都市公園の再整備を図り、市民の交流が生まれる取り組みを行います。また、シニア層の健康増進や子育て世代の支援・環境教育など、さまざまなニーズと公園とを柔軟かつ緊密に結びつけ、相互に支え合えるよう、多様な主体が連携する体制づくりを進めます。

4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。

都市公園の新規整備や再整備に際して、防災機能の強化、公園の施設老朽化(長寿命化)対策や防犯性の向上を図るなど、市民の安全・安心の向上につながる公園づくりを進めます。



公園を利用した防災訓練(南鴨宮富士見公園)



長寿命化対策により老朽化した遊具を更新した公園 (小竹向山第二公園)
(遊具更新前)

遊具更新
(安全・安心の向上)



(小竹向山第二公園)
(遊具更新後)

基本方針5

『市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます』

5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。

現在、市内で活動する各種団体と連携し、将来的に持続可能な体制づくりを確立するため、みどりに関わる人材の育成を図ります。

5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。

みどり豊かなまちづくりに向け、里地里山の保全や公共空間の緑化などの市民ボランティア活動や企業の社会貢献活動（CSR）の拡充を図る働きかけを行い、それらの活動を支援していきます。



市民ボランティアによるベンチ作り



街なか緑化事業(小田原錦通り商店街)



市民ボランティアによる里山管理

基本方針 6

『持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります』

6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。

公園や緑地などの「みどり」は、道路や上下水道などとは違い市民生活への直接的な影響・効果が見えにくいことから、膨大な維持管理費を消費するだけの「お荷物施設」として見られがちですが、いわゆる「みどりの機能・効果」だけでなく、社会資本の中でも「収益を上げられる貴重な種地」として、全国的に新たな利活用策が検討されています。

本市にふさわしい質を備えた「みどり」を持続可能なものとしていくため、今後の急速な人口減少や高齢化、財政規模の縮小を見据え「施設」、「資金」、「ひと」のマネジメントが一層重要になります。そこで、「将来を見通した社会資本ストックの適正化」、「持続可能なみどりのための仕組みづくり」、「みどりを支える担い手の育成」の観点に立った取り組みを進めます。

施設のマネジメント

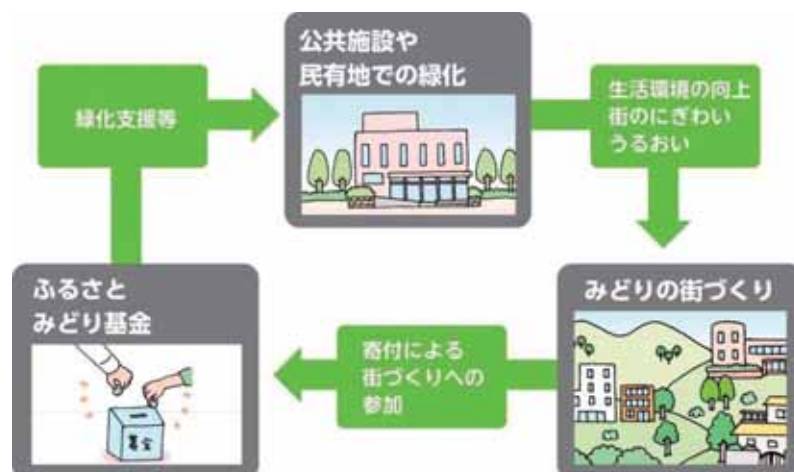
① 都市公園の再編・再整備と新たな利活用策の検討

資金のマネジメント

② 「持続可能なみどり」のための資金循環の構築

ひとのマネジメント

③ 多様な主体との協働による持続性の確保



第4章 みどりの確保目標

4-1. 計画フレームの設定

4-2. みどりの数値目標

第4章 みどりの確保目標

本市が目指すみどりの将来都市像を実現するため、みどりや都市公園等の確保目標を定めます。（重点施策の目標値は6-4に記載しています。）

4-1. 計画フレームの設定

(1) 計画対象地域

小田原市都市計画区域（小田原市全域）を対象とします。

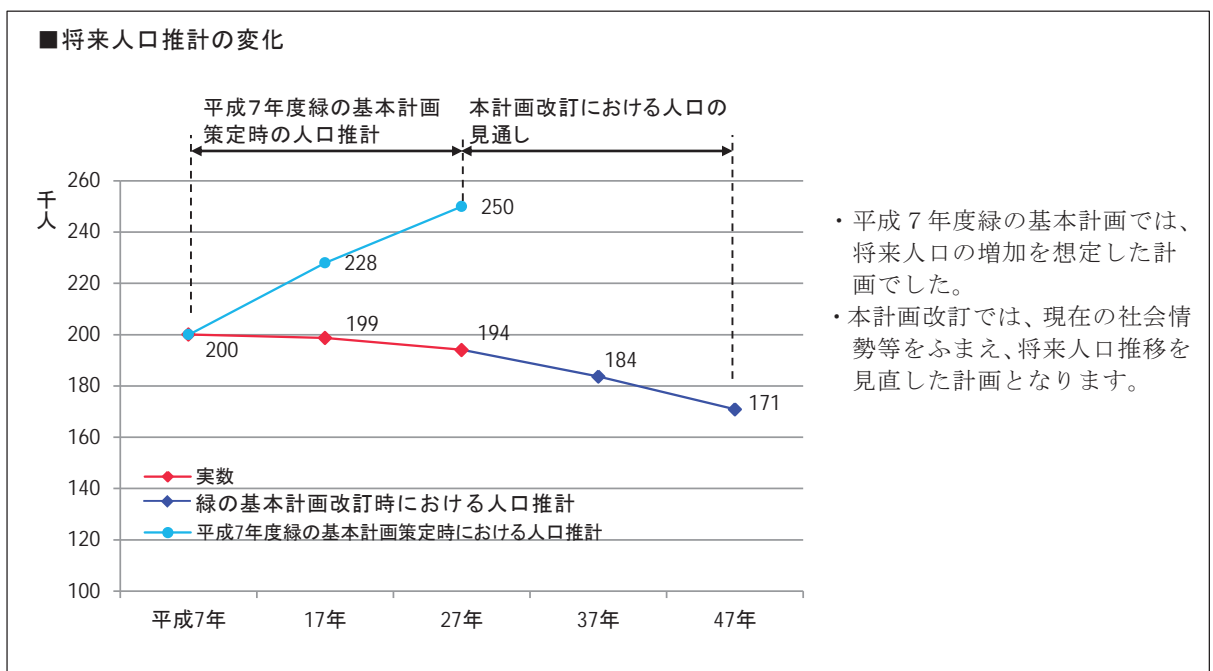
(2) 本計画における将来人口フレーム

「小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で想定している将来人口に準拠し、計画フレームを次のとおりとします。

■将来人口

年次	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
都市計画区域内人口 (市域全体人口)	195,532人	183,660人	170,870人

※現況は「小田原市統計要覧」による（平成26年4月1日現在）




4-2. みどりの数値目標

(1) みどりの量（水みどり率）に関する数値目標

本市は、箱根山の山麓や大磯丘陵に広がる森林、郊外に向って広がる農地、街なかの社寺林や大規模な都市公園などにより豊かなみどりを形成しています。しかし、一方では、市内のみどりが「減っている」とする市民が3分の1を超えています。（みどりに関する市民意識調査 平成26年度）

こうした状況をふまえ、現在残っている貴重なみどりを維持・保全・創出し、次世代への継承を目指し、みどりに関する数値目標として、本計画改訂に際して初めて実施した緑被現況調査を活用し、新たに「水みどり率」について目標を設定します。

■水みどり率に関する目標

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
水みどり率*1	5割		現状を維持

*1) 水みどり率とは、都市計画区域（市域）面積に対する樹林地・草地に河川や水路などの水面やみどりに囲まれたグラウンドなどの面積を加えた水・みどりの量（面積）の割合のこと。

(2) 施設として整備するみどりとオープンスペースに関する数値目標

本市の都市公園整備水準は標準よりも低く、市街地等において身近に公園がない「公園未充足地区」が存在しています。

公園未充足地区における新規整備と今後の社会情勢の変化による急速な人口減少を考慮し、みどりとレクリエーション機能を有するオープンスペースに関する目標として、都市公園および都市公園等（都市公園に公共的機能を有する広場や緑地などを加えたもの）の住民1人当たりの面積について目標を設定します。

※注 公園未充足地区：地区ごとに見た住民1人あたりの都市公園の面積、都市公園とその代替えとなる広場や緑地の配置状況から誘致圏域（街区公園およびオープンスペース250m、4ha未満の総合公園500m、4ha以上の総合公園1km）外となる公園空白地の割合などの状況から、公園等としての機能が不足している地区のこと。

■都市公園の整備に関する目標

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
都市公園面積 (市民一人当たり面積)	5.21 m ² /人	7.18 m ² /人	9.52 m ² /人
都市公園等面積*1 (市民一人当たり面積)	9.92 m ² /人	12.20 m ² /人	14.92 m ² /人

*1) 都市公園等面積：都市公園面積に、公共的機能を持つ広場・緑地等（ポケットパーク、みどりの広場、市営住宅用地内公園（谷津住宅・東町住宅を除く）、小中学校校庭、下水処理場広場、石垣山一夜城歴史公園、市民農園、農村公園、いこいの森、河川緑地、運動場、埋立処分場広場）の面積を含めたもの。

*2) 小田原市都市公園条例では、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準について10m²としていますが、本計画における目標値は計画期間に対する目標値であり、小田原市都市公園条例に対する目標値とは異なります。

*3) 中間年次および目標年次における確保目標量は巻末の緑地の整備目標総括表に示します。

第5章 みどりの配置方針

- 5-1. みどりの役割からみた配置の考え方
- 5-2. 総合的なみどりの配置方針

第5章 みどりの配置方針

5-1. みどりの役割からみた配置の考え方

P. 21～27のみどりの資源、P. 44～49の課題をふまえ、みどりの役割からみた配置方針を次のように設定します。

(1) 生物生息環境を育むみどりの配置方針（生物多様性を回復し保全する）

本市の生物生態系の特性をふまえ、生物多様性の確保に資するみどりの保全・再生・創出により、エコロジカル・ネットワークの形成を目指します。

○生物関連情報の収集・蓄積・データ化

- ・種の保全管理等への活用を図るため、保全・再生の基本となる生物生息状況の実態把握、関連する情報の収集・蓄積とデータベース化の検討を行います。

○既存緑地の保全、適切な管理、分断化等の防止

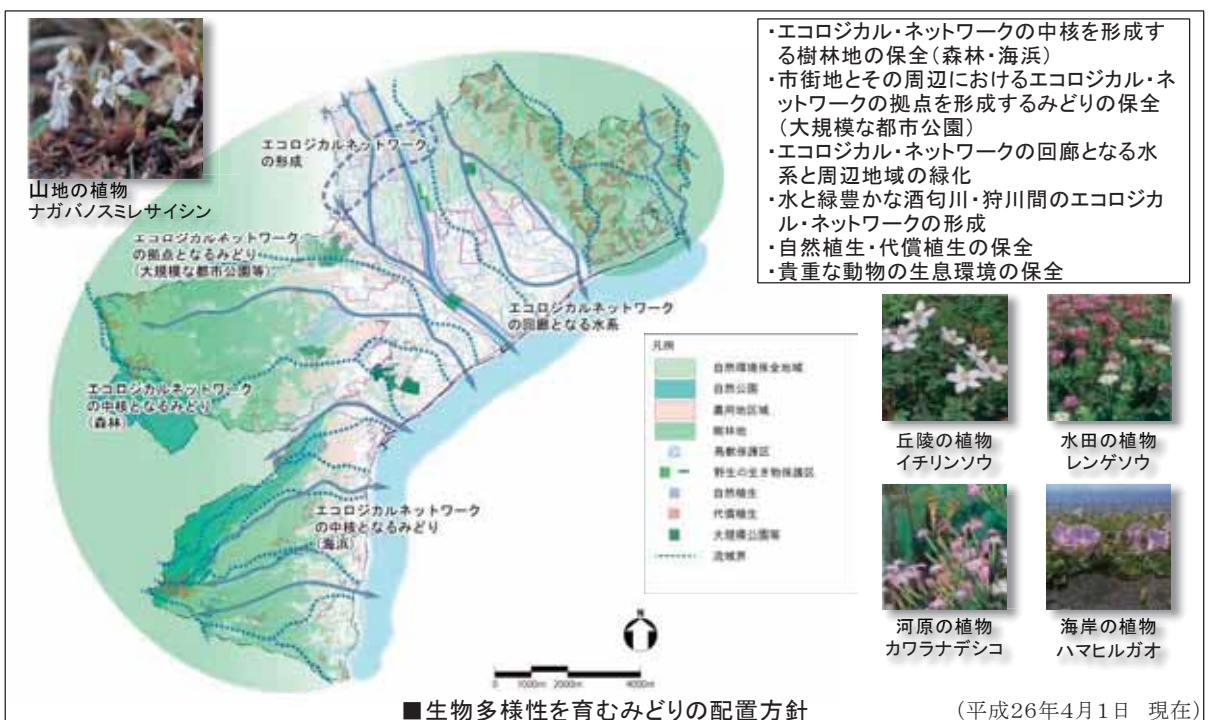
- ・法令等に基づき確保されている緑地制度等の維持を図ります。
- ・既存樹林地や河川環境等の適切な管理を行い、生物生息環境の質の向上と生物多様性の向上を図ります。また、まとまった規模をもつ緑地を保全し、縮小、分断化の防止を図ります。

○市街地における生物生息環境の確保

- ・大規模な都市公園等において、生物の分布域の保全、拡大に配慮した整備等を検討します。
- ・市街地において生物の生息生育に対して安定した環境を維持するため、都市公園や緑地等の整備および管理、民有地の緑化等を図ります。

○普及・啓発の推進

- ・生物多様性の意味や重要性の普及、生物生息環境に配慮する意識・行動の浸透、外来生物対策等の啓発を行います。



(2) 歴史的文化的な資源と一体のみどりの配置方針 (歴史・文化を守る)

歴史的文化的な資源と一体的なみどりの保全・継承を図るとともに、ウォーキングタウンおだわらの散策コースを活用したみどりのネットワークの形成を図ります。

○本市を代表する歴史的文化的な遺産と一体となった緑地

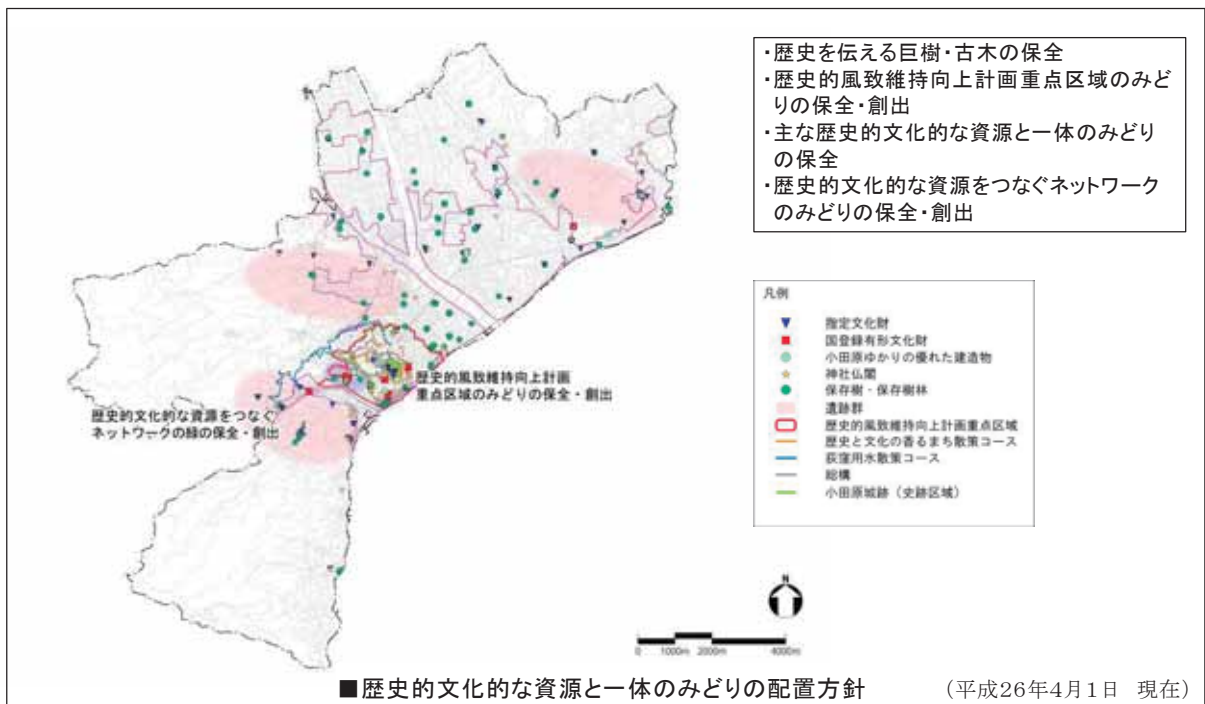
- ・面的な広がりをもつ早川の石垣山一夜城と本市中心市街地に位置する小田原城総構のエリアに関わる都市公園や緑地は、指定文化財の保存と連携し、適正なみどりの管理、活用を図ります。

○市民協働による邸園等の保全・継承とみどりのまち並みの形成

- ・邸園等の資源価値の維持・向上を図るとともに、その存在をまちづくりに生かし、地域住民との協働によりみどり豊かなまち並みの形成を図ります。

○身近な歴史的文化的な資源に関する普及・啓発

- ・郊外の久野の古墳や田島の横穴墓（よこあなぼ）、市街地を中心とする巨樹・古木や小田原用水や荻窪用水などの水路遺構の保全・継承に対する市民の関心を高めるため、これらの資源の存在や市の歴史とつながる重要性等について周知を図ります。



(3) 交流・体験・学習など豊かな生活を提供するみどりの配置方針

(健康・レクリエーションの場を提供する)

市民の身近な場所での日常的なレクリエーション活動から、週末などの森や田園での自然とのふれあい活動の場の充実を図るとともに、まちあるきを楽しめる豊かなみどりを形成します。

○観光客も親しめる潤い、賑わいのあるまち並みの形成

- ・小田原城や邸園群など、歴史的文化的な資源の価値を高めるようなみどりの良好な維持・管理、また観賞価値の高いみどりの形成に取り組みます。

○自然とのふれあいの場の保全・活用

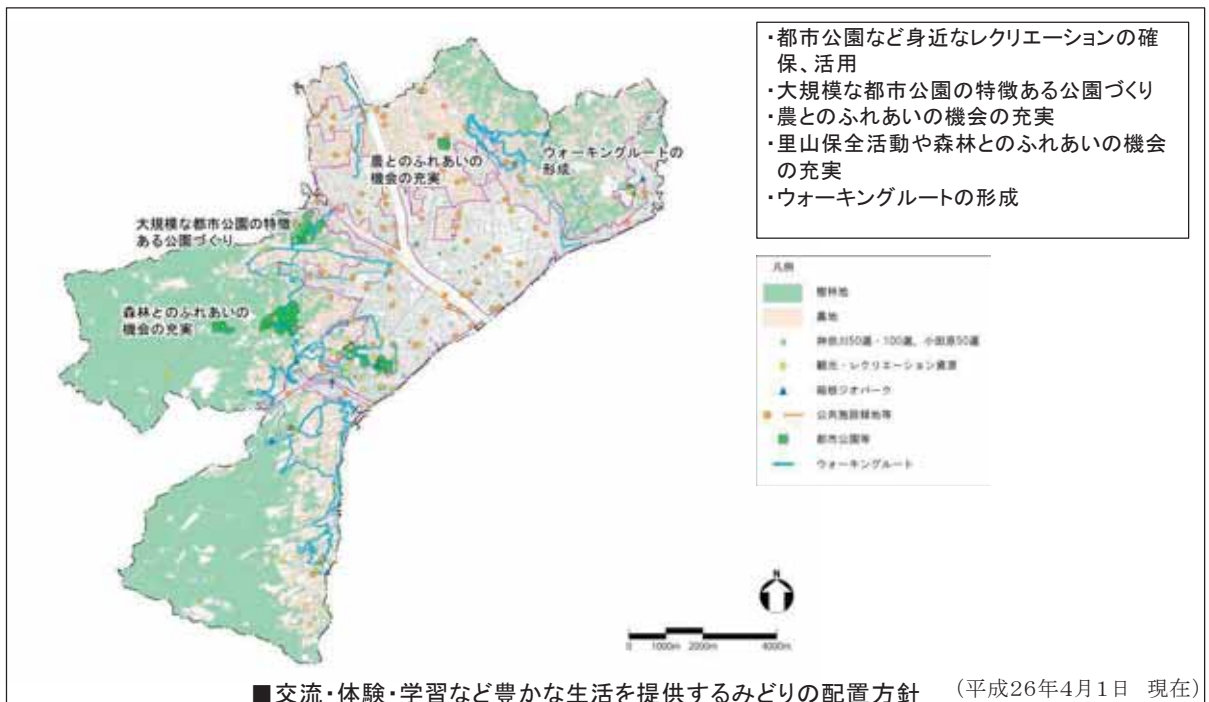
- ・林業や農業によって維持されている森林や農地の保全と市民の理解を深めるため、自然観察や体験学習など都市住民との交流の推進、森林や農地の機能と存在の重要性、それらを維持する仕組み等について普及・啓発を行います。

○日常的なレクリエーションの場の充実

- ・大規模な都市公園を市民の活動拠点として活用を図るとともに、歩いて行ける身近な場所に都市公園を確保します。
- ・身近な公園や公共的な広場・緑地が近くにない公園未充足地区については、既存ストックや生産緑地地区等の活用により都市公園の新規整備を図り、公園空白地の解消に努めます。既存の公園やそれに代わるレクリエーション機能を有した施設(広場や緑地など)の配置状況、地域における人口減少などの社会情勢等を考慮して、均衡ある公園の配置に努めていきます。

○花みどりの学び・楽しみの機会の充実

- ・花にちなむさまざまな祭りの継続・充実を図るほか、観賞するだけでなく市民自ら花やみどりの育成を楽しみ、花の名所おだわらにふさわしい花とみどりのまちづくりにつながるよう、ガーデニング等の普及・啓発に努めます。



(4) 都市景観を形成するみどりの配置方針 (景観を守り形成する)

自然と調和する景観、地域の個性を生かした景観、中心市街地の風格ある景観等、みどりのまち並みの形成によりみどりのネットワークを形成し、みどりの豊かさを実感できるまち並みを形成します。

○都市景観の基盤をなす森林・農地等に調和する景観の形成

- ・本市の外周に広がる山並みの自然景観、山地・丘陵のエッジが形成するみどりのスカイラインは、現在運用している法や条例に基づく適正な管理等により、みどりの保全・景観の形成を図ります。

○各地域の優れた景観を形成するみどり

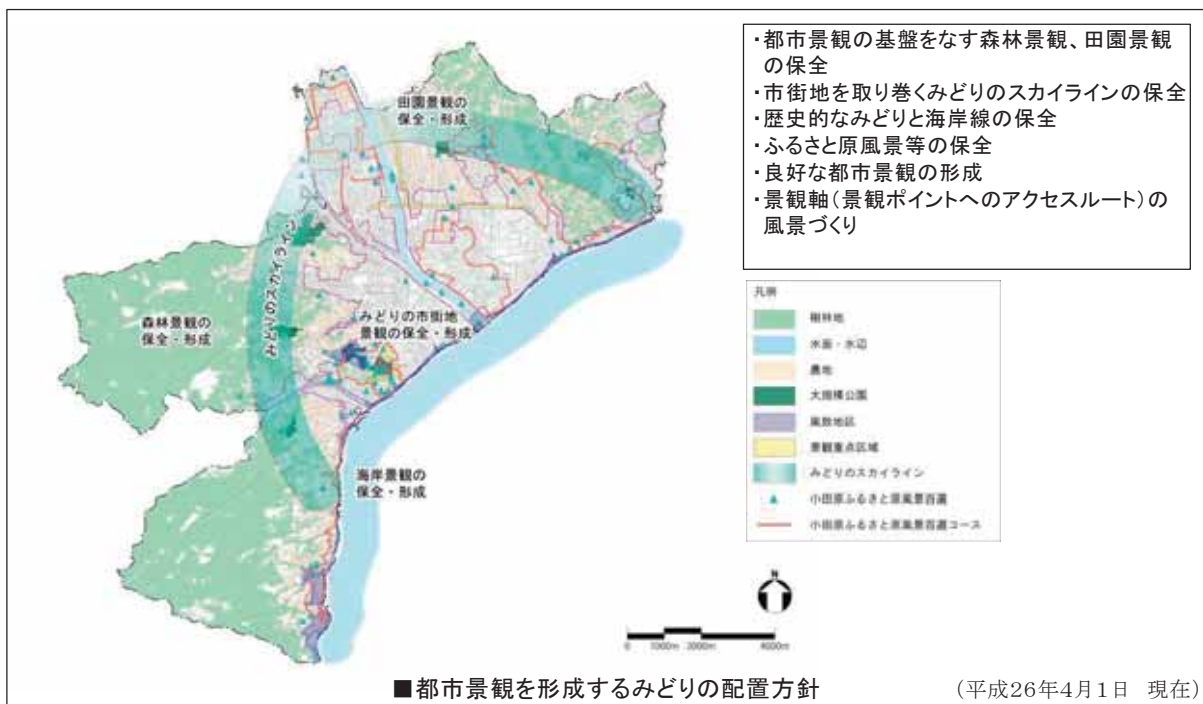
- ・地域のランドマークとなる巨木、里山、水田、果樹園、歴史ある社寺のみどりや住宅地周囲の斜面林、住まいの間を流れる水路、海岸線や酒匂川沿いに残る松林などによる、優れた景観を各地域の個性として維持・保全します。

○市街地におけるみどりのまち並みづくり

- ・街路樹の良好な育成・管理、立地等を踏まえた見直しにより、道路景観の向上を図ります。また、多くの市民が利用する公共施設において、市民の緑化意識を高める緑地空間を極力確保します。
- ・市民や来街者の目に入りやすい主要観光施設にアクセスするメインストリートは、まちあるきを楽しめるよう、街路樹や沿道の公共施設の緑化と併せ、市民、企業等と連携し接道部の緑化や緑陰を取り入れた休憩スペースなどによるみどり豊かな景観の形成を図ります。

○景観計画との調和

- ・豊かな自然環境と調和する景観、歴史的文化的な資源を活用した風格ある景観、地域の活性化を促進する魅力的な景観の形成を図ります。



(6) 都市環境の負荷を和らげるみどりの配置方針 (都市環境を維持・改善する)

面的に広がる森林や農地の保全、山と海の間で大気の流れを利用する大きな環境づくりと併せて、市街地におけるきめ細かなみどりの保全・創出により、都市環境の負荷を軽減するみどりのネットワークの形成を図ります。

○地球温暖化防止に資する基盤のみどりの保全

- ・温室効果ガスの吸収源となる森林の役割の周知に努めるとともに、既存制度や事業により水源林の再生・保全、市民協働による里山管理等を推進します。

○市街地における都市環境の緩和

- ・山林と海岸を結び市街地を通る河川や道路に冷涼な空気を呼び込む風の道の形成や市街地の気温上昇を抑える農地の役割など、関連施策と連携し、山や海の冷涼な空気を市街地に呼び込む都市構造や緑地の配置の検討を行います。

○身近な生活環境を快適にするみどり

- ・大気浄化、騒音緩和等に資する市街地内の既存樹林の維持・保全および道路緑化ほか公共施設の緑化、工場敷地における緩衝となる緑地等の既存のみどりの維持・保全、住宅地における民有地緑化の推進を図ります。

○民有地緑化の推進

- ・低炭素都市づくりのための建築の構造や設備等と併せ、生垣や庭木などみどりによる断熱効果や通風の確保、道路からの放射熱の抑制、地表面温度上昇の抑制など物理的なみどりの効果について普及を図るとともに、みどり豊かな家づくりがまち並みを形成することによりまち全体の環境価値・資産価値の向上につながるなどについて周知を図ります。



(7) 都市生活の安全を高めるみどりの配置方針 (都市災害を防ぎ軽減する)

大規模地震等に伴う火災、集中豪雨等に伴う土砂災害を防止、緩和するみどりの保全・再生・創出を図ります。市民の避難を想定したみどりとオープンスペースのネットワークの形成を図ります。

○都市公園の防災性能の強化

- ・地域防災計画に位置づけられている都市公園をはじめ、必要に応じ防火植栽の充実など防災性能の強化を図ります。

○樹木の防災機能に着目した市街地の緑化

- ・一時避難場所に指定している公園などの公共施設は、防火植栽等の緑化の充実を図ります。
- ・道路、河川の周辺地域の緑化を誘導し、市街地の防災性能の向上を図ります。
- ・建築物の敷地は、火災の延焼防止に効果を発揮する接道緑化を推進します。

○農地の保全への理解

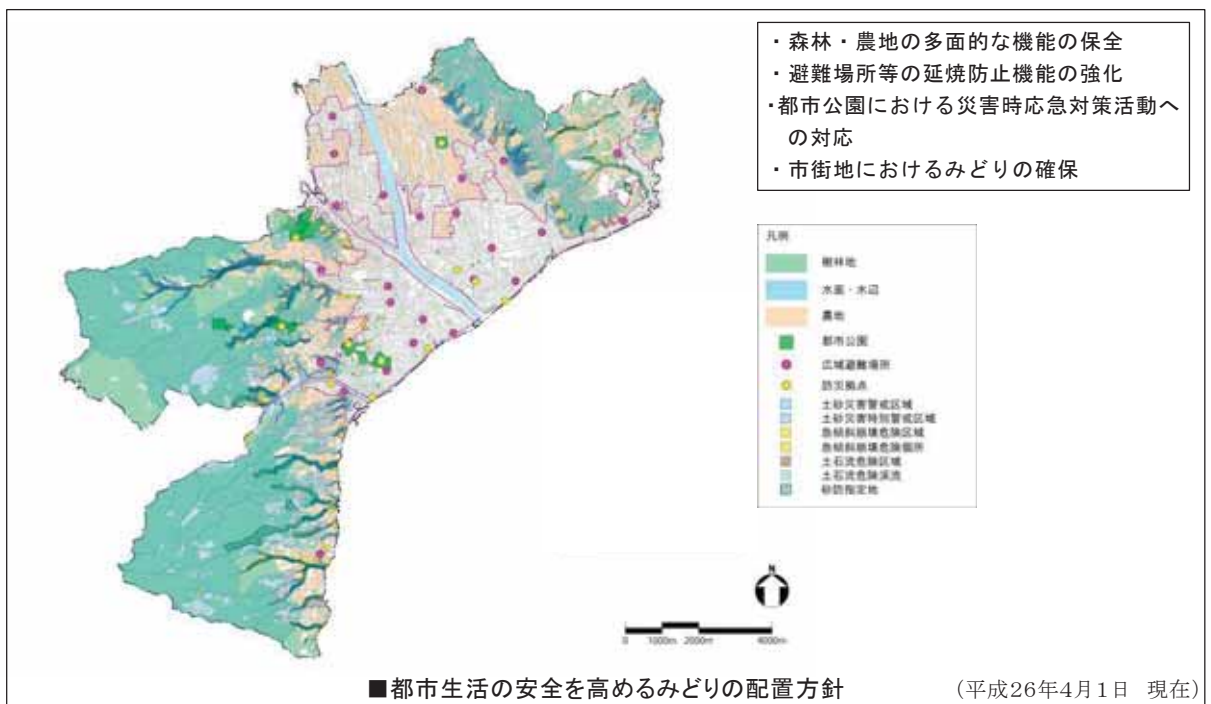
- ・市街地内の農地については、延焼防止等のオープンスペースとしての保全を図るとともに、農地の多面的な機能について普及を図ります。

○樹林地の保全と適正管理

- ・既存制度や事業を継承し、森林の健全な育成を図るとともに、災害に強い二次林への転換を検討します。

○みどりに関する防災意識の普及

- ・防災におけるみどりの効果やみどりを活かした災害に強いまちづくりへの可能性について普及を図ります。



5-2. 総合的なみどりの配置方針

本市のみどりについて、その役割をふまえ、総合的なみどりの配置方針を次のとおりとします。

○都市の基盤となるみどりの継承

- ・都市のさまざまな活動を支える最も基本となる社会資本の一つとして、「みどり」の存在は欠かせません。本市を取り囲む山地の森、田園に広がる農地、前面の海を都市の基盤となるみどりと位置づけ、生物生息空間や都市環境の負荷の軽減、レクリエーションの場など、森や農地の多面的な機能を発揮できるよう保全・活用し、継承を図ります。

○「都市の基盤となるみどり」をつなぐみどりの継承

- ・酒匂川、早川などの河川は、森から里、里から海と広域的なみどりを貫き環境を支える骨格であり、生物の移動空間や風の道ともなり、開放的な景観を有し親水空間等としてまちを潤す重要な存在です。これらの水辺と一体となったみどりを保全・活用し、継承を図ります。

○みどりのスカイラインの保全

- ・都市計画マスタープランに位置づけられている「緑と文化の軸」上に位置する大規模な都市公園や森林、農地は、まちを囲むみどりのスカイライン（稜線のみどりにより形づくられている、空を背にして見える輪郭の線）を形成しています。大規模な都市公園は、計画的な再整備や民間活力の導入等による公園サービスの向上により良好な空間として維持し、森林や農地は、地域森林計画対象民有林や農用地区域など、地域制緑地として法や条例に基づき保全を図りながら、継承を図ります。

○潤いを生むみどりを豊かにするエリア（市街化区域）

- ・市街化区域は、保存樹・保存樹林等の既存のみどりを守るとともに、公共施設や民有地の緑化推進、身近な都市公園の整備・再整備などにより、みどり豊かな住宅地を形成するとともに、大規模な商業施設や工業地等では、みどりの協定の維持、新規締結等によりみどりの確保を図ります。
- ・また都市公園の整備水準が低い地区において、優先的な公園の確保を図ります。

○賑わいを生むみどりを豊かにするエリア（緑化重点地区）

- ・本市の玄関口である小田原駅周辺を中心とする総構のエリアと板橋地区一帯は、市を代表する歴史的文化的な資源や商業施設が集積しており、来街者や観光客が多い地区でもあります。市民等との協働により歴史的文化的な資源と一体となったみどりを守るとともに、小田原の都市ブランドの向上に寄与する質の高いみどりの空間の創出を図ります。

○みどりの景観形成エリア

- ・賑わいのみどりを豊かにする地区において、その外縁に位置する本町、南町から板橋地区にかけては特にいわゆる邸園と呼ばれる明治以降の歴史的な建造物と一体となったみどりが点在しています。市民等との協働により、建造物に加え、その価値を高める周囲のみどりの保全・継承を図ります。

○エコロジカル・ネットワーク形成エリア

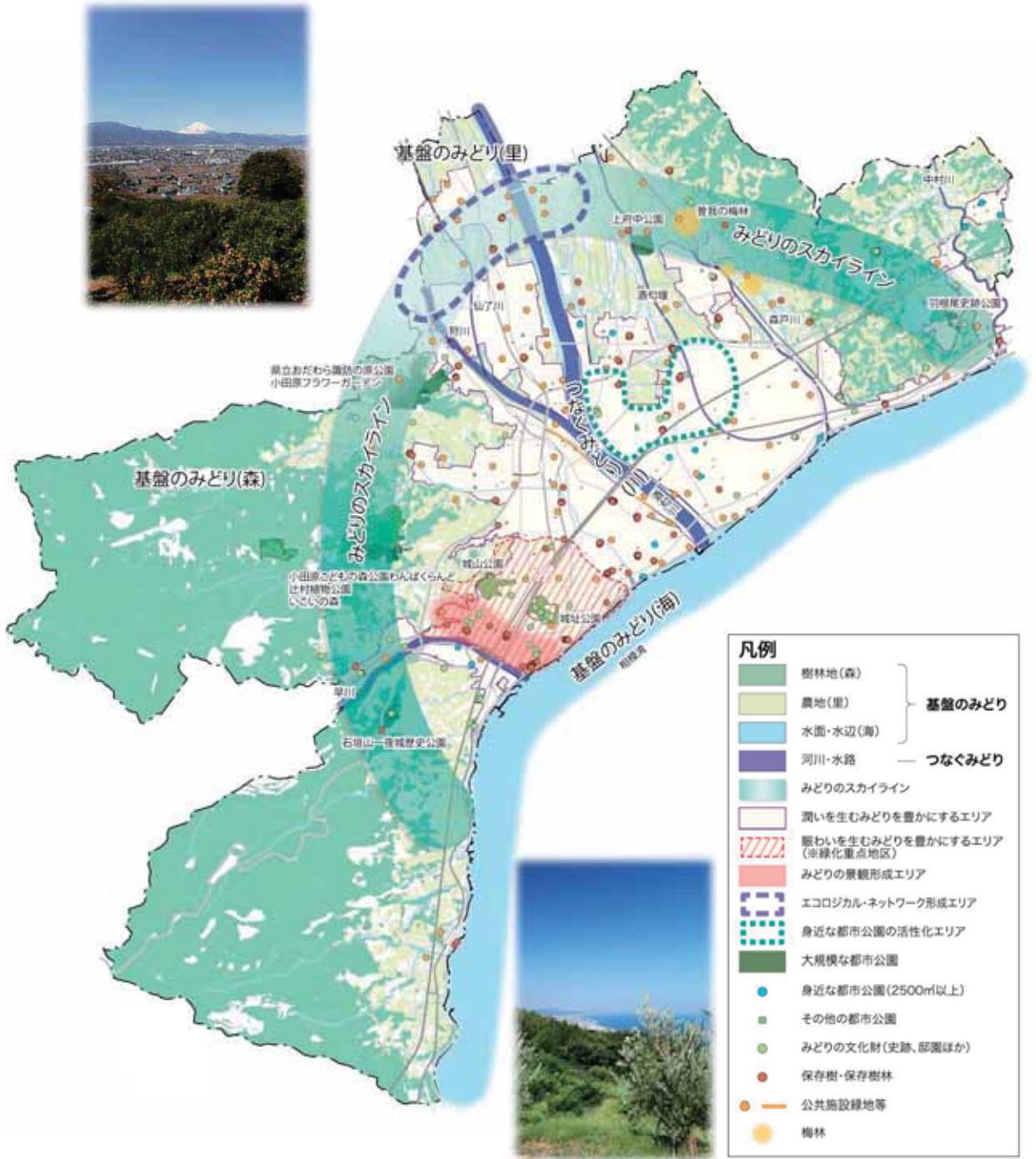
- ・みどりのスカイラインと酒匂川～狩川が交わる地区は、水田が広がる水と緑の豊かなエリアで、野生の生き物保護区（メダカ）が指定されているほか、コアジサシの営巣が確認されています。陸域と水域をつなぐエコロジカル・ネットワークの形成を図るエリアと位置づけ、生物生息環境の維持活動などを通して、地域の特色である水田や水路網、社寺林等の保全、民有地緑化の推進を図ります。

○身近な都市公園の活性化エリア

- ・最も身近なレクリエーションの場として、また地域コミュニティの拠点等として、公園未充足地区における公園空白地の解消に向け、公園用地の確保、市民との協働による整備および管理運営を推進し、均衡ある公園配置を図ります。



市街地を囲むみどりのスカイラインのイメージ写真(市営蛭田住宅より撮影 平成28年2月)



■総合的なみどりの配置方針

(平成26年4月1日現在)

第6章 みどりの推進施策

- 6-1. 推進施策の基本的考え方
- 6-2. 計画の実現に向けた推進施策
- 6-3. みどりの重点プロジェクト
- 6-4. みどりの重点施策に対する数値目標

第6章 みどりの推進施策

6-1. 推進施策の基本的考え方

(1) みどりの保全に関する基本的な考え方

- ・ 自然環境の保全に関するこれまでの取り組みの継続・充実を基本とする。
- ・ 本市外周を取り巻く豊かな自然環境を保全し、みどりの景観と生物多様性の保全に配慮した健全な生態系の維持を図る。
- ・ 森林の健全な育成・保全、農地の健全な保全により、都市の環境保全機能や防災機能等の維持を図る。
- ・ 歴史的文化的な遺産と一体となった貴重な樹木・樹林地を保全し、本市の個性あるまちづくりに活かす。

○保全に関わる各種制度の運用

- ・ 現在、森林、農地、樹林地等に関わる各種制度（地域制緑地）による一定の行為規制等により守られているみどりについては、引き続き適切な運用と、保全・活用事業等により、維持・保全を図ります。
- ・ 生産緑地地区や保存樹・保存樹林については、市街地の貴重なみどりとオープンスペースとして適切な制度運用により、引き続き保全を図ります。

○保全に関わる事業・活動

- ・ 森林、農地がもつ環境保全機能や生物多様性保全機能、保健休養機能、学習機能等の多面的な機能を活用する事業展開を図ります。
- ・ 広大な森林や農地については、市民共有の資産であり、都市環境の良好な維持や市民生活に不可欠なものであるとの認識のもとに、市民との協働による保全・活用事業の推進を図ります。
- ・ 歴史的文化的な遺産等と一体となった市街地内の民有地の緑地については、所有者、市民と連携し、保全を図ります。

○保全に関わる人材育成・情報発信

- ・ 本市のみどりの資産を活かした環境学習や市民協働の取り組みに向け、みどりの管理に関わる人材育成等の推進を図ります。
- ・ みどりの資産や保全活動に関する情報発信により、多くの市民への周知・普及を図ります。
- ・ 生物多様性の保全活動に資する、継続的な生物情報の収集・整理・蓄積・発信に取り組みます。

■自然環境の保全に関する取り組み

みどり 取り組み		郊外の森林	市街化調整区域の 農地等	市街地の緑地	河川・水路、海岸
制度	法・条例に基づく保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園 ・保安林 ・地域森林計画対象民有林 ・自然環境保全地域(県) ・里地里山等保全地域の選定(県) ・里地里山保全協定の認定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域 ・里地里山等保全地域の選定(県) ・里地里山保全協定の認定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・生産緑地地区 ・史跡・天然記念物 ・保存樹・保存樹林(市) ・市民緑地、緑地協定 ・緑の環境保全地区(市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・野生の生き物保護区(市)
事業・活動	みどりの保全・活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域水源林整備事業 ・水源の森林づくり事業(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園 ・農業体験事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画重点区域内における歴史的風致拠点施設の庭園の修景整備、史跡の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原用水、荻窪用水等の保全・活用
	市民等との協働による保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・森林再生パートナー制度(県) ・協定に基づく里地里山保全活動(県) ・企業等との森林保全に関する協定 ・ふるさとの森づくり運動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境再生プロジェクト ・農業者による都市住民との交流 ・協定に基づく里地里山保全活動(県) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法・条例に基づく地域制緑地等による民有樹林地の保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸美化ボランティア活動 ・メダカのお父さんお母さん制度 ・コアジサシの郷づくり ・環境再生プロジェクト ・河川のアダプトプログラム 等
人材・情報	みどりの保全に関する人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会 ・環境教育 等 			
	みどりに関する情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の機能等に関する情報発信 ・プロジェクトに関する情報発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の機能等に関する情報発信 ・プロジェクトに関する情報発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの機能等に関する情報発信 ・保存樹・保存樹林に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺・水面に関する情報発信 ・プロジェクトに関する情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・エコポスト ・市内の生き物情報の収集・整理・発信 等 					

※アンダーラインは、今後考えられる取り組み

(2) みどりの創出に関する基本的な考え方

- ・民有地の緑化推進については、市民の意欲を高めつつ、さまざまな支援策や協働事業を展開し、みどり豊かなまちづくりの実現を図る。
- ・民有地の緑化推進と併せて、公共施設の緑化の推進を図る。

○市街地における民有地緑化の推進

- ・市民の緑化意識の高揚、緑化への意欲の動機づけ、緑化を楽しむ技術の習得、自発的な緑化ルールによるまちづくりなど、知識から実践へ、私的な空間から公的な空間へと広がる施策の展開を図ります。

<普及・啓発・人材育成>

都市環境における緑化の重要性や意義、快適性、資産価値を高める緑化等に関する普及・啓発のための情報発信、緑化イベントや講演会、緑化方法などを学ぶための講習会等の開催。

<誘導>

モチベーションを高めるためのコンテストや表彰制度など緑化の誘導。

<支援>

植樹や花壇づくりに対する物的、資金的、人的支援。

<協定・認定>

一定の地域や団体と市との協定や、市民団体等による地域ぐるみの緑化計画の認定（まちづくりルール）。

<規制>

特に緑化が必要な特定の地区や建築物、一定規模以上などの特定の開発行為等における緑化の促進と緑化基準の運用

○市民等との協働の取り組み

- ・身近な公共施設の緑化とその維持・管理の活動を通じて、コミュニティづくりや健康増進等にも資する、市民等との協働の取り組みの推進を図ります。
- ・企業等のCSR活動として、自社敷地の緑化にとどまらず、道路や駅前広場など公的空間の花壇づくり等の緑化を受け入れる制度を創設します。

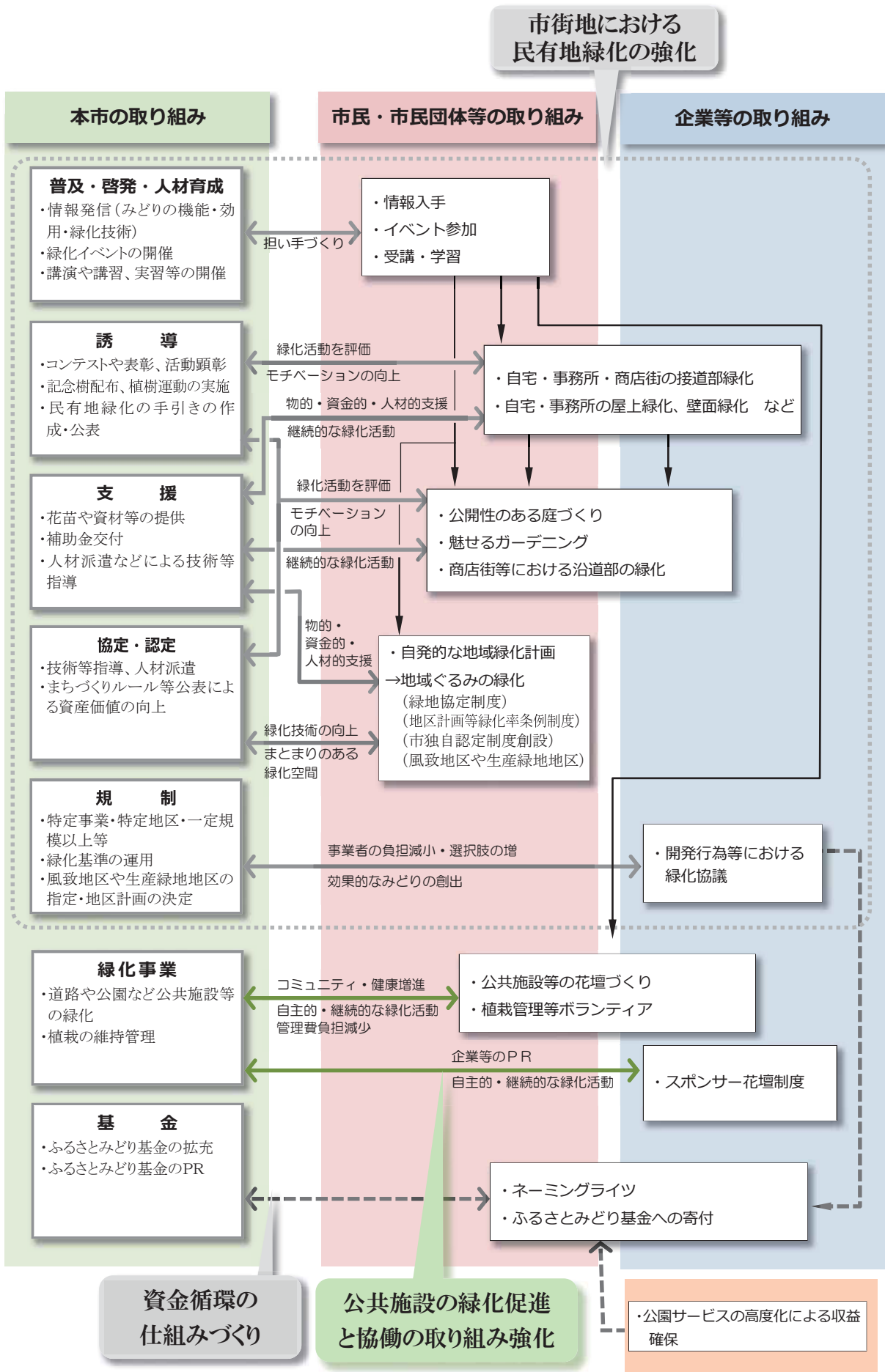
○公共施設の緑化推進と健全な維持管理

- ・道路をはじめ河川、教育施設、文化施設、コミュニティ施設、福祉施設等の公共施設の敷地において、積極的な緑化の推進を図ります。
- ・緑化推進に当たり、緑化率、緑化樹木、配植、緑化手法、維持管理手法等に関するガイドラインを作成し、本市としての緑化の質や量の統一的な方針を明確にします。

○緑化財源の確保

- ・市民等による緑化活動などを支える財源を確保するため、ふるさとみどり基金の利活用基準や体制を整え、資金循環の仕組みづくりに取り組みます。

■緑化の推進に関わるさまざまな方策と資金循環



(3) 都市公園の整備および管理の基本的な考え方

- ・人口減少などの社会情勢、既存の公園や広場の配置状況などを考慮した公園の整備と配置
- ・機能再編を目的として、地域特性や市民ニーズをふまえた都市公園の再整備
- ・多様な主体との協働の推進
- ・維持管理のトータルコストの縮減と平準化

○都市公園の均衡ある配置

- ・市内には、身近な街区公園が134箇所、総合公園などの大規模な都市公園は8箇所整備されており、市民一人当たり公園面積は小田原市都市公園条例による標準面積10㎡/人に対し、5.21㎡/人となっています。
- ・公園の新規整備にあたっては、一人当たり公園面積や誘致距離の地域格差が大きいことから、都市公園の均衡ある配置を第一として、公園未充足地区における公園の確保、および長期未着手となっている都市計画公園の見直しに取り組みます。公園未充足地区に該当しない地域の公園空白地や特定の機能が不足している地区では、必要に応じて整備していきます。
- ・長期未着手となっている都市計画公園（中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域）の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月神奈川県策定）」に基づき、市域における公園配置状況を考慮し、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直しを行います。

○公園再整備方針の策定と計画的な整備の推進

- ・30年以上を経過した街区公園が3分の1を超えており、また画一的な整備や市民のニーズとの乖離への対応が課題となっています。大規模な都市公園では、それぞれ特徴ある整備が行われていますが、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、羽根尾史跡公園以外はいずれも開園後20年以上を経過し、本格的な改修を行わないまま現在に至っています。
- ・再整備にあたっては、公園再整備方針を策定し、老朽化した施設の改修と併せ、社会動向や地域特性、市民のニーズなどをしっかりと把握し、機能再編等を目的とした再整備を行います。

○大規模な都市公園施設の長寿命化計画策定と計画的な改修

- ・大規模な都市公園には、温室、球場などの特殊な公園施設があります。これらの施設の全面改修には巨額な予算が必要であり、改修中は施設利用が出来なくなります。
- ・継続的な機能の発揮と維持管理のトータルコストの縮減や平準化を図るため、個別の長寿命化計画の策定により、メンテナンスサイクルを構築し、これに基づき維持管理を行います。

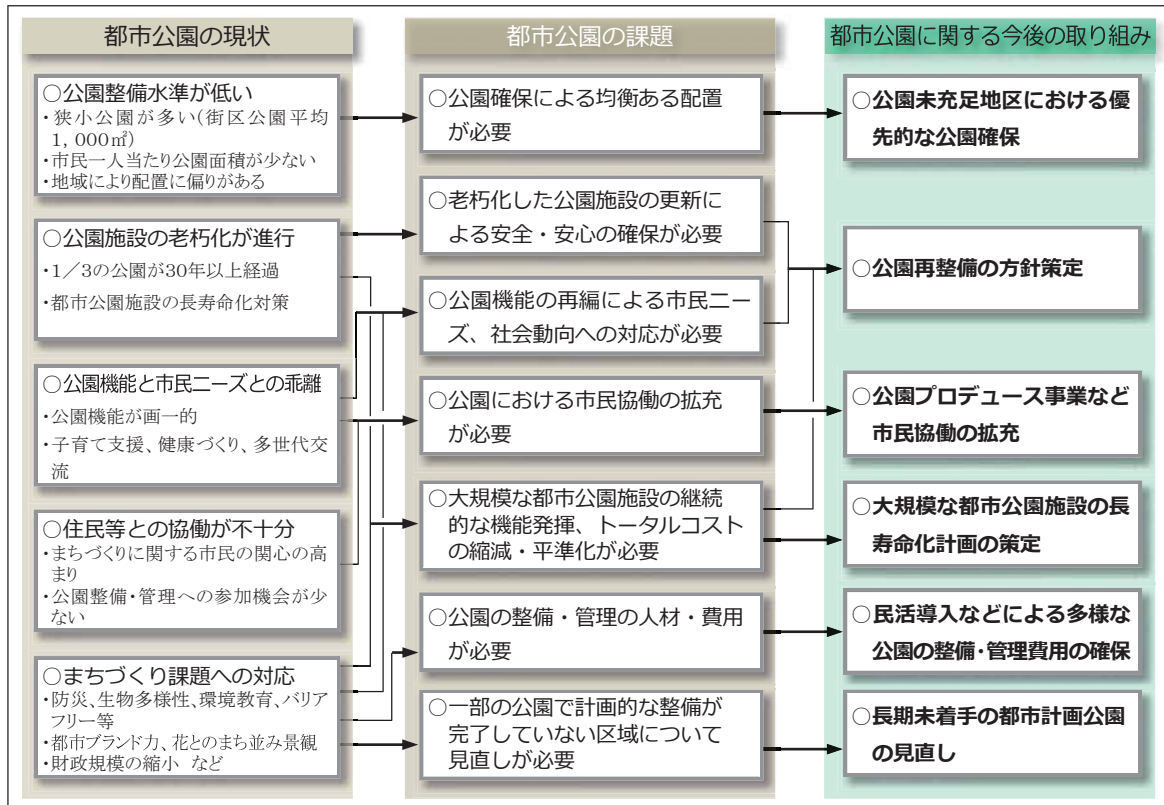
○市民協働による管理手法の拡充

- ・身近な公園で、市民による花壇づくりや除草・清掃などを行う「身近な公園プロデュース事業」を行っています。身近な公園の管理を市民が行うことで、地域の庭として楽しめる事業として拡充を図ります。

○都市公園の整備・管理への民間活力導入の仕組みづくり

- ・都市公園の指定管理者による自主事業の展開や、公園施設の設置管理許可制度、ネーミングライツ等、新たな公園の利活用を見出すため、民間活力の導入の検討を行います。

■都市公園の現状・課題と今後の取り組み



	大規模な公園	身近な公園
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や市外の方からにも親しまれる満足度の高い公園 ○健康づくりや子育てなどにやさしい空間づくり ○特色を活かした公園の再整備 ○大規模災害発生時の復旧や支援活動の拠点 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域毎の均衡ある配置 ○公園管理などを通じた市民のコミュニティづくり ○老朽化した遊具更新やルールづくりによる安全・安心の確保 ○災害時の一時避難場所 など
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○都市におけるみどりの拠点としての機能向上 ○都市ブランドの向上に寄与 ○観光客の市街地への回遊 ○災害発生時の支援活動による早期復旧 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の庭としての市民の満足度の向上 ○地域の活力向上 ○市民や市民団体等による協働 ○地域の防災・減災機能の向上 など

・都市計画公園の見直し

本市の都市計画公園のうち、中央公園(城址公園・城山公園)、河原公園、板橋公園の3箇所は公園として利用されていますが、一部長期にわたり整備に着手できていない区域があります。この区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)」に基づき、必要性を検証したうえで見直しを行います。

また、今後も必要に応じて、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づき見直しを検討します。

・公園未充足地区の解消

公園未充足地区とは、地区ごとに見た市民一人当たりの都市公園の面積、公園空白地の割合などの状況から特定した公園等としての機能が不足している地区のことです。

この地区には、遊休地や生産緑地地区などを活用した積極的な公園の配置を行っていきます。

都市計画公園の見直し対象となっている公園と公園未充足地区



6-2. 計画の実現に向けた推進施策

基本方針1

森・里・海のみどりと「つながみどり」を未来に継承します

1-1 “まちを取り巻くみどり”(森・里・海)を守り継承します。

市街化区域外周を囲む山地の「森林（森）」、市街化区域の外周に広がる「農地（里）」、相模湾に面した「海岸（海）」は、本市の地理的、景観的特性であり、都市の構造や文化を支えています。これらを「まちを取り巻くみどり」として守り、次世代へと継承します。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用						
①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用						
ア) 自然公園の指定と利用	継		○			
イ) 県自然環境保全地域の指定	継		○			
ウ) 保安林制度の適正な運用	継		○			
エ) 森林計画制度の適正な運用	継		○			
オ) 風致地区の適正な運用	継		○			
②市民等との協働による森林の保全・活用						
ア) 県水源の森林づくり事業の推進	継	○	○			
イ) 水源環境の保全・再生（地域水源林整備事業）	継	○	○			
ウ) 県森林再生パートナー制度の推進	継		○			
エ) 企業等との協定による森林保全の推進	継	○	○			
(2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用						
①農地制度の適正な運用と農地保全						
ア) 農振・農用地区域の指定	継		○			
イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全	継	○	○			
②農業・農村環境の多面的機能の活用						
ア) 農業への理解の促進と交流の推進	継	○	○			
(3) まちを取り巻く『海』の保全・活用						
①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全						
ア) 風致地区の適正な運用	継		○			
②海岸環境の保全・活用						
ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進	継		○			
イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進	継		○			
③海岸環境の美化						
ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援	継	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用

①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用

■ア) 自然公園の指定と利用 継

- ・「自然公園法」に基づき、本市西側山地の市境付近763haは自然公園（富士箱根伊豆国立公園）に指定されています。区域全域が、風致を維持するために工作物の新增改築、動植物の捕獲・殺傷や植物の植栽・播種などさまざまな行為が規制される「特別地域」で、一定の行為に対しては国の許可が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、適正な保護と利用を図ります。

■イ) 県自然環境保全地域の指定 継

- ・自然公園に隣接する区域1,101.6haは、神奈川県「自然環境保全条例」に基づき、自然環境を保全することが特に必要なものとして知事が指定する自然環境保全地域となっています。市域内は「普通地域」ですが、条例に規定する一定の行為について届出が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、適正な保全を図ります。

■ウ) 保安林制度の適正な運用 継

- ・「森林法」に基づき、西部の山地と東部の丘陵に、水源涵養、災害防備（土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備）、風致保安などの公益目的のために指定される保安林があります。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民有林における一定の行為については県知事の許可または届出が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、保安林制度を適正に運用し、指定目的の達成に努めます。

■エ) 森林計画制度の適正な運用 継

- ・「森林法」に基づき、地域森林計画（県内の森林整備及び保全の基本的事項について県が定める）で対象とされている民有林（国が所有する国有林以外の森林）4,208haについて、小田原市森林整備計画において、伐採、造林、保育等の森林整備の規範となる基本的事項等を定めています。地域森林計画対象民有林（保安林以外）で行う場合には市への事前の届出が義務づけられるなど、市による森林状況の把握と必要により指導が行われ、また、森林において面積が1haを超える開発行為等を行うに場合は、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、県の林地開発許可が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、民有林における適正な保全と利用の推進を図ります。

■オ) 風致地区の適正な運用 継

- ・本市南西部、江之浦地区の一部に広がる森林は、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。
- ・引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しを検討します。

②市民等との協働による森林の保全・活用

■ア) 県水源の森林づくり事業の推進 継

- ・森林は、木材価格の低迷等から林業経営が難しくなり、手入れの行き届かない森林が増え、水源涵養機能をはじめとした公益的機能の低下が懸念される状況になっており、緊急の対策

が必要となっています。

- ・そこで、神奈川県では、水源地域の森林を健全で活力ある状態に保ち、次世代に引き継いでいくために、公的な管理や支援により流域を単位とした面的・集中的な森林整備が図られるように、平成9年度から水源の森林エリアを設定し、「水源の森林づくり」に取り組んでいます。水源の森林づくり事業では5つの手法（協力協約、長期施業受委託、水源協定林、水源分収林、買取り）を行っています。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、水源の森林づくり事業の推進を図ります。

■イ) 水源環境の保全・再生(地域水源林整備事業) 継

- ・本市では神奈川県からの補助金を活用し、計画的、主体的に森林の荒廃に歯止めを掛け、水源涵養など公益的機能を高度に発揮する森林をめざす地域水源林整備事業を実施しています。
- ・片浦・早川・大窪地域等は、地域の水源環境の保全・再生上重要な森林があることから、「小田原市森林整備計画書 平成25年4月1日～平成35年3月31日」に基づき、森林所有者や地元の生産森林組合等と連携を図り、その保全・再生について、推進を図ります。

■ウ) 県森林再生パートナー制度の推進 継

- ・神奈川県では、水源の森林づくりに対する企業などの参加協力の仕組みとして、森林再生パートナー制度を実施しています。これは、パートナーとなった企業などが、県の実施する森林整備もしくは森林所有者が実施する森林整備等の費用を負担（寄附）するとともに、県で準備したボランティアフィールドで間伐や枝打ちなどの森林整備をするものです。また、県が指定した森林を、ネーミングライツ森林として名称を設定することができます。県は、寄附によって進んだ森林整備による標準CO2吸収量を算定し、算定書を発行します。また、県で発行する地図にネーミングライツ森林の位置を表示するとともに、森林ボランティア活動の様子をホームページでPRします。
- ・市内では、鈴廣かまぼこ（株）が久野地区にネーミングライツ森林（26.46ha）を設定しています。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、森林づくりの推進を図ります。

■エ) 企業等との協定による森林保全の推進 継

- ・本市では、みどりに関する企業のCSR活動を推進するため、企業・共有林の管理に関わる事務組合・市の3者による森林の保全に係る協定を締結し、森林の大切さを学ぶ講座などを開催したり、企業の従業員や家族による間伐や下草刈りなど森林の保全活動を推進しています。
- ・引き続き、企業等のCSR活動に対する取り組みを支援しながら、森林保全の推進を図ります。

(2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用

①農地制度の適正な運用と農地保全

■ア) 農振・農用地区域の指定 継

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地として指定された農用地区域については、その地域の一体としての農業の振興を図るために、農地の転用制限を含む農業の保護措置が取られています。
- ・引き続き、「農地法」や「農業振興地域整備計画」に基づき、農業生産基盤の整備および違反

転用の防止や遊休農地の解消等、農用地の保全等に努めます。

■イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全 継

- ・全国的な課題として存在する、輸入農産物の増加等に伴う農産物価格の長期低迷、生産者の後継者不足、高齢化に伴う労働力の低下等の問題から、本市においても、耕作放棄地が増加する傾向にあります。
- ・その対応策として、営農環境を保全するための共同活動や、耕作放棄地を解消させる取り組みの支援を実施します。

②農業・農村環境の多面的機能の活用

■ア) 農業への理解の促進と交流の推進 継

- ・本市では、食と農業とのつながりを見つめなおし、農業に対する市民等の理解を深め、市民等と農家との交流によりお互いを学び合える取り組みとして、関係団体と連携して、地域の子どもたちとの農業体験や米や梅の収穫体験などを実施しています。
- ・また、本市の農村が都市と隣接することから、農村の地域資源を活用して片浦地区、早川地区、曾我・下曾我・田島地区では「みかんの木オーナー制度」、下中地区では「たまねぎのオーナー制度」を実施しています。
- ・引き続き、関係団体と連携しながら活動を実施します。また、農業者による都市住民との交流事業や小学校と連携した学校農園の取り組みの支援を実施します。

(3) まちを取り巻く『海』の保全・活用

①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全

■ア) 風致地区の適正な運用 継

- ・相模湾に面する海岸の風致を維持するため、前川地区から江之浦地区にかけての海岸沿いは、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。
- ・引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。

②海岸環境の保全・活用

■ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進 継

- ・御幸の浜周辺の海岸は、昭和23年から昭和63年の40年間で、海岸線の後退が約20mにもおよび、海水浴場の砂浜の減少、海岸背後地の家屋に対する危険性が生じました。このため、神奈川県では平成元年度から小田原漁港海岸環境整備事業に着手し、御幸の浜から山王川にかけての約1.6kmの間に、突堤や人工リーフなどの海岸保全施設の整備を行うとともに、酒匂川の飯泉取水堰に堆積した砂を使って養浜を行っています。
- ・また、平成27年3月に小田原海岸を含む「相模灘沿岸海岸保全基本計画」(神奈川県策定)の改定が行われ、小田原漁港海岸の整備の方針として、浜町・本町地区はモニタリングを行いながら、砂浜の維持管理など必要に応じ適切な管理を行い、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観への配慮にも努めていくこととしています。

- ・引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。
- イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進 **継**
 - ・本事業は、平成14年に神奈川県が策定した「小田原地区特定漁港漁場整備計画」に基づき、「水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備」、「水産資源の生息環境となる魚場等の積極的な保全、創造」、「水産業の振興を核とした良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興」を目的に掲げ、漁獲物の一次加工や鮮魚、活魚の安定出荷など新たなニーズに対応した供給体制を確立するため、西側に埋立を含む用地造成や臨港道路等の整備が進められており、蓄養水産物の陸揚げ作業と加工、流通の効率化を推進することとしています。
 - ・本市では、同計画地内において、交流人口を拡大させることで水産の振興と活性化を図る拠点として、交流促進施設や多目的広場の整備を図るなど、県事業との一体的な土地利用を進めています。
 - ・引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。

③海岸環境の美化

- ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援 **継**
 - ・(公財)かながわ海岸美化財団を中心に、自治会やNPO法人等と市民とが一体となり、海岸清掃活動に取り組んでいます。本市は、ボランティア活動用の回収袋の提供や回収物の運搬処分をするなどして、この活動の支援を実施しています。
 - ・引き続き、これらの海岸美化ボランティア活動等の支援を実施します。

【公益財団法人 かながわ海岸美化財団】

海岸清掃の拠点として、神奈川県および相模湾沿岸13市町の協調行政の一環として設立された経緯をふまえ、これらの機関と緊密な連携のうえ、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの150kmの自然海岸、河川河口部、海岸砂防林の行政区域を越えた一体的・効率的な清掃を実施している。

○海岸清掃事業費の負担区分

- ・海岸の通常の清掃に要する経費：神奈川県と関係市町との均等負担
- ・台風等による海岸の緊急清掃に要する経費：神奈川県
- ・海岸砂防林および河川河口部分の清掃に要する経費：神奈川県

○ごみの処理・処分

- ・財団が清掃したごみの処理・処分は、ごみの発生した市町において行う。
- ・ごみの処理・処分の手数料は、原則として無料とし、これによりがたい場合は、神奈川県と関係市町で協議する。

1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。

市街化区域の外周に広がる西部山麓や大磯丘陵林縁部の大規模な都市公園や梅林、里山などが市街地を取り囲み、みどりの稜線をつくっているのが本市の特徴です。

これらは都市計画マスタープランにも“緑と文化の軸”と位置づけており、未来に引き継ぐ市民の財産として守り活かします。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成						
①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用						
ア) 石垣山一夜城歴史公園の保安全管理・適切な活用の推進	継		○			
②森林の総合利用						
ア) いこいの森の保全・活用の推進	継	○	○			
③大規模な都市公園の再整備						
ア) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進	新		○			
イ) 羽根尾史跡公園の利用促進と再整備	拡		○			
④県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進						
ア) 県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進	継		○			
⑤曾我の梅林の保全・活用						
ア) 梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援	継	○	○			
(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生						
①市民等との協働による保全・再生						
ア) 環境再生プロジェクトの推進	継	○	○			
イ) ふるさとの森づくり運動の推進	継	○	○			
ウ) 里地里山活動の支援（里地里山活動協定）	継	○				
②里地里山の保全に関する普及・啓発						
ア) 森や木に親しむイベントの開催	継	○	○			
イ) 自然観察会開催事業の推進	継	○	○			
ウ) 環境教育事業の支援	継	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成

①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用

■ア) 石垣山一夜城歴史公園の保安全管理・適切な活用の推進 継

- ・富士箱根伊豆国立公園区域内に位置する当公園は、16世紀末の本格的な総石垣造りの山城で、小田原城と並ぶ本市の貴重な遺跡であり、国指定史跡「石垣山」に指定されています。市街地を一望のうちに収める眺望の地ともなっています。
- ・引き続き、自然公園および史跡としての保安全管理と適切な活用の推進を図ります。

②森林の総合利用

■ア) いこいの森の保全・活用の推進 継

- ・いこいの森は、森林の持つ機能や役割についての理解を深めるとともに、森の中の休養、体験学習、交流の場を提供しています。
- ・引き続き、小田原こどもの森公園わんぱくらんどなど、周辺の公共施設や小中学校を中心とした教育機関、地域の林業関係者等との連携を図り、森とのふれあい施設として、保全と活用の推進を図ります。

③大規模な都市公園の再整備

■ア) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進 新

- ・市内の大規模な都市公園のほとんどは、市街化区域の縁辺部に位置しています。このうち、小田原こどもの森公園わんぱくらんどが開設後15年、羽根尾史跡公園が開設後13年と比較的近年整備されたものですが、その他の公園はいずれも、開設から20年以上経過しています。
- ・小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園・小田原フラワーガーデン・上府中公園の4公園は、老朽化した公園施設の改修に加え、社会背景の変化を反映した新たな市民ニーズへの対応、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるためのインフラの長寿命化、利用者サービスの高度化など、さまざまな課題を抱えています。また、市を代表する都市のみどりの拠点として、市民により親しまれる公園とするとともに、観光資源として各公園の特性を生かす取り組みが必要となっています。
- ・安全・快適に利用できる公園空間の提供に向け、良好なみどりの環境の保全・活用について、今後の整備や管理運営の方向を定め、これに基づき計画的な再整備に取り組めます。

■イ) 羽根尾史跡公園の利用促進と再整備 拡

- ・羽根尾地区を含む旧橋地区には160基以上の横穴墓（よこあなぼ）が確認されており、久野諏訪ノ原丘陵の久野古墳群とともに、小田原市域の古墳文化を今に伝える貴重な遺跡として、その一部は市の史跡として保存されています。公園内には、6世紀後半の古墳時代後期から8世紀の奈良時代にまでおよぶ、横穴墓29基が現存しています。この公園は、上の四阿（あずまや）から相模湾を一望でき、天気の良い日には遠く房総半島も見渡すことができる丘陵地に位置していることから、説明板の設置やパンフレットの作成などにより、利用促進に取り組んでいます。
- ・引き続き、羽根尾地区の古墳文化を学ぶ拠点として、利用の促進を図りながら、さらなる利用者の増加を目指して再整備に取り組めます。

④県立おだわら諏訪の原公園整備事業の促進

■ア) 県立おだわら諏訪の原公園整備事業の促進 継

- ・県立おだわら諏訪の原公園は、「ふるさとふれあい公園」をテーマに、里山の自然や生活文化とのふれあいを通じて、遊びながら「学ぶ」、「発見する」喜びを体験できる公園を目指しています。園内には、足柄平野が一望できる「展望広場」、開放感あふれる芝生の「多目的広場」、太陽光発電や屋上緑化を取り入れた環境共生型の「パークセンター」、県立都市公園最長（169m）の「ローラー滑り台」などがあり、平成27年4月時点で約15.4haが開

園しています。

- ・同公園と小田原フラワーガーデンとが隣接する立地を活かした市民サービスの向上が図られるよう、神奈川県と連携し、整備事業の促進を図ります。

⑤ 曾我の梅林の保全・活用

■ア) 梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援 継

- ・本市で開催されている梅まつりの時期には、市内行事としては最多の約40万人の集客があり、その中心的な観梅の場が「曾我の梅林」となっています。
- ・引き続き、かながわブランド農産物に指定されている梅の栽培と梅まつり等のイベント開催の支援を実施します。

(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生

① 市民等との協働による保全・再生

■ア) 環境再生プロジェクトの推進 継

- ・本プロジェクトは、市民の身近な環境（環境美化活動、緑化活動、里地里山や生態系の保存など）を市民との協働で進めるためのプロジェクトです。地域の豊かな自然環境を守り育て、あわせて持続可能な新しい環境改善の地域文化を創造することを目指し、身近な環境再生の取り組みを推進しています。
- ・引き続き、環境再生プロジェクトの推進を実施します。

■イ) ふるさとの森づくり運動の推進 継

- ・本市では、平成15年から、毎年3月に「ふるさとの森づくり運動」実行委員会主催の植樹イベント“みんなの森をつくろう！”を開催し、公募市民や近隣の小学校の児童、保護者等の参加による「ふるさとの森づくり運動」を行っています。水源地域に広葉樹を植林し、森林内での活動を通じて、森林に親しみ、森林に対する正しい知識と理解を深めるものです。近年は、いこいの森隣接地などで、植林活動を実施したり、植林地の下草刈りなどの作業を実施しています。
- ・引き続き、ふるさとの森づくり運動の推進を図ります。

■ウ) 里地里山活動の支援（里地里山活動協定） 継

- ・平成20年4月に制定された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、本市では久野、東栢山、上曾我の3地域が「里地里山保全等地域」として選定されています。それぞれの地域で活動することにより、各地域の団体が県と市から支援を受けながら、協定地における里地里山の保全や体験活動に積極的に取り組んでいます。
- ・引き続き、地域の団体が活動を継続できるよう、里地里山活動の支援を実施します。

【神奈川県 里地里山の取り組み】

里地里山は、農林業の生産の場というだけでなく、良好な景観が形成されたり、さまざまな生物が生息していたり、災害を防止したり、伝統的な生活文化が伝承されていたり、環境学習や自然体験の場にもなったりと、多面的な機能を発揮しています。

本県の特徴として、都市の近くに里地里山が存在しているため、県民の多くが、この多面的な機能の恵みを享受していることとなります。したがって、里地里山の保全等が促進されることにより、県内の良好な自然環境が形成され、豊かな県民生活の確保につながるものと考えています。

こうしたことから、里地里山の保全等を促進するため、県では平成20年4月1日に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行し、さまざまな取り組みを実施しています。

②里地里山の保全に関する普及・啓発

■ア) 森や木に親しむイベントの開催 継

- ・本市では、夏休み期間を「きまつりー森と木に包まれる夏ー」とし、市内各所で森や木に関連するイベントを開催しています。この期間を中心に、木材利用拡大に向けた取り組みや「木育」活動の一環として、親子・地域とのふれあいや絆の育成の場を提供し、併せて森や木の大切さを広く認識してもらうことを目的としています。
- ・引き続き、森や木に親しむイベントの開催に取り組みます。

■イ) 自然観察会開催事業の推進 継

- ・団体などが主催となり、本市に生息する植物や昆虫などについて、観察会や講演会等が開催されています。
- ・引き続き、自然観察会の開催の支援を実施します。

■ウ) 環境教育事業の支援 継

- ・環境再生プロジェクトなど、地域や市民団体が進めている水源林の保全・再生活動への参加を通して、子どもの森林保全意識や資源の地域内循環（地域産材の利用）への関心を高めるため、市内の小中学校や市民の方を対象とした環境教育を実施しています。
- ・また、きらめき出前講座など、ソフト面で学校における環境教育を支援しています。
- ・引き続き、環境教育事業の推進を図ります。

1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。

酒匂川、狩川、早川などの河川や豊富に存在する小水路など、多様な水辺空間を有することも本市の特徴であり、市民の身近な憩いの場や多様な生物の生息空間となっています。

これらの水辺のみどりの空間は、「森」、「里」、「海」そして「まち」をつなぐみどりとして、その充実を図り、郊外の大規模な都市公園や緑地と併せて“水と緑のネットワーク”を形成することで、一体的に保全を図ります。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 生物生息空間の保全						
① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護						
ア) 酒匂川水系のメダカの生息地、コアジサシの郷の保護	継		○			
② 生物生息環境の保全・種の保存						
ア) 特定外来生物の除去	継	○	○			
イ) メダカのお父さんお母さん制度の推進	継	○	○			
ウ) コアジサシの郷づくり事業の推進	継	○	○			
エ) サシバが営巣できる環境の再生（休耕田の復活）	継	○	○			
オ) 酒匂川水系保全事業の推進	継	○	○			
(2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供						
① 水辺の環境再生・美化						
ア) 環境再生プロジェクト（酒匂川植栽事業）の推進	継	○	○			
イ) 河川のアダプトプログラムの推進	継	○	○			
② 水辺の親水機能等の保全・創出						
ア) 河川環境整備事業の推進	継		○			
③ 水路等の歴史的文化的な遺産の継承						
ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	継	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 生物生息空間の保全

① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護

■ア) 酒匂川水系のメダカの生息地、コアジサシの郷の保護 継

- ・酒匂川水系に生息するメダカは固有の遺伝子を持つ野生種で、絶滅危惧Ⅱ類（環境省。絶滅の危険が増大している種）に指定されています。また、夏鳥のコアジサシも、市内において見ることができ、こちらも絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。
- ・本市では、「緑と生き物を守り育てる条例」に基づき、「酒匂川水系のメダカの生息地」と「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」として指定しています。
- ・引き続き、酒匂川水系のメダカの生息地とコアジサシの郷の保護に努めます。

②生物生息環境の保全・種の保存

■ア) 特定外来生物の除去 継

- ・在来生物の保護のため、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」が定められています。本市では、アライグマやブラックバス、オオキンケイギクなどが確認されており、捕獲等に取り組んでいます。
- ・引き続き、特定外来生物の除去による生態系等の維持に取り組めます。

■イ) メダカのお父さんお母さん制度の推進 継

- ・メダカに関する種の保存を目的に、メダカのお父さんお母さんを募集し、家庭などで飼育に取り組んでもらうメダカのお父さんお母さん制度を平成11年から開始し、登録者は延べ1,700世帯を超えています。
- ・引き続き、本制度によるメダカの保護育成に対する意識の啓発に取り組めます。

■ウ) コアジサシの郷づくり事業の推進 継

- ・コアジサシは4月初旬から飛来し、7月中旬に渡りが始まるまで、酒匂川で営巣・子育てを行います。本市では保護区指定のほか、良好な環境で子育てできるよう、市民参加により、営巣地となる酒匂川の中州の環境整備を行ってきました。
近年は頻発する大雨や天敵のチョウゲンボウの増加などで、安定した子育て環境が得られず、飛来数が減少し、保護区では営巣する姿が確認されていませんが、保護区上流の県立大井高等学校前の中州では営巣が確認されているため、コアジサシの観察会を開催しています。
- ・引き続き、コアジサシの郷づくり事業の推進を図ります。

■エ) サシバが営巣できる環境の再生（休耕田の復活） 継

- ・水田は多様な生物の生息場所となる身近なみどりですが、近年は後継者不足などによる耕作放棄地が増えています。
本市沼代では市民活動団体である「サシバプロジェクト（日本野鳥の会有志）」が、サシバが営巣できる環境の再生を目指し、休耕田の草刈や田植えのイベントの開催など、休耕田を水田として復活させる活動を行っています。
- ・引き続き、サシバプロジェクトの支援を実施し、サシバが営巣できる環境の再生に取り組めます。

■オ) 酒匂川水系保全事業の推進 継

- ・酒匂川水系保全協議会では、酒匂川の豊かな自然環境を将来の世代へと引き継ぐための取り組みを推進しています。会員は、酒匂川流域自治体関係（神奈川県、静岡県、小田原市など16団体）、農林漁業・水利関係者9団体、工場・事業場・砂利関係者64団体、計89団体となっています。（平成27年3月）
- ・流域が一体となって、「アユの放流体験」、「環境保全講演会」、「酒匂川フォトコンテスト」などを実施しています。
- ・引き続き、酒匂川水系環境保全事業の推進を図ります。

(2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供

①水辺の環境再生・美化

■ア) 環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進 継

- ・酒匂川植栽事業は、環境再生プロジェクトの一環として進められている事業の一つです。市のシンボルであり、豊かな恵みをもたらす酒匂川の美化保全活動として、酒匂川左岸の小田原大橋付近の土手において、市民や自治会、企業や団体と連携し、植栽管理を行い“ごみを拾う”から“ごみを捨てさせない”環境づくりの意識を高めています。
- ・引き続き、環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進を図ります。

■ウ) 河川のアダプトプログラムの推進 継

- ・柳新田、小八幡川、下菊川、鬼柳桑原排水路で、草刈りやごみ拾いなど市民参加による河川の美化活動を実施しています。
- ・引き続き、これらの美化活動を通して、河川環境の維持に対する意識の啓発を行うとともに、市民参加によるアダプトプログラムの推進を図ります。

②水辺の親水機能等の保全・創出

■ア) 河川環境整備事業の推進 継

- ・本市北部に広がる田園地域を縦横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけでなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。
しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。
- ・そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業(多自然水路整備計画策定等)を進めることとしています。
- ・引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。

③水路等の歴史的文化的な遺産の継承

■ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用 継

- ・本市には、早川を水源とする戦国時代の小田原用水と、江戸時代の荻窪用水の2つの用水が、市街地を流れています。荻窪用水は、平成17年に疏水百選(農林水産省)に選定され、同省がPRする「水土里の路疏水百選ウォーキング」のなかで、「荻窪用水散策コース」を案内しています。
- ・小田原用水や荻窪用水は、NPOなどの民間団体によりガイドブックの発行や用水を訪ねるイベントが行われ親しまれています。
- ・これらの歴史的な土木遺構は、本市のまちの歴史の伝承、潤いのあるまちづくり、生物生息環境の保全など、さまざま役割を発揮する遺産となります。
- ・引き続き、市民と協働し、小田原用水、荻窪用水の保全・活用に努めます。

基本方針2

まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します

2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。

みどり豊かなまちづくりの実現には、市内の土地の大半を占める民有地の緑化の推進が欠かせません。戸建て住宅を含む民有地の接道部（道路から見える部分）の緑化を支援し、「公開性」、「公共性」のあるみどりを増やしていくことで、生活に潤いをもたらすまち並みの形成とまちの価値の向上を図ります。

また、建築物をはじめ、河川や街路樹の植栽された道路など、市内各地で地域の顔となる公共施設において、積極的な緑化の推進を図り、まち並みの景観や住環境に好ましい街路樹のあり方を地域住民とともに検討するなど、「みどりの量」だけでなく「みどりの質」の向上とそれを維持する取り組みを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進						
①民有地の緑化推進制度						
ア) 開発事業等における植栽地の確保	継	○	○			
イ) 工場立地法による緑地等の整備	継	○	○			
ウ) みどりの協定の締結	継	○	○			
エ) 風致地区の適正な運用	継		○			
オ) 生産緑地地区の保全	継	○	○			
カ) 地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出	継	○	○			
②緑化関連制度の見直し検討						
ア) 緑と生き物を守り育てる条例見直し	新		○			
イ) 開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討	新		○			
(2) 市民によるみどりのまちづくり推進						
①民有地緑化の支援						
ア) 「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及	新		○			
イ) 民有地緑化支援制度等の創設	新		○			
ウ) 市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設	新	○	○	○		
エ) 都市廊政策による緑化の推進	継	○	○	○		
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり						
ア) コミュニティガーデンづくりの支援	新	○	○	○		
③水路等の歴史的文化的な遺産の継承						
ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用（再掲）	継	○		○		
(3) 緑化モデルとしての公共施設の緑化推進						
①公共施設の敷地の緑化						
ア) 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進	新			○		
イ) 市立学校等の校庭（園庭）の芝生化の推進	継	○		○		
ウ) 植栽の適切な管理の推進	拡			○		
②道路空間の緑化（街路樹の整備・管理の再構築）						

基本施策		取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
ア)	「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成	新		○			
イ)	街路樹の再整備・改善の取り組み	新	○	○	○		
③市民協働によるみどりの整備・管理							
ア)	「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設	新	○	○	○		
イ)	校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり	継	○	○	○		
ウ)	公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進	新	○	○	○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進

①民有地の緑化推進制度

■ア) 開発事業等における植栽地の確保 継

- 本市では、「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」に、原則として事業主は、住宅以外の建築物の建築の用に供する目的で開発事業区域の規模500㎡以上の開発事業をしようとするときは、その開発事業区域内に、同規則で定める面積割合で植栽地を配置するよう努めなければならないこと等を定めています。また植栽地は道路に面した部分に配置することや、植栽地の配置が困難な場合は、壁面または屋上による植栽地を配置することができることなどを定め、市長と協議しなければならないこととしています。
- 引き続き、同条例に基づき、植栽地の適切な配置や確保について、指導に努めます。

■イ) 工場立地法による緑地等の整備 継

- 「工場立地法」では、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の特定工場について、緑地や環境施設の設置、管理義務を定め、環境の保全を図りつつ、適正な立地が行われるようにしています。
- 本市では、工場周辺的生活環境への影響を最小限に抑えつつ、操業環境の維持を図るため「小田原市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例」を定め、緑地面積率を含む環境施設面積率を緩和しています。
- 引き続き、同法の趣旨をふまえ、敷地内の緑化を促すなど、適切な運用を図ります。

■ウ) みどりの協定の締結 継

- みどりの協定は、神奈川県「自然環境保全条例」によるものと「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」によるものがあります。どちらも1ha以上の開発行為を対象に緑地の配置を求めるもので、協定期間は10年間としており、これまで県・市合せて17件の協定を結んでいます。
- 引き続き、みどりの協定の締結、継続に向けた更新を促します。

■エ) 風致地区の適正な運用 継

- 小田原城址、城山および海岸の各地区については、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。
- 引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、

地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。

■オ) 生産緑地地区の保全 継

- ・生産緑地地区は市街地における貴重なみどりであることから、引き続き保全していきます。
- ・また、農林漁業と調和し、良好な都市環境を形成している市街化区域内の農地において、適正に管理され、公共施設の整備が予定されている区域の一団であること、周辺に公園などの緑地機能を持つ土地が少ないことなどの追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定し、保全に努めていきます。

■カ) 地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出 継

- ・地区計画等は、一体的に整備・保全を図る必要がある区域について、地区内の建築等に関する用途や高さなどのルールを定め、開発や建築行為を規制し、その地区の特性にふさわしい良好な街づくりを誘導する制度で、現在、9地区に対して計画決定しています。
- ・これらの地区計画の中には、その環境に適した緑地に対する方針を立て、みどりの保全や創出の活動に取り組んでいる地区も存在しています。
- ・引き続き、地区計画制度の適正な運用と制度を活用し、緑地の保全・創出を図ります。

②緑化関連制度の見直し検討

■ア) 緑と生き物を守り育てる条例見直し 新

- ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」では、緑化の推進に関する条項が設けられていますが、特に具体的な規定はありません。
- ・緑化推進施策の強化・継続的な取り組みを図るため、緑の定義、緑の基本計画の位置づけ、緑化推進・協定制度、緑のまちづくり提案制度など、緑化推進に関する項目の検討を行います。

■イ) 開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討 新

- ・「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則500㎡以上の開発事業について植栽地の確保を努力義務とし、「道路に接した部分に配置するよう努めなければならない」等としています。
- ・同条例施行規則や運用基準における接道部の緑化の配置や量などに関する項目の見直しの必要性について、より効果的な緑化に誘導することができるよう、その検討を行います。

(2) 市民によるみどりのまちづくり推進

①民有地緑化の支援

■ア) 「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及 新

- ・市街地におけるみどり豊かなまちづくりには、その多くを占める民有地の緑化の推進が欠かせません。個人の住宅はもちろん、店舗などの商業施設や工場などの敷地においても可能な限り緑化を推進することが望まれます。
- ・将来にわたってみどり豊かなまち並みの景観を形成するに当たり、維持管理などを見越して、その規模や場所などに応じた効果的な植栽方法や樹種などについて、その緑化手法等を含めた「(仮称)民有地の緑化の手引き」を作成し、民有地の緑化について、普及を図ります。

■イ) 民有地緑化支援制度等の創設 新

- ・住宅の道路に面した場所への樹木の植栽や生垣等による見える緑化、まちあるきやウォーキ

ングのコース等と連携した市民による将来のオープンガーデンにつながる公開を原則とする住宅の庭等の緑化、工場や事業所などの敷地や建物の一部を緑化し、ベンチなどを設置して休息の場として開放するなど、民有地の緑化推進に当たり、市民等の自発的な緑化を支援する制度を創設します。(例：一定の基準のもとに苗等の資材を配布する物的支援、植栽費用などの資金支援、アドバイスなどの人的支援、表彰、その他規制緩和等)

■ウ) 市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設 新

- ・地域住民や企業・団体がその地域にふさわしいみどりを創出する計画を作成し、市に提案し、審査を受け認定された地域で自発的な緑化を進めていく「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設に取り組みます。
- ・計画を基に進められる緑化に関する提案事業については、民有地緑化支援制度により、物的支援や資金的支援、人材的支援を通して、地域の緑化の支援を実施します。

■エ) 都市廊政策による緑化の推進 継

- ・小田原駅周辺のまちの魅力を高め、「訪れたいまち・住みたいまち」の実現に向け都市廊政策を推進しています。
- ・その一環として、花とみどりあふれる街路の形成とさらなる賑わいの創出を目的とした「街なか緑化事業」を商店会との協働により平成26年度から3ヵ年のモデル事業として実施しており、モデル事業終了後も他の商店会への波及を誘導し、事業継続を目指します。
- ・そのほか、建物の共同建替えによる民有地への良好な緑地空間の創出を図っていきます。
- ・沿道民有地等に連続性や統一性も考慮しながら、プランターや花壇を設置したり、街路樹を植えるなど、花やみどりを効果的に配置することで、歩行者が回遊したくなる魅力的な空間を創造しています。
- ・引き続き、都市廊政策による緑化の推進を図ります。

②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり

■ア) コミュニティガーデンづくりの支援 新

- ・市街地における空き地の増加は、雑草の繁茂による環境悪化や放火、不審者の侵入の誘発、害獣・害虫の発生、ゴミの不法投棄など、地域の防犯・環境衛生や景観の悪化等が懸念されます。
- ・空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地利用に関する覚書等を土地所有者と取り交わすなどの調整により、無償で土地を利活用し、市がプランターや花苗、ベンチなどを提供し、それらを商店街などが維持管理するなど、三者の協働により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。

③水路等の歴史的文化的な遺産の継承

■ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用 再掲 1-3 (2) ③ア) 継

- ・本市には、早川を水源とする戦国時代の小田原用水と、江戸時代の荻窪用水の2つの用水が、市街地を流れています。荻窪用水は、平成17年に疏水百選(農林水産省)に選定され、同省がPRする「水土里の路疏水百選ウォーキング」のなかで、「荻窪用水散策コース」を案内しています。
- ・小田原用水や荻窪用水は、NPOなどの民間団体によりガイドブックの発行や用水を訪ねるイベントが行われ親しまれています。

- ・これらの歴史的な土木遺構は、本市のまちの歴史の伝承、潤いのあるまちづくり、生物生息環境の保全など、さまざまな役割を發揮する遺産となります。
- ・引き続き、市民と協働し、小田原用水、荻窪用水の保全・活用に努めます。

(3) 緑化モデルとしての公共施設の緑化推進

①公共施設の敷地の緑化

■ア)「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進 新

- ・市民が利用する市役所などの公共施設における植栽は、市民がふれあう機会も多いことから、良好なみどりの創出が望まれています。また、このような身近なみどりが良好に保たれることは、市民にみどりに対する愛着を持ってもらうことにつながります。
- ・公共施設に良好なみどりが創出できるよう、新たに公共施設を整備する場合や既存の施設において取り組める緑化など、状況に応じて取り組むための「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」を作成し、公共施設における緑化の推進を図ります。

■イ)市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進 継

- ・校庭・園庭の芝生化は、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できることから、平成21年度から芝生化を開始し、下府中小学校、新玉小学校、東富水幼稚園、酒匂幼稚園、下中幼稚園、矢作幼稚園、報徳幼稚園について全面芝生化に取り組みました。今後、「小田原市学校施設整備基本方針(平成26年2月)」に基づき、部分的な芝生化も視野に含め、検討を行います。

■ウ)植栽の適切な管理の推進 拡

- ・市役所や各地域に存在する支所、連絡所などをはじめとする施設や道路、河川、公園など、公共施設の敷地内における植栽の適切な管理について、「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」に基づき、みどりの質の向上に取り組んでいきます。
- ・また、公共施設の植栽を適切に管理することは、民有地の緑化の推進を先導する役割も担うため、その取り組みに対して、実施報告やその成果について、市のHPなど通じてPRすることで緑化活動の推進を図ります。
- ・引き続き、公共施設の敷地内における植栽の適切な管理の推進を図ります。

②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)

■ア)「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成 新

- ・街路樹は、最も身近なみどりのひとつであり、潤いのある景観や都市の風格をつくるなどまちの印象に大きく影響を与えます。しかし、樹木の成長に伴い、鳥害(糞による悪臭や汚損、鳴き声による騒音)や、根上がりによる歩道の損傷、道路標識や信号機等の視認性の低下など、様々な問題が発生しています。また、近年では、台風等での倒伏による被害の発生や、本来の樹形と大きく異なった樹木による景観の悪化なども懸念されています。
- ・このような街路樹の課題に対し、市道を対象とした改善や整備のためのガイドラインを作成します。
- ・ガイドライン作成にあたっては、市で作成した「街路樹の整備・維持育成管理基準案」および「街路樹の整備・維持育成管理マニュアル案」を基に、国土交通省が策定した「道路緑化技術基準(平成27年3月改正)」の新たな視点も反映しながら作成します。

■イ) 街路樹の再整備・改善の取り組み **新**

- ・街路樹の点検や周辺環境調査を実施し、交通障害や生活への被害状況、事業効果等に基づき、取り組みの必要性の高い幹線市道等を対象とし、計画的な再整備・改善に取り組みます。

③市民協働によるみどりの整備・管理

■ア) 「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設 **新**

- ・多くの市民や企業に街路樹に関心を持っていただくため、街路樹に名前やメッセージを添えた樹名板の取り付けなどを行っていただき、参加した市民や企業より、緑化活動を支える費用としてふるさとみどり基金に寄付(募金)していただく「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設に取り組みます。

■イ) 校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり **継**

- ・校庭(園庭)の芝生化を推進するには、継続的な維持管理(水撒き、芝刈り、施肥、補植等)の設備、ランニングコスト、人員の確保が必要となります。
- ・芝生化推進にあたり、学校や地域の理解、協力体制の構築など仕組みづくりに取り組みます。

■ウ) 公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進 **新**

- ・公園や公民館の敷地で花苗の植栽活動を行っているグリーンライフサークルの制度体制を見直し(※)、市民や団体等がみどりのまちづくりに関わる機会を増やし、必要に応じて、道路や河川などの美化ボランティア活動や身近な公園プロデュース事業など、他の公共施設への拡大の可能性の検討を行います。
- ・また、各種講習会等を通して、参加市民を拡大していく制度を構築し、市民協働の推進を図ります。

※守る(樹木観察、病害虫の発見など)、育てる(施肥、根元管理など)、広める(開花情報の発信、仲間づくり、樹名板の作成、マップ作成など)、学ぶ(守り育てる講習・実習会など)の一連の活動を用意し、参加可能な部分に参加するなど。

2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。

みどりは潤いのある風景や美しく風格のあるまち並みを形成し、市民をはじめ本市を訪れる来街者にとっても憩いの場となるとともに、快適にまちあるきを楽しめるまち並みを実現することで、回遊性を高め、まちの賑わいに寄与することができます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 歩いて楽しいみどりのまちづくり						
①歩行空間の緑化						
ア) 中心市街地におけるみどりの回廊づくり	継	○	○	○		
イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	新		○	○		
ウ) 大型店における緑化の推進	継		○			
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり						
ア) コミュニティガーデンづくりの支援(再掲)	新	○	○	○		
(2) みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理						
①城址公園の整備・植栽管理						
ア) 城址公園の整備の推進	継			○		
イ) 城址公園における適切な植栽管理の推進	継			○		

※上表注 1)基本施策 2)取り組み時期
 継:継続事業 短期:概ね当初5年
 拡:拡充する事業 中期:概ね5~10年後
 新:新規事業 長期:概ね10~20年後

(1) 歩いて楽しいみどりのまちづくり

①歩行空間の緑化

■ア) 中心市街地におけるみどりの回廊づくり 継

- 本市では、現在、三の丸地区整備の検討、都市廊政策を進めています。また、銀座・竹の花周辺地区では、本市初の「街づくりルール形成促進条例」に基づく協議会の街づくり基準が認証(平成22年2月)され、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に「銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上」事業として位置づけています。なお、これらは、「小田原市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業としても位置づけています。
- お城通りは、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業」の中で、駅とお城を結ぶみどり豊かな歩行空間を確保するため、緑化歩道(幅員5m)の整備を進めます。
- 都市廊政策については、内々環状道路の区域内を対象とし、回遊性の向上と街なかの活性化を図ることとしています。緑化施策については、魅力ある商店街づくりの視点から、商店会等と連携した街なか緑化モデル事業を、平成26年度は小田原ダイヤ街商店会、平成27年度は小田原錦通り商店街協同組合にて実施し、平成28年度はお堀端通り商店街振興組合での実施を予定しています。また、モデル事業終了後も他の商店会への波及を誘導し事業継続を目指します。
- 銀座・竹の花周辺地区は、旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまち並みや建造物が残る地区であり、この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまち並み景観を形成することとしています。街路樹整備、小広場の整備等について検討するほか、国の社会資本整備総合交付金における「街なみ環境整備事業」を活用し、建築物等の修景整備に係る経費の一部を助成するなど、地域の自主的な景観形成の支援を実施します。

- ・引き続き、中心市街地の魅力あるまちづくりとして、みどりの回廊づくりに取り組みます。
- イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進 新
- ・「基本方針5-2(1)②みどりに係るCSR活動の場の提供」において詳述する「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進について駅周辺を歩いて楽しいまちとするためのCSRによる展開の推進を図ります。
- ウ) 大型店における緑化の推進 継
- ・本市では、「小田原市商業者等の地域貢献に関する条例」を定め、大型店(大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する大規模小売店舗)を設置する者等へ地域貢献事業の実施に関する計画および実施報告を義務付けています。この中で、“自然環境及び生活環境に配慮した取り組み”について定めています。
- ・引き続き、大型店の敷地内等における緑化等の好感の持てる空間について、維持・保全の推進を図ります。

②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり

- ア) コミュニティガーデンづくりの支援 再掲 2-1(2)②ア) 新
- ・市街地における空き地の増加は、雑草の繁茂による環境悪化や放火、不審者の侵入の誘発、害獣・害虫の発生、ゴミの不法投棄など、地域の防犯・環境衛生や景観の悪化等が懸念されます。
- ・空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地利用に関する覚書等を土地所有者と取り交わすなどの調整により、無償で土地を利活用し、市がプランターや花苗、ベンチなどを提供し、それらを商店街などが維持管理するなど、三者の協働により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。

(2) みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理

①城址公園の整備・植栽管理

- ア) 城址公園の整備の推進 継
- ・城址公園は、「本丸・二の丸整備基本構想」に基づき、史跡小田原城跡の歴史的景観の復元的整備等を進めるための調査審議組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会を設置しています。
- ・引き続き、史跡小田原城跡としての魅力を高めるとともに、城下町おだわらのシンボルとして、多くの人々を迎えるみどり豊かな公園として、「史跡と緑の共生」を念頭に置き、整備の推進を図ります。
- イ) 城址公園における適切な植栽管理の推進 継
- ・城址公園内には多くの樹木があり、小田原駅周辺地区においてまとまったみどり豊かな公園となっていますが、一部で繁茂した樹木により天守閣が見えづらい状況にあったり、石垣や地下遺構にも影響を与える可能性があるなど、本丸・二の丸周辺のみどりのあり方について、さまざまな課題が指摘されてきました。
- ・また、県内では老朽化した樹木が相次いで倒れていることから、観光施設である城址公園内でも来園者の安全を確保するため、適切な樹木管理を行なうとともに、天然記念物に指定されている古木については、保護していく必要があります。

- そこで、史跡小田原城跡における史跡整備の植栽管理をどのように進めていくのか協議・検討する組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会を設置しました。
- 引き続き、小田原城の魅力が高められるよう「史跡と緑の共生」を目指し、適切な植栽管理の推進を図ります。

基本方針3

小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます

3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。

小田原の歴史的資産であり、シンボルである小田原城以外にも、本市には著名人が構えた歴史的文化的な建造物と一体となったいわゆる「邸園」や、数多くの社寺に残る巨樹・古木が存在しています。

これらの小田原ならではの「歴史文化を支えるみどり」を、所有者や市民等と連携して歴史的文化的な建造物と一体的に保全するとともに、魅力あるまちづくりに寄与するみどりとして、広く周知し、活用する取り組みを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 歴史的景観の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上						
①総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全						
ア) 都市公園区域における史跡の保安全管理・活用	継		○			
イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全	継	○	○	○		
②歴史的景観の拠点と一体のみどりのまちづくり						
ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成	新	○	○	○		
イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討	新	○	○	○		
(2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存						
①法・条例に基づく樹木・樹林の保存						
ア) 天然記念物の適切な保護	継	○		○		
イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護	継	○		○		
②地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持						
ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発	新	○		○		
(3) 田園景観の保全・活用						
①水田・水路網の保全・活用						
ア) 河川環境整備事業の推進（再掲）	継			○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 歴史的景観の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上

①総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全

■ア) 都市公園区域における史跡の保安全管理・活用 継

・「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保安全管理計画（平成21年度）」において、城郭環境保全域を定め、このエリアの保安全管理を推進し、必要に応じ「文化財保護法」に基づき保全が図られる史跡として新たに指定し、または史跡に準じて保全する「遺構保全域」と、遺構と調和した景観や眺望を維持する「景観保全域」とに区分し、保安全管理と環境保全の考え方を示しています。

- ・都市公園「城山公園」の区域には、史跡指定部分を含む「遺構保全域」と「景観保全域」とがあるため、遺構と都市公園利用との調整をしっかりと整理する必要があります。原則として城山公園内の「遺構保全域」は遺構保存を前提とし、「景観保全域」は、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場とし、慰霊塔周辺を中心として魅力を高める整備を行います。

■イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全 継

- ・上記計画において、景観保全域の景観保全管理手法については「条例等を用いて、現状の景観に悪影響を及ぼす行為や地形の変更は制限を図っていく」としています。
- ・都市公園区域や風致地区など法的な規制がなく、みどり豊かな環境を形成している景観保全域については、その価値や意義について市民の意識の向上を図るとともに、緑の環境保全地区（小田原市緑と生き物を守り育てる条例）の指定や保全配慮地区（都市緑地法）などの導入の検討を行います。

②歴史的景観の拠点と一体のみどりのまちづくり

■ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成 新

- ・「歴史的風致維持向上計画」において、歴史的風致の維持及び向上のため、「歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進」（清閑亭や松永記念館等歴史的風致形成建造物、史跡小田原城跡等）や「歴史的風致の残るまちなみの環境整備の推進」（案内板、小田原文学館等）を行っています。また、都市計画制度による高度規制、「景観法」、「景観条例」に基づく景観計画に定める建築物、工作物の形態・意匠・色彩の規制により、歴史的な風致の保全を図ることとしています。
- ・これらの歴史的風致の拠点施設や沿道修景、建造物等の形態等のコントロールと併せて、歴史的風致を維持するみどりの保全や創出を図ることが必要です。そこで、板橋地区や南町・本町地区、城山地区、国府津・前川地区等の良好な住宅地において、地域制緑地の導入検討など、国登録有形文化財等や市指定の小田原ゆかりの優れた建造物と一体となったみどりの保全・活用方策について、検討を行います。

■イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討 新

- ・上記の歴史的風致を維持するみどりについては、まちづくりルールの設定などによる市民との協働による保全・活用の仕組みづくりの検討を行います。

(2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存

①法・条例に基づく樹木・樹林の保存

■ア) 天然記念物の適切な保護 継

- ・市内には、天然記念物として、「文化財保護法」に基づく国指定天然記念物が1件（早川のピランジュ）、「神奈川県文化財保護条例」に基づく県指定天然記念物が3件（県立小田原高等学校の樹叢ほか）、「小田原市文化財保護条例」に基づく市指定天然記念物が21件（御感の藤、長興山の枝垂桜、前川近戸神社の社叢ほか）の計25件があります。
- ・引き続き、天然記念物の指定を受けた樹木・樹林の保護について、支援を実施します。

■イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護 継

- ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」において、「都市の美観風致を維持するための樹木

の保存に関する法律」に定める基準に基づき、保存樹に149本、保存樹林に14箇所を指定しています。

- ・引き続き、市街地における貴重なみどりとして、指定を受けた保存樹・保存樹林の保護について、支援を実施します。

②地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持

■ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発 新

- ・保存樹はほとんどが高さ10m以上、幹回り1.5m以上の巨樹であり、保存樹林とともに地域のランドマークとして存在感を示しています。
その多くは神社仏閣をとりまく社寺林として長い年月を経てきた歴史的なみどりであり、社寺の多い本市の特徴的なみどりでもあります。
- ・これら保存樹・保存樹林については、市民全体で保全していくべき貴重なみどりとして捉え、その価値や保存の意義について、市民への啓発を図ります。

(3) 田園景観の保全・活用

①水田・水路網の保全・活用

美しい田園景観は小田原の原風景の一つであり、これらを保全するには地域の存立基盤である農業とその暮らしの営みを守ることが必要です。

市街地周辺の水田や水路は市民の身近なみどりであり、多様な生物の生息場所や移動ルートにもなることから、食糧生産という基本機能に加え、農地の多面的な機能を活かした保全・活用策に取り組みます。

■ア) 河川環境整備事業の推進 再掲 1-3 (2) ②ア) 継

- ・本市北部に広がる田園地域を縦横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけではなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。
しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。
- ・そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業（多自然水路整備計画策定等）を進めることとしています。
- ・引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。

基本方針4

まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます

4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。

地区ごとに見た住民一人当たりの都市公園の面積、公園空白地の割合などの状況から、公園等としての機能が不足している公園未充足地区が存在しています。また、開設済みの一部の都市計画公園において、都市計画決定された区域の一部が長期にわたり整備に着手できていない公園があります。

本市における都市公園の整備水準は標準よりも低い状況にありますが、その機能を補う広場や緑地などが豊富に存在しています。

公園未充足地区における公園空白地の解消を優先に、市民からの公園用地の提供相談、既存ストックや生産緑地地区などの積極的な活用により、公園の均衡ある配置に取り組みます。

また、機能の再編を目的とした既存の公園の再整備や既存ストックを有効利用した施設の見直しなど、社会情勢や利用者ニーズに合った公園を利用者に提供できるよう、公園の再整備を進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の適正配置						
① 均衡ある都市公園の配置						
ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置	新		○			
イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討	新		○			
(2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり						
① 安全・安心な都市公園づくり						
ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進	継	○	○			
イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保	新	○	○			
② 計画的な都市公園再整備						
ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	新	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 都市公園の適正配置

① 均衡ある都市公園の配置

■ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置 新

- ・今後の公園の整備は、「公園未充足地区」において優先的に推進します。整備にあたっては、長期借地による借地型公園での整備手法の検討や、遊休地や既存のみどりの広場、生産緑地地区等の積極的な活用を図っていきます。
- ・この地区に該当しない地域の「公園空白地」や特定の機能が不足する地区では、既存ストックや公園用地の提供相談などを活用し、必要に応じて整備していきます。また、開発行為に伴う協議においては、地域に必要とされる公園の設置を求めていきます。
- ・なお、生産緑地地区は、平成34年度にそのほとんどが指定から30年が経過すると買取り

の申出が可能になりますが、公園や緑地、公共空地の敷地の用に供することを目的として、市の買取り希望が他の者より優先されることなどを考慮し、買取りの申出に対し迅速な対応が取れるよう生産緑地地区の活用方策を定め、体制づくりに取り組みます。

- ・都市計画決定した後、長期未着手となっている都市計画公園（中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域）の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月神奈川県策定）」に基づき、市域における公園の配置状況を考慮し、社会情勢の変化や地域の実情などに応じて見直しを行います。

【借地型公園】

○保存規定

- ・公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該借地契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができる（平成16年都市公園法改正により明確化）。

○税制優遇

- ・都市計画税・固定資産税：無償貸付けの場合非課税、有償の場合課税可能（地方税法 348-2-1）
- ・相続税：4割評価減（「都市公園の用地として貸し付けられている土地の評価について」H4 課評 2-3 課資 2-121）

※500㎡以上、貸付けの期間が20年以上、正当な事由がない限り貸付けを更新すること

等（平成4年以降）

■イ）開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討 新

- ・開発行為等における公園の設置について、「都市計画法」および「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則として3,000㎡以上の住宅の建築の用に供することを目的とした開発行為等に対し公園の配置が義務づけられています。したがって、公園がすでに整備されている地区において、利用者ニーズに合わない狭小な公園が設置される可能性がある一方、狭小であっても利用者ニーズに合った公園等が求められている地区もあります。
- ・適切な配置と量を維持するため、同条例施行規則における、公園の設置の特例等に係る基準の見直しの必要性について、その検討を行います。

（2）誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり

①安全・安心な都市公園づくり

■ア）身近な公園における老朽化施設改修の推進 継

- ・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2を占めています。遊具については、平成26年度に策定した「小田原市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修・更新を行っていますが、老朽化したその他の施設（フェンスなど）の改修は進んでいません。
- ・遊具を含め老朽化した公園施設の更新に取り組むとともに、施設更新の事業効果をより効果的に発揮するため、地域の自治会などとの意見交換を行いながら、公園施設全体の老朽化対策を進めます。

■イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保 新

- ・老朽化した遊具の更新工事や、公園内の段差解消などによるバリアフリー化、樹木の成長等の剪定作業による死角の解消など、公園の改修や管理は防犯上の対応を含め安全・安心を確保するうえで必要不可欠です。また、近年公園の利用に関するルールやマナーが守られていないことから、公園施設や隣接民家の汚損や破損などが発生しています。
- ・必要に応じた整備や管理、公園を利用するうえでの地域住民によるルールづくりの支援やマナーの啓発活動などを通して、公園空間および公園施設等の安全・安心の確保に取り組みます。

②計画的な都市公園再整備

■ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施 新

- ・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2を占め、少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、開設当時のままの公園と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請に対応した公園機能の再整備が必要となっています。
- ・機能の再整備にあたっては、地域の自治会などと意見交換を行いながら、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組みます。

4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。

都市公園の施設の老朽化や、人口構成の変化等に伴う公園に対するニーズの変化に対応するため、本市では、市と協働で身近な公園を地域が望む姿にプロデュースしていただき、公園を育てていただくことで、愛着をもって利用できる身近な公園の充足感の向上を目指した「身近な公園プロデュース」事業を展開しています。

今後も、新規・再整備を問わず「多様な主体との協働による公園づくり」を原則とし、地域住民や各種団体などの意見を反映させる公園づくりを行います。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり						
①市民とつくる身近な公園の拡充						
ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発	拡	○	○			
イ) 都市公園におけるニーズ調査	新		○			
②市民のプロデュース力の向上						
ア) 「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催	新	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり

①市民とつくる身近な公園の拡充

■ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発 拡

- ・現在、身近な公園プロデュース事業については、9団体が登録し、13公園において花壇の設置やその後の手入れなどの活動を実施しています。市のホームページで参加者の募集と同時に、事業説明や実施事例の紹介を掲載しています。
- ・都市公園への愛着や事業の拡大を目指し、情報発信の方法について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえ、引き続き、身近な公園プロデュース事業の普及・啓発を図ります。

■イ) 都市公園におけるニーズ調査 新

- ・現在の都市公園のあり方について市民に調査した結果、「自然が多い公園が良い」、「日影がある公園が欲しい」、「動植物などと触れ合える公園が欲しい」など様々なニーズがありました。こうしたニーズと既存の都市公園の機能との間に大きな差があることが、都市公園の利用者の減少などにつながっていると考えられます。
- ・既存の都市公園の再整備および新規の都市公園の整備などにおける基礎データとして、地域自治会や子ども会などと連携し、利用者のニーズ調査に取り組んでいきます。

②市民のプロデュース力の向上

■ア) 「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催 新

- ・身近な公園プロデュース事業へ参加している登録団体を対象とし、公園プロデュース力向上のため、公園の計画や管理についての基礎を学ぶ講習会の開催に取り組みます。
- ・この講習会の開催を通じて、公園づくりに意欲のある人材発掘や仲間づくり、修了生による公園プロデュース団体構成の促進など基盤づくりにつなげます。

4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。

市民・事業者等とともに都市公園の再整備を図り、市民の交流が生まれる取り組みを行います。また、シニア層の健康増進や子育て世代の支援・環境教育など、様々なニーズと公園とを柔軟かつ緊密に結びつけ、相互に支え合えるよう、多様な主体が連携する体制づくりを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園での多世代交流の促進						
① 都市公園整備への市民参加						
ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映	新	○	○			
② 都市公園での多世代交流の促進						
ア) プロダクティブエイジングの推進	拡	○	○			
イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進	継	○	○			
(2) 公園空間の利活用の促進						
① 市民団体等による都市公園利活用の促進						
ア) 市民等の都市公園の利活用の促進	新	○	○	○		
イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用の促進	拡	○	○	○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継: 継続事業

短期: 概ね当初5年

拡: 拡充する事業

中期: 概ね5~10年後

新: 新規事業

長期: 概ね10~20年後

(1) 都市公園での多世代交流の促進

① 都市公園整備への市民参加

■ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映 新

- ・既存の都市公園の再整備および都市公園の新規整備に際して、整備後に公園への愛着を持っていただけるように、多世代にわたる利用者のニーズを把握し、整備に取り組んでいきます。
- ・住民の意見の反映にあたっては、地域の自治会や子ども会などと連携し、整備に当たりワークショップを行うなど、計画の段階から地域住民との交流が図られるような仕組みづくりの検討を行います。

② 都市公園での多世代交流の促進

■ア) プロダクティブエイジングの推進 拡

- ・本市では、元気なシニア層の力を地域の活力につなげていくプロダクティブエイジングを推進しています。
- ・シルバー人材センター等の団体からの協力により、元気なシニア層の力を活かして地域のコミュニティの場の一つでもある都市公園の維持管理などに取り組み、子どもたちとの交流の機会をつくるなど、都市公園での多世代交流を促進します。

■イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進 継

- ・身近な公園として各地域に存在する都市公園では、納涼祭などの地域の祭りやペタンクやドッジボールなどのスポーツ大会、昔ながらの遊びなどを通じ地域の親睦を深めるための交流会、地域の防災力を高める防災訓練などに活用されており、小田原こどもの森公園わんぱくらんどや小田原フラワーガーデンなどを中心とした大規模な公園では、木工教室やみどりに関するイベントなどが開催されています。都市公園では多くの世代が活動する場として利用

され、その活動を通して多世代にわたる人と人との交流が生まれています。

- ・引続き、既存の都市公園を活用した多世代交流の促進を図ります。

(2) 公園空間の利活用の促進

① 市民団体等による都市公園利活用の促進

■ ア) 市民等の都市公園の利活用の促進 **新**

- ・小田原フラワーガーデンのトロピカルドームは環境事業センターからの排熱を利用しており、環境と自然を学べる場でもあることから、公園は環境教育や自然学習の場としても非常に有効なツールです。また、上府中公園では、サッカーや野球など本格的なスポーツ利用、子育て中の親子連れによるグループ利用、高齢者が健康増進を目的としてジョギングを楽しむなど、都市公園は多様なニーズに対応する貴重な広場となっています。
- ・このような都市公園が持つ個性や特徴について、認知していただくための情報発信を強化したり、より利用しやすい都市公園となるよう、利用者のニーズ調査と併せた整備を実施するなどの手法を用いて、都市公園の利活用の促進を図ります。

■ イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用の促進 **拡**

- ・市民団体との協働事業として、子ども達の自主性や創造性を育む遊びを提供するプレイパークを実施しています。また、上府中公園においては、指定管理者の自主事業としてもプレイパークを導入し、開催しています。
- ・幼稚園や小学校などの遠足での利用や社会福祉施設などによるシニア世代の健康づくりなど、市からの働きかけを強化し、さまざまな団体等による公園の利活用の促進を図ります。

4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。

都市公園の新規整備や再整備に際して、防災機能の強化、公園施設の老朽化(長寿命化)対策や防犯性の向上を図るなど、市民の安全・安心の向上につながる公園づくりを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 地域の防災性能向上						
① 都市公園における災害への防備						
ア) 街区公園における防災機能の確保の支援	拡	○				
イ) 都市公園における災害時の対応	継		○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 地域の防災性能向上

① 都市公園における災害への防備

■ア) 街区公園における防災機能の確保の支援 拡

- ・多くの街区公園では、自治会等による防災倉庫等が設置されるなど、身近な防災スペースとしても機能しています。
- ・引き続き、街区公園において、地域住民のニーズと非常時における自治会等の体制に即した災害防備に対応し、防災機能の確保について支援します。

■イ) 都市公園における災害時の対応 継

- ・地域防災計画において、都市公園12箇所は、ヘリコプター臨時離着陸場や応急仮設住宅候補地等に位置づけられ、重要な防災拠点としての機能を担っています。
- ・震災や火災等の災害発生時には迅速な対応が迫られることから、緊急時に支障なく使用できるよう、日常の管理により、適正な状態を維持するよう努めます。

基本方針5

市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます

5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。

現在、市内で活動する各種団体と連携し、将来的に持続可能な体制づくりを確立するため、みどりに関わる人材の育成を図ります。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成						
① 緑化に関する普及・啓発						
ア) 花とみどりの講習会の拡充	拡	○	○			
イ) きらめき出前講座の活用	拡		○			
ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施	新	○	○			
② 市民・企業の緑化活動の支援						
ア) グリーンカーテンの普及・啓発	継	○	○			
イ) 緑化活動等に関する表彰制度の創設	新		○			
③ 緑化関連情報の発信						
ア) 市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発	新	○	○			
イ) 市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介	新		○			
(2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化						
① みどりのまちづくりに関する環境教育の推進						
ア) 環境教育事業の拡充	拡	○	○			
② みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成						
ア) 森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立	拡	○	○			
イ) 農業に参画しやすい環境づくり	継	○	○			

※上表注 1) 基本施策

2) 取り組み時期

継: 継続事業

短期: 概ね当初5年

拡: 拡充する事業

中期: 概ね5~10年後

新: 新規事業

長期: 概ね10~20年後

(1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成

① 緑化に関する普及・啓発

■ア) 花とみどりの講習会の拡充 **拡**

- ・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、植物学学習の推進のため指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得する各種講座を開催しています。
- ・今後は、指定管理者と協議し、初心者向け講座の開催により緑化に興味をもつきっかけとなるものを学ぶ機会を拡充することにより、花やみどりのファンやガーデナーを増やす取り組みを行います。また、講座の質を高めるとともに、花やみどりの知識と技術力の向上につながる仕組みをつくり、みどりのまちづくりへの関心を高めます。

■イ) きらめき出前講座の活用 **拡**

- ・本市では、市内在住・在勤・在学の方を対象に、行政の取り組みや職員の専門知識を活かしたお話をお届けする「きらめき出前講座」を実施しています。
- ・現在、みどり分野における講座は「みんなの公園」、「身のまわりに花と緑を増やそう」の2

講座を用意しています。公園の利用マナーや遊び方など児童を対象とした基礎的なものから、季節の花やみどりの管理方法などの専門的な知識を習得したい方向けのものまで、そのレベルや対象者に合わせた内容の見直しを図り、出前講座の実施による緑化の普及・啓発に努めます。

■ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施 **新**

- ・本市では、うめ、さくら、あじさい、花菖蒲、菊花と、四季の花に応じたイベントが開催されています。これら花の名所での観賞イベントを活用し、緑化の啓発につながる企画を実施します。
- ・また、全国的な都市緑化推進運動（4～6月）または都市緑化月間（10月）などの期間に合せ、小田原フラワーガーデンや辻村植物公園、上府中公園などにおいて、企業協賛、市民ボランティアとの協働により「みどりを知る・学ぶ・創る・育てる・公開する」などをテーマとしたイベントを開催するなど、その仕組みの検討を行います。

②市民・企業の緑化活動の支援

■ア) グリーンカーテンの普及・啓発 **継**

- ・平成23年度から、家庭でできる身近な省エネ・節電対策の一環として、直射日光を遮り、夏期の冷房使用の低減を目的としたグリーンカーテンに取り組もうとする市民を対象に、ゴーヤの苗を無料配布し、グリーンカーテンの育て方について講習会を開催しています。
- ・引き続き、グリーンカーテンの苗配布を実施し、身近な民有地緑化につなげていきます。

■イ) 緑化活動等に関する表彰制度の創設 **新**

- ・ガーデニングなどの緑化活動に取り組む意欲をより高めるため、公開性のある庭づくりや市民や企業の緑化活動に対する表彰制度を創設し、緑化活動の普及・啓発に取り組みます。

③緑化関連情報の発信

■ア) 市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発 **新**

- ・みどりのまちづくりに関する市民や企業の主体的な意思が反映できる緑化推進制度として、緑地協定制度、市民緑地制度、地区計画の決定による緑化率条例制度などがあります。
- ・市民や企業に対し、これらの各種制度の普及・啓発を行い、緑化方策の幅を広げ地域の特色や実情に合わせた緑化の推進を支援します。

■イ) 市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介 **新**

- ・みどりに関する施策や事業、公園や道路、河川等における緑化活動、住宅や事業所の接道部緑化などの市民や企業の緑化活動、みどりのまちづくりの大切さや意義についての普及・啓発に取り組みます。

(2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化

①みどりのまちづくりに関する環境教育の推進

■ア) 環境教育事業の拡充 **拡**

- ・本市では「地域総ぐるみで子どもを見守り育てよう」、「地域コミュニティ全体が学び舎」などの考え方から、地域で「スクールコミュニティ」の取り組みが行われています。本市は森林や農地、公園、河川、海岸など多様な資源があり、学ぶ環境に恵まれていることから、す

で実施されている環境教育事業（1-2（2）②ウ）に、本市特有の資源を学習素材とした新たなカリキュラムの充実を図り、子どもたちの環境教育事業の推進を図ります。

②みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成

■ア）森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立 拡

- ・市民と行政が連携し、市は養成講座等の研修会を実施するなど、森づくりボランティアを育成します。修了者に市内の森づくり活動団体を紹介する、または修了者がボランティア団体を構成した場合、ボランティア活動を希望する土地所有者を紹介するなど、ボランティア活動に対して効果的な支援を行うことで、協働による次世代につなぐ森づくり活動の推進を図ります。
- ・市内には、県の里地里山活動認定の団体のほか、樹林地において継続的に森づくり活動を行っている複数の団体があります。これを森づくり活動団体として市が認定し、団体が年間の活動計画の承認を受けることで、市は研修を修了したボランティアを紹介したり、より高度な技術研修を行うなどして支援を実施します。

■イ）農業に参画しやすい環境づくり 継

- ・農業者の高齢化や後継者不在など担い手不足の農家が増加し、遊休化している農地も抱えています。一方では、都市化の進展に伴い土や自然とのふれあいを求める市民がいます。
- ・そこで、農地の有効活用を図るとともに、農作業を通じた栽培技術の習得や健康づくりなど市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図るため、農業者や市民団体と連携して、シニア層を中心とする市民が農業に参画しやすい環境づくりの推進を図ります。

5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。

みどり豊かなまちづくりに向け、里地里山の保全や公共空間の緑化などの市民ボランティア活動や企業の社会貢献活動（CSR）の拡充を図る働きかけを行い、それらの活動を支援していきます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進						
①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト（再掲）	継	○	○	○		
②みどりに係る企業のCSR（企業の社会的責任）活動の場の提供						
ア) みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進	継	○	○			
イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	新	○	○			

※上表注 1)基本施策 2)取り組み時期

継:継続事業
 拡:拡充する事業
 新:新規事業
 短期:概ね当初5年
 中期:概ね5~10年後
 長期:概ね10~20年後

(1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進

①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト（再掲） 継

- ・本市では、様々な分野で市民や企業、各種団体との協働事業を展開しています。その中でも、みどりに関する事業は数多く取り組まれています。
- ・引き続き、市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクトを通して、緑化活動の推進を図ります。

【市民等との協働によるみどりのプロジェクト】

プロジェクト	自立型	協働型	市民*1	企業*2	再掲
○森林					
・ふるさとの森づくり運動(いこいの森)		○	○		1-2(2)①イ
・県里地里山活動	○		○		1-2(2)①ウ
○農地					
・環境再生プロジェクト	○		○		1-2(2)①ア
・サンパプロジェクト	○		○		1-3(1)②エ
○海岸					
・海岸美化ボランティア活動	○		○		1-1(3)③ア
○河川・水路					
・メダカのお父さんお母さん制度		○	○	○	1-3(1)②イ
・コアジサシの郷づくり事業		○	○	○	1-3(1)②ウ
・酒匂川水系保全事業	○		○	○	1-3(1)②オ
・環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)			○	○	1-3(2)①ア
・河川のアダプトプログラム	○		○	○	1-3(2)①イ
・小田原用水・荻窪用水等の保全・活用	○		○		1-3(2)③ア
○都市公園					
・市民主体の「公園プロデュース事業」		○	○		4-2(1)①ア
○公共施設等					
・道路や公共施設のみどりの整備・管理		○	○	○	2-1(3)③ア、イ、ウ
・(仮称)みどりの地域づくり提案制度	○		○	○	2-1(2)①ウ
・コミュニティガーデンづくり	○		○	○	2-1(2)②ア、2-2(1)②ア

*1:市民団体とも。NPO法人含む *2:公益法人等含む 赤字は新規事業

②みどりに係る企業のCSR（企業の社会的責任）活動の場の提供

■ア) みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進 **継**

- ・ CSR活動は企業の様々な社会貢献活動として関心が高まっており、平成26年度に行った市内企業アンケートによると、実際にCSR活動を実施している企業も多く、CSR活動について機会があれば取り組みたいという回答が多くありました。
- ・ 商工会との連携やホームページなどを活用し、緑化に関するCSR活動に取り組みたい企業に対して、その手法や場所などについての相談受付や指導を行い、みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進を図ります。

■イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進 **新**

- ・ 平成26年度に行った市内企業アンケートによると、スポンサー制の花壇事業への参加可能性については、約半数の企業から参加の可能性があるとの回答をいただいています。
- ・ CSR活動の一つとして、中心市街地や小田原駅、鴨宮駅などにおける植栽地に企業のPRプレートを取り付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただく「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」に取り組みます。

基本方針6

持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります

6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。

本市にふさわしい質を備えたみどりを持続可能なものとしていくため、今後の急速な人口減少や高齢化、財政規模の縮小を見据え「施設」、「資金」、「ひと」のマネジメントが一層重要になります。そこで、「将来を見通した社会資本ストックの適正化」、「持続可能なみどりのための仕組みづくり」、「みどりを支える担い手の育成」の観点に立った取り組みを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の再整備（リニューアル）の推進						
①都市公園の再整備方針の策定						
ア) 都市公園の再整備方針の策定	新		○			
②持続可能な公園のための仕組みづくり						
ア) 指定管理者による自主事業の活用	新	○	○			
イ) 都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり	新		○			
ウ) 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討	新	○	○			
エ) 公園施設等の寄付受納制度の検討	新	○	○			
③都市公園のストック適正化						
ア) 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討	新		○			
イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討(再掲)	新		○			
ウ) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	新	○	○			
(2) 持続可能なみどりのための資金循環						
①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築						
ア) ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり	新		○			
イ) ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	拡		○			
ウ) ふるさとみどり基金の「見える化」の推進	新		○			
(3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化						
①地域の緑化団体への支援の拡充	新	○	○			
②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	新		○			
③他分野の団体との連携・協力	新	○	○			
(4) みどり施策の進行管理のための取り組み						
①「(仮称)小田原市みどり公園協議会」等の設置検討	新	○	○	○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 都市公園の再整備（リニューアル）の推進

①都市公園の再整備方針の策定

■ア) 都市公園の再整備方針の策定 新

- ・ 少子高齢化や人口減少の進展により、市内に存在している既存の都市公園をどう活用していくのが課題になっていきます。こうした社会情勢の変化に伴う、公園利用ニーズの変化や利用者の多様化を考慮し、新たな公園の管理や運営、再整備のあり方を検討することが必要

となっています。

- ・公園の新たな活用方法、公園の指定管理者制度の活用、民間活力の導入などによる公園利用者サービスの向上など、パークマネジメントの概念も意識した都市公園の再整備方針の策定を行います。

②持続可能な公園のための仕組みづくり

■ア) 指定管理者による自主事業の活用

新

- ・小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園、上府中公園の指定管理者公募に際し、緑化の普及・啓発や環境学習、子育て支援等、さまざまな視点からの自主事業の提案・展開を評価の対象とし、指定管理者が一体となった事業の展開を図ります。

■イ) 都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり

新

- ・都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度の活用や、「小田原市都市公園条例」に基づく使用許可、またイベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金活動など、都市公園の活用により発生する収益を増加させ、それを公園の整備や維持・管理に還元し、公園の魅力や利用者サービスを向上させることで来園者のさらなる増加へと循環していく仕組みづくりの検討を行います。

■ウ) 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討

新

- ・公園に市民が関与できるような取り組みが少ない状況がある一方で、市民からは取り組んでいない理由として「きっかけが無い」「やり方がわからない」という声が出ています。また、行政が担ってきた公園の施設等の整備・管理は、今後、市民・企業・団体・行政が連携を図り、「新しい公共」による取り組みが求められます。
- ・こうした要請をふまえ、都市公園法に基づく公園の施設の設置管理許可制度の活用や、公園や施設のネーミングライツなど、民間企業が持つノウハウの活用や民間活力導入の検討を行います。

■エ) 公園施設等の寄付受納制度の検討

新

- ・市民の出生や結婚等、企業の設立等の記念イベントの一貫として、愛着のある公園に対して、公園の遊具や公園灯、休養施設など施設の寄付を受け付ける制度の検討を行います。
- ・寄付者の対象は、個人や各種団体、企業等とし、市民や企業が身近な公園に貢献できる制度の設立についての検討を行います。

③都市公園のストック適正化

■ア) 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討

新

- ・本市の都市計画公園のうち、中央公園（城址公園・城山公園）、河原公園、板橋公園の3箇所は公園として利用されていますが、一部長期にわたり整備に着手できていない区域があります。この区域については、都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月神奈川県策定）に基づき、必要性を検証したうえで見直しを行います。
- ・また、今後も必要に応じて、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づき見直しを検討します。

■イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討 再掲4-1(1)①イ)

新

- ・開発行為等における公園の設置について、「都市計画法」および「小田原市開発事業に係る手

- 続及び基準に関する条例」により、原則として3,000㎡以上の住宅の建築の用に供することを目的とした開発行為等に対し公園の配置が義務づけられていることから、公園がすでに整備されている地区において、利用者ニーズに合わない狭小な公園が設置される可能性があります。適切な配置と量を維持するため、同条例施行規則における、公園の設置の特例等に係る基準の見直しの必要性について、その検討を行います。

■ウ)「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施 再掲4-1(2)②ア) 新

- ・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2を占め、少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、開設当時のままの公園と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請に対応した公園機能の再整備が必要となっています。
- ・機能の再整備にあたっては、地域の自治会などと意見交換を行いながら、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組めます。

(2) 持続可能なみどりのための資金循環

①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築

■ア) ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり 新

- ・ふるさとみどり基金は、昭和61年に目標積立額を10億円とし、運用利子を緑化等の事業に充てる目的で設置しました。
- ・緑化の推進や支援などを実施するには、まとまった資金が必要となります。本市におけるみどりのマネジメントを確立するうえで、ふるさとみどり基金は貴重な原資であることから、今後20年間で実施する事業の推進に有効に活用します。
- ・この基金のあり方について検証し、基金を緑化の推進や公園の整備などに利活用するための基準や体制作り等の検討を行い、基金の強化を図ります。

■イ) ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築 拡

- ・今後の継続的な緑化の推進や支援には、ふるさとみどり基金をより有効に活用して取り組む必要があります。
- ・そこで、ふるさとみどり基金への寄付機会等の拡充による安定的な寄付と、それによる緑化の推進や支援を継続的に行うための資金循環の仕組みづくりに取り組めます。

■ウ) ふるさとみどり基金の「見える化」の推進 新

- ・イベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金など、わかりやすい募金活動を行うとともに、ふるさとみどり基金の透明性の確保やその存在を知ってもらうため、寄付件数や寄付額などの状況、用途が分かる事業紹介やそれに対する効果などの情報を発信し、ふるさとみどり基金制度の「見える化」に取り組めます。

(3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化

①地域の緑化団体への支援の拡充 新

- ・公共的な空間に花を植栽し維持・管理活動を行う団体は、市が開催する花苗講習会を受講して登録のうえ、花苗を提供していますが、人材不足により活動の維持が困難になってきているという課題があります。

- ・持続的な緑化活動につながる人材確保を目指し、緑化活動を行う登録済の団体やこれから新規登録する団体の活動を広報でPRするなど、支援を実施します。

②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり 新

- ・将来のみどりを確保するうえでは、緑化に関わる人材育成が欠かせません。
- ・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座を開催しています。
- ・緑化講習会等の開催など、みどりに関わる人材を育成する取り組みについて、指定管理者がもっている知識や企画力などを活かし、市民が将来の緑化に関わる担い手となるよう、指定管理者との協議により、人材育成への取り組みを促進します。

③他分野の団体との連携・協力 新

- ・市内で開催されている緑化や、森林保全、環境保護に関する体験では、みどり・農業・環境など様々な分野の団体が活動を実施しています。
- ・それぞれの団体の情報交換などを通して連携・協力し、みどり分野全体での担い手の育成につながる仕組みづくりに取り組みます。

(4) みどり施策の進行管理のための取り組み

①「(仮称)小田原市みどり公園協議会」等の設置検討 新

- ・改訂した緑の基本計画の目標や施策について、達成状況や進捗状況の確認を行い、「PDCAサイクル」により必要な改善に取り組み、適切な進行管理を行うため、学識経験者を含めた「(仮称)小田原市みどり公園協議会」を創設します。この協議会を通して、事業実施上の課題整理やふるさとみどり基金の利用方針などについて協議していきます。
- ・概ね5年ごとの緑被調査や市民アンケート等の実施と併せ、事業評価を行い、計画内容の見直しの検討を行います。



6-3. みどりの重点プロジェクト

(1) 重点施策

本計画の基本理念である、「いのち・暮らし・なりわいを支える持続可能なみどり」が豊かで、潤いのあるまち並みを形成するため、公開性・公共性のあるみどりの創出や、みどりの質の向上に向け、「6-2. 計画の実現に向けた推進施策」のうち、当初5年以内に着手する施策で優先的に取り組む施策を重点施策とします。

また、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として小田原城周辺を緑化重点地区として定めます。

①緑化の推進

a. 民有地の緑化推進

「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及

民有地緑化支援制度等の創設

市域の多くを占める民有地の緑化を推進するため、「(仮称)民有地の緑化の手引き」を作成し、その普及を図るとともに、道路に面する民有地を自発的に緑化する市民等への支援制度を創設し、民有地緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①ア) イ]

都市廊政策による緑化の推進

平成28年度までのモデル事業として実施している、都市廊政策における商店会との協働による街なか緑化事業を引き続き推進するとともに、モデル事業終了後も他の商店会への波及を図り、本市の玄関口である小田原駅周辺の歩行空間の緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①エ)]

b. 公共施設の緑化推進

「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成

街路樹の再整備・改善の取り組み

良好なまち並みの形成に影響が大きく、市民が接することの多い市道の街路樹について、鳥害や交通上の障害等の問題が生じていることから、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を作成し、これに基づき街路樹の再整備・改善の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (3) ②ア) イ]

②都市公園の整備・管理

a. 均衡ある都市公園の配置

既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置

開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討

均衡ある公園の配置の推進を目指し、既存ストックや遊休地、生産緑地地区等を活用し、未充足地区に対する優先的な公園の整備を推進します。また、開発行為等による提供公園の配置基準の見直し検討や長期未着手における都市計画公園の見直し検討などに取り組みます。

・・・[推進施策 4-1 (1) ①ア) イ]

b. 都市公園の再整備

公園空間および公園施設の安全・安心の確保

身近な公園における老朽化した遊具等の更新により、安全性を確保し、安心して利用できる公園づくりの推進を図ります。

・・・[推進施策 4-1 (2) ①イ)]

「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施**都市公園におけるニーズ調査**

都市公園に対する市民ニーズの把握を行うとともに、市民ニーズ等に即した公園機能や配置の再編の検討を行い、これに基づき計画的な公園のリニューアルに取り組みます。

・・・[推進施策 4-1 (2) ②ア)、4-2 (1) ①イ)]

c. 市民協働の都市公園整備・管理

身近な公園プロデュース事業の普及・啓発

現在実施している身近な公園プロデュース事業について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえで、身近な都市公園への愛着をもって地域の方々に整備・管理をしていただくように普及・啓発を図ります。

・・・[推進施策 4-2 (1) ①ア)]

都市公園整備時における地域の住民意見の反映

都市公園の再整備、新規整備にあたっては、市民との協働による管理につながるように、計画段階から市民の方々の自主的な参加が図られる仕組みづくりの検討を行います。

・・・[推進施策 4-3 (1) ①ア)]

③みどりのマネジメントの推進

a. 民間活力等の導入検討

都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり**公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討**

都市公園の魅力向上のため、都市公園法等に基づく各種制度の活用による民間活力の導入や、都市公園の活用を通じて発生した収益を公園の利用者サービスの向上等に還元する仕組みづくりについて検討します。

・・・[推進施策 6-1 (1) ②イ) ウ)]

b. ふるさとみどり基金の再構築

ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり**ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築****ふるさとみどり基金の「見える化」の推進**

ふるさとみどり基金への安定的な寄付と、みどり豊かなまちづくりへの効果的な基金の活用による、持続的な緑化の推進のための資金循環の仕組みづくりに取り組みます。

・・・[推進施策 6-1 (2) ①ア) イ) ウ)]

c. みどりのまちづくりの担い手育成

地域の緑化団体への支援の拡充**公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり**

地域の緑化団体への支援や、緑化に関わる市民の育成に取り組みます。

・・・[推進施策 6-1 (3) ①②)]

d. みどりの推進施策の進行管理

「(仮称) 小田原市みどり公園協議会」等の設置検討

本計画で示したみどりの推進施策について協議会等を創設し、進行管理を着実に実施します。

・・・[推進施策 6-1 (4) ①]

(2) 緑化重点地区

○緑化重点地区とは

- ・緑地の状況等を勘案し、必要に応じて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（都市緑地法第4条第2項第7号）です。
- ・地区設定を行うことによる土地利用の制限などはありません。

○緑化重点地区の設定

- ・地区の名称
「小田原城城下町地区」
- ・面積
約420ha

○緑化重点地区の区域設定の考え方

- ・本市のシンボルである小田原城や交通の拠点となる小田原駅が存在し、来街者や観光客の玄関口として重要な地区であること。
- ・市街地における貴重なみどりを有する城址公園・城山公園が存在していること。
- ・本町や南町、板橋には、社寺の巨樹・古木や別邸・別荘などの歴史的文化的な建造物が存在しており、それらと一体となった邸園が生み出す魅力あふれる景観が存在していること。
- ・緑被率10%未満の地区（栄町・本町・浜町・中町）が集中しており、緑化重点地区とすることにより、優先的にみどりの創出を図ることで、まちづくりへの波及効果が大きいこと。
- ・歴史的風致維持向上計画や景観計画（景観重点区域）、史跡小田原城八幡山古郭・総構保存管理計画、中心市街地活性化基本計画、都市廊政策基本方針などの各種計画や施策、風致地区や地区計画などの設定がされており、相乗効果が期待できること。

○緑化重点地区における主な施策

①緑化の推進

a. 民有地の緑化推進

「(仮称) 民有地の緑化の手引き」の作成・普及

民有地緑化支援制度等の創設

市域の多くを占める民有地の緑化を推進するため、「(仮称) 民有地の緑化の手引き」を作成し、その普及を図るとともに、道路に面する民有地を自発的に緑化する市民等への支援制度を創設し、民有地緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①ア) イ)]

都市廊政策による緑化の推進

平成28年度までのモデル事業として実施している、都市廊政策における商店会との協

働による街なか緑化事業を引き続き推進するとともに、モデル事業終了後も他の商店会への波及を図り、本市の玄関口である小田原駅周辺の歩行空間の緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①エ)]

コミュニティガーデンづくりの支援

空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地所有者による土地の提供（一時的な借地）、市によるプランターや花苗、ベンチなどの提供、商店街などによる維持管理により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。

・・・[推進施策 2-1 (2) ②ア)、2-2 (1) ②ア)]

b. 公共施設の緑化推進

「(仮称) 街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成

街路樹の再整備・改善の取り組み

良好なまち並みの形成に影響が大きく、市民が接することの多い市道の街路樹について、鳥害や交通上の障害等の問題が生じていることから、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を作成し、これに基づき街路樹の再整備・改善の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (3) ②ア) イ)]

「(仮称) まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進

小田原駅の駅前広場の花壇利用し、企業などにCSR活動の一つとして、植栽地に企業のPRプレートを取り付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただき、魅力ある花壇づくりにより観光客などの来街者をもてなす空間づくりを推進します。

・・・[推進施策 5-2 (1) ②イ)]

②みどりの保全

a. 歴史的文化的なみどりの保全

城址公園の整備の推進

城址公園における適切な植栽管理の推進

都市公園区域における史跡の保安全管理・活用

城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全

みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成

市民との協働によるみどりの管理手法の検討

天然記念物の適切な保護

保存樹・保存樹林の適切な保護

地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発

小田原用水、荻窪用水等の保全・活用

歴史的文化的な建造物や小田原城周辺の史跡や遺構、地域のランドマークとして存在する巨樹や社寺林、樹叢など、小田原を形成するうえで欠かすことのできない歴史的文化的な資源をこれからも継続的に活用していくため、適切な保全を図ります。

・・・[推進施策 1-3 (2) ③ア)、2-2 (2) ①ア) イ)、3-1 (1) (2)]

③都市公園の整備・管理等

a. 都市公園の再整備

都市公園区域における史跡の保全管理・活用

都市公園「城山公園」において、遺構保存を前提とし、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場として、慰霊塔周辺を中心とした魅力を高める再整備を行います。

・・・[推進施策 3-1 (1) ①ア]

都市公園におけるニーズ調査

都市公園に対する市民ニーズの把握を行うとともに、市民ニーズ等に即した公園機能や配置の再編の検討を行い、これに基づき計画的な公園のリニューアルに取り組みます。

・・・[推進施策 4-2 (1) ①イ]

b. 都市公園における協働

身近な公園プロデュース事業の普及・啓発

現在実施している身近な公園プロデュース事業について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえで、身近な都市公園への愛着をもって地域の方々に整備・管理をしていただくように普及・啓発を図ります。

・・・[推進施策 4-2 (1) ①ア]

緑化重点地区の主な事業・取り組み



市街地のシンボルとなる小田原城



歴史的文化的な建造物と一体のみどり
(松永記念館)

緑化重点地区
 名称「小田原城城下町地区」
 面積：約420ha

凡例	
	歴史的风致維持向上計画重点区域・緑化重点地区
	風致地区
	景観重点区域
	中心市街地
	都市部政策区域
	小田原用水
	国登録有形文化財
	保存樹・保存樹林
	都市公園
	都市計画公園区域
	地区計画区域
	計画の実現に向けた施策の推進 想定エリア (駅・商店街などを中心とした緑化推進)
	計画の実現に向けた施策の推進 想定エリア (歴史的文化的なみどりの保全)
	街路樹の再整備・改善

城山公園
 ・史跡を中心とする遺構保全域の活用
 ・景観保全域における良好な景観の保全
 ・市民ニーズを踏まえた公園施設の改修
 ・慰霊塔周辺の再整備による憩いの空間づくり

本町、南町、板橋地区
 ・歴史的文化的な建造物と一体となった、いわゆる邸園や周辺のみどりの保全

中央公園・板橋公園・河原公園
 ・都市計画公園・緑地の見直しのガイドラインに基づく都市計画公園の見直し

都市公園
 ・身近な公園プロデュース事業の普及・啓発による展開(重点施策)

住宅地や工場の敷地際
 ・民有地緑化支援制度の創設と普及・啓発による道路側の緑化推進(重点施策)

小田原用水
 ・歴史的文化的な水路としての保全と活用

小田原駅前広場
 ・駅前広場の花壇などを利用した(仮称)まちはなみどリスポンサー花壇事業の推進

都市部政策エリア
 ・空き地を利用したコミュニティガーデンづくりによるみどりとオープンスペースの確保、回遊性の向上による交流人口の拡大

市街地に残る社寺林等の巨樹・古木
 ・公開性のある保存樹等に対する支援の拡充

幸田口通り(市道0014)
 ・(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドラインに基づいた街路樹の再整備・改善(重点施策)

小田原駅周辺商店会・商店街
 ・都市部政策を中心としたエリアにおける街なか緑化事業の推進(重点施策)

城址公園
 ・「史跡と緑の共生」を目指した歴史的景観の復元的整備や、適切な植栽管理による小田原城跡の魅力向上



緑化重点地区は、都市機能の誘導や居住誘導などの他計画に合わせ、緑化の効果が見込まれる地区の追加等について検討していきます。

(平成26年4月1日 現在)

6-4. みどりの重点施策に対する数値目標

基本方針に基づく各種施策の内、重点的に取り組む施策の進行管理を実施するための成果目標を設定します。

①民有地緑化によるみどりの創出に関する数値目標

身近なみどりを量・質ともに向上させるための「(仮称)民有地の緑化の手引き」を策定し、支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数や、都市廊政策における街なか緑化事業について、数値目標として設定します。

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数	0 件	50 件	150 件
街なか緑化事業が実施された延長	0.2 km	1.8 km	3.0 km

②街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標

本市が管理する延長約15kmの街路樹には、落葉や鳥の集団ねぐら対策のため、毎年剪定が必要な路線が約4kmあります。こうした状況をふまえ、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を策定し、沿道住民等との調整のうえ、街路樹としての機能の維持や景観の向上、維持管理の負担減が見込める樹種へ計画的に更新を行う延長を数値目標として設定します。

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
街路樹を再整備した延長	0.0 km	2.0 km	4.0 km

③身近な公園で活動する団体に関する数値目標

本市の身近な公園(平成26年4月1日現在 134箇所)を対象として、地域が望む姿に市と協働でプロデュースしていただき、自主的な管理も含めて公園を育てていただくことで、愛着をもって利用できる身近な公園の充足感向上を目指し「身近な公園プロデュース団体の活動公園数」を数値目標として設定します。

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
身近な公園プロデュース団体の活動公園数	13 公園 (1 割)	50 公園 (約 4 割)	80 公園 (約 6 割)

*下段()内は、身近な公園の数に対するプロデュース団体の活動公園数の割合

④ふるさとみどり基金に関する数値目標

人口減少や財政規模の縮小を見据え、みどりを持続可能なものにしていくために、施設・資金・ひとをマネジメントの資源として捉え、その仕組みづくりに取り組む必要があります。

その中でも、ふるさとみどり基金の制度の見直しや基金をベースとした資金循環の仕組みづくりはみどりの保全・創出・育成のなかで大きな役割を担います。

そこで基金の認知度の向上もふまえ、基金の内、市民や企業、団体等からの寄付金総額を数値目標として設定します。

目標	現在までの寄付金額 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
ふるさとみどり基金の市民等からの寄付金総額	1.59 億円	1.81 億円	2.12 億円

第7章 地域別計画

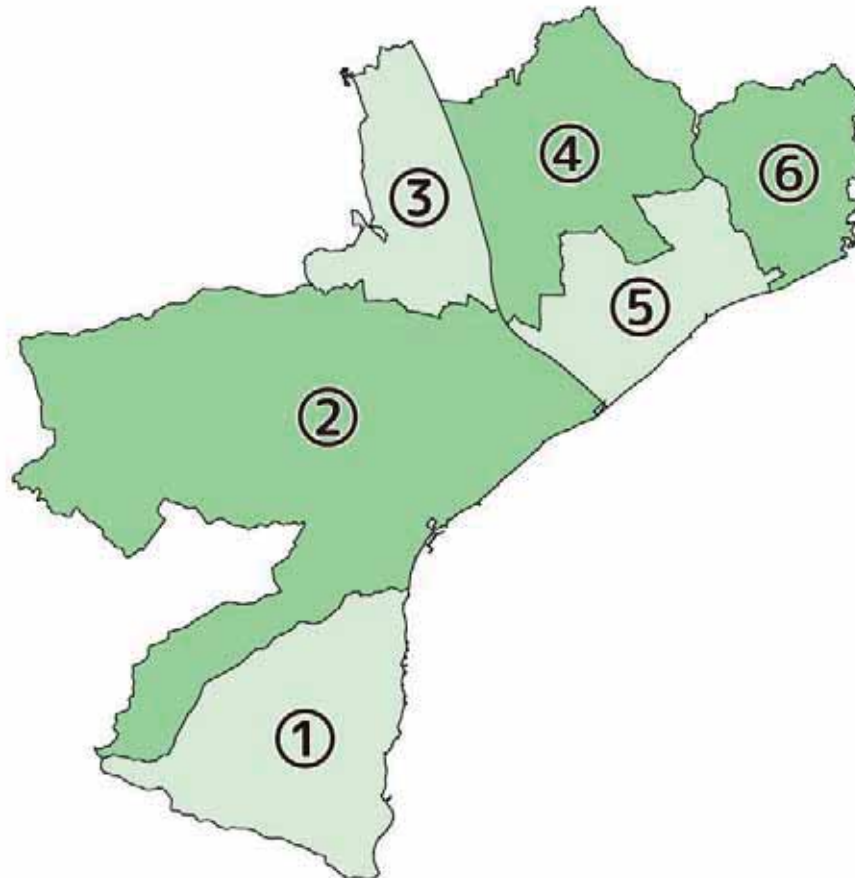
- 7-1. 地域区分
- 7-2. 片浦地域の主な事業・取り組み
- 7-3. 中央地域の主な事業・取り組み
- 7-4. 富水・桜井地域の主な事業・取り組み
- 7-5. 川東北部地域の主な事業・取り組み
- 7-6. 川東南部地域の主な事業・取り組み
- 7-7. 橘地域の主な事業・取り組み

第7章 地域別計画

7-1. 地域区分

地域別計画では、小田原市都市計画マスタープランと合わせ、市域を片浦地域、中央地域、富水・桜井地域、川東北部地域、川東南部地域、橘地域の6つの地域に区分し、計画を示します。

■地域別区分図



■地域区分

地域区分	地区
1 片浦地域	片浦
2 中央地域	緑、新玉、万年、幸、十字、足柄、芦子、二川、久野、大窪、早川、山王網一色
3 富水・桜井地域	東富水、富水、桜井
4 川東北部地域	豊川、上府中、下曾我、曾我
5 川東南部地域	下府中、富士見、国府津、酒匂・小八幡
6 橘地域	橘南、橘北

7-2. 片浦地域の主な事業・取り組み (片浦地区)



石橋地区国道135号からの眺望



江之浦地区のみかん栽培

主なみどりの資源等

種類	箇所	面積	備考
都市公園	-	-	
公共施設緑地	2	8,023 m ²	みどりの広場(根府川)、小学校校庭(片浦)
地域制緑地	自然公園(特別地域)、保安林、自然環境保全地域、農用地区域、風致地区		
主なみどりの資源			
片浦海岸(ジオサイト)、石橋山古戦場、佐奈田産社、根府川寺山神社、おかめ桜、江之浦海水浴場、旧片浦中学校			

みどりの概況

- 片浦地域は西側に箱根に連なる山を抱え、東側には急峻な断崖とともに相模湾が存在しています。全域が市街化調整区域となっており、地形を活かした柑橘農業や林業経営がこの地域の特色です。
- 地域西側山地の自然環境保全地域や自然公園、保安林、海側の風致地区の指定など、土地利用上の規制がかけられている地区が多く、また地形が急峻で土地利用が厳しいことなどから、豊かな自然が残されてきました。現況調査による緑被率は89.9%であり、その7割近くが樹林地となっています。
- みどりの資源である樹林地のなかには、石橋山古戦場や戦国時代の土塁遺構をはじめとする多くの歴史的な資源もあり、さらには春のイベントとして、根府川のおかめ桜まつりなども行われています。

みどりの課題

- 緑被率が高くみどりが貴重な資源となっている地域ですが、アンケートでは「荒れてきた」、「豊かだがきれいでない」という人が多く、満足度は低い結果となっています。
- 今後は、自然環境保全地域およびその周辺地域の自然の保全として、間伐や枝打ちなどによる森林の質を維持する活動や、耕作放棄地の解消に向けた取り組みの支援、点在するみどりや歴史に関する資源の活用が必要となります。

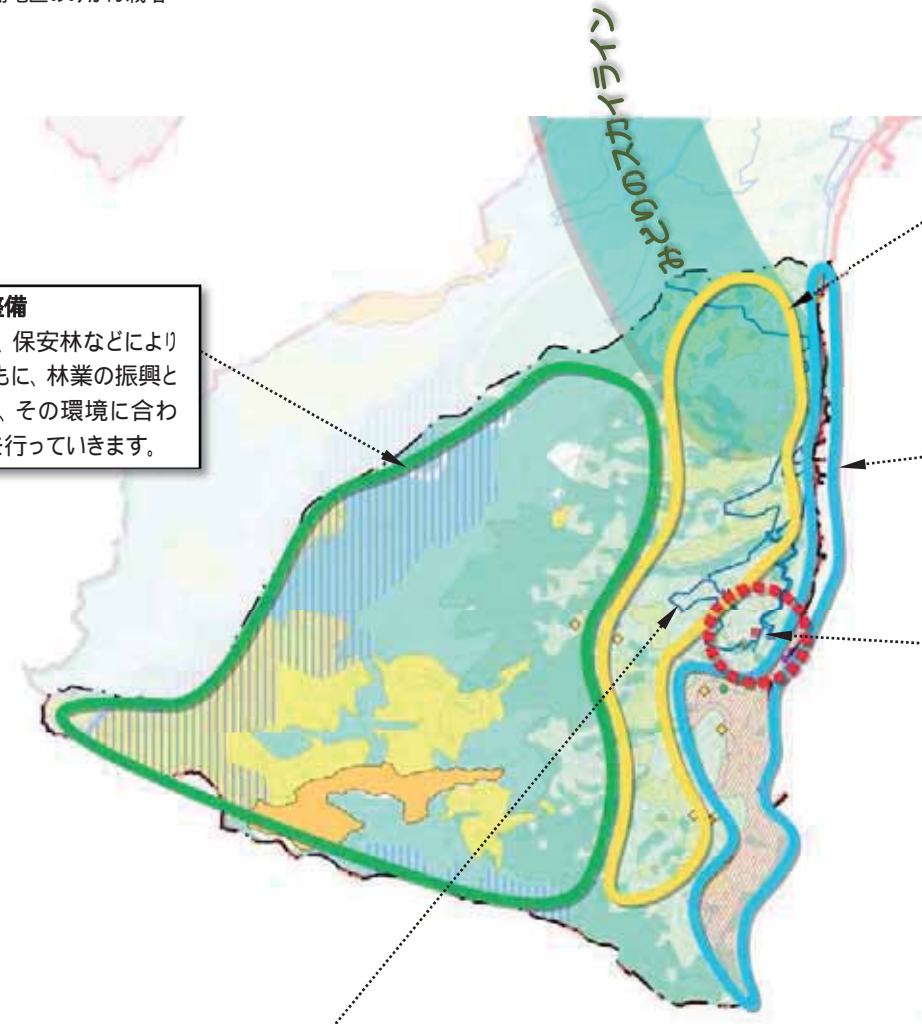
環境に合わせた森林の保全・整備
 自然環境保全地域や自然公園、保安林などにより一体的に森林の保全を図るとともに、林業の振興と公益的機能の維持の観点から、その環境に合わせて、間伐作業などの保全・整備を行っています。

農地の保全と耕作放棄地の解消
 優良な農地については保全するとともに、耕作放棄された農地を解消させる取り組みを支援します。

海辺の環境の保全・活用
 風致地区制度により、相模湾沿いの松林などの緑地環境や水辺環境の保全と、地域の実情に応じた区域や種別の見直しの検討を行います。

学校教育を通したみどりに対する意識向上
 片浦小学校では、恵まれた自然環境と温かな人間関係の中で生活できる小規模特認校として、学校教育を推進しています。この自然豊かな環境を活用し、みどりに関する出前講座や課外活動などの実施を検討し、本市のみどりに関する普及・啓発を目指していきます。

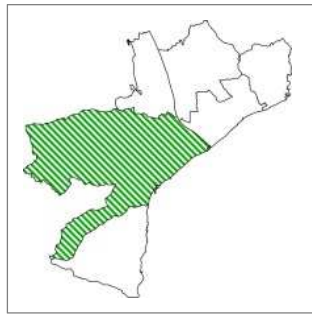
ウォーキングコースを活かした交流促進
 点在する歴史的な資源やみどり豊かな風景、海岸と一体となった風景など、みどりの資源をウォーキングコースなどで結び、その魅力を市内外に発信しながら、交流人口を増やします。



緑の歴史文化資源

- 公立学校
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 街路樹(国・県)
- 街路樹(市)
- 都市公園等
- 生産緑地
- 風致地区
- 農用地区域
- 農業振興地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 里地里山保全地域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区(杉野山鳥獣保護区)
- 野生の生き物保護区
- 保存樹・保存樹林
- みどりのスカイライン

7-3. 中央地域の主な事業・取り組み (緑地区、新玉地区、万年地区、幸地区、十字地区、足柄地区、芦子地区、二川地区、久野地区、大窪地区、早川地区、山王網一色地区)



「県立小田原高等学校の樹叢」と天守



松永記念館庭園(日本の歴史公園100選)と背後の斜面林

みどりの概況

- 中央地域は、箱根に連なる山から酒匂川へ向かっての丘陵地と平野部の足柄平野からなり、小田原城や城下町、明治以降の著名人の邸宅などによる歴史的なまち並みが形成されているのが特色となっています。
- 地域の周りには酒匂川や早川、久野川・山王川が流れていることから水辺環境も豊かな地域であり、北部の山地が大きな面積を占めるため、現況調査による緑被率は73.3%と片浦地域に次いで高く、そのうち樹林地が7割強を占めています。
- みどりと一体となった歴史的文化的な邸宅のほか、古くに建立された神社仏閣の多くで社寺林が残っており、巨樹や古木は、市街地における貴重なみどりとなっています。
- みどり豊かな城址公園や城山公園、市外からの来園者も多い小田原こどもの森公園わんぱくらんど、緑化の拠点となる小田原フラワーガーデンや辻村植物公園など、大規模な都市公園が多いことから、一人当たり公園面積は市内で最も高くなっています。

みどりの課題

- 都市計画決定された都市公園(中央公園(城址公園・城山公園)、板橋公園、河原公園)において、長期未着手の区域があることから、都市公園の配置方針や規模等の計画をふまえ、見直しを図っていく課題があります。
- 現況調査で駅を中心とした市街地周辺におけるみどりの量が少ないという結果が出ており、市民や企業と協働による緑化活動が必要とされます。

主なみどりの資源等

種類	箇所	面積	備考
都市公園	54	664,394.0 m ²	城址公園、城山公園、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、辻村植物公園、小田原フラワーガーデン、県立おだわら諏訪の原公園、久野霊園、街区公園
公共施設緑地	28	558,804.6 m ²	石垣山一夜城歴史公園、いこいの森、みどりの広場(星山、宮本、欠ノ上、留場)、ポケットパーク(北條、風祭)、小学校校庭(新玉、三の丸、町田、山王、足柄、芦子、久野、大窪、早川)、中学校校庭(白鷗、城山、白山、城南)、市営住宅内公園(久野)、下水処理場広場(寿町ふれあい広場、扇町しらさぎ広場)、河川緑地(酒匂川右岸緑道、市道0009緑地散策路)、屋外スポーツ施設(寿町テニス場、酒匂川スポーツ広場)
地域制緑地	自然公園(特別地域)、自然環境保全地域、保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、風致地区、保存樹林、天然記念物(小田原高等学校の樹叢、紀伊神社の社叢、長興山鉄牛和尚寿塔付近の樹叢)、河川区域(酒匂川、早川、山王川)		

主なみどりの資源

御幸の浜、久野諏訪ノ原4号古墳、萩窪用水、小田原用水、長興山の枝垂桜、清閑亭庭園、小田原文学館(西海子公園)、松永記念館、古稀庵、静山荘、等

県立おだわら諏訪の原公園は、中央地域、富水・桜井地域の2地域にまたがる。

森林の保全・再生活動の普及
森林の保全を支援する各種制度の利用や市民や企業が参加する活動により、継続性のある森林の保全・再生活動を実施していきます。

大規模な都市公園の再整備
城山公園慰霊塔周辺、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、小田原フラワーガーデンは利用者ニーズに対し機能をより発揮させるよう、再整備を行います。

社寺林等の保全
公開性のある社寺の保存樹等について、その価値や保全への普及・啓発と支援策の導入を検討します。

緑化重点地区の取り組み(P.137参照)
・玄関口となる駅周辺の緑化活動
・中心市街地におけるみどりの回廊づくり
・歴史的文化的な建築物と一体となったみどりの保全
・社寺林等の巨樹・古木の保存
・歴史的文化的な小田原用水の保全・活用
・城址公園における史跡と緑の共生
・街路樹の再整備 等

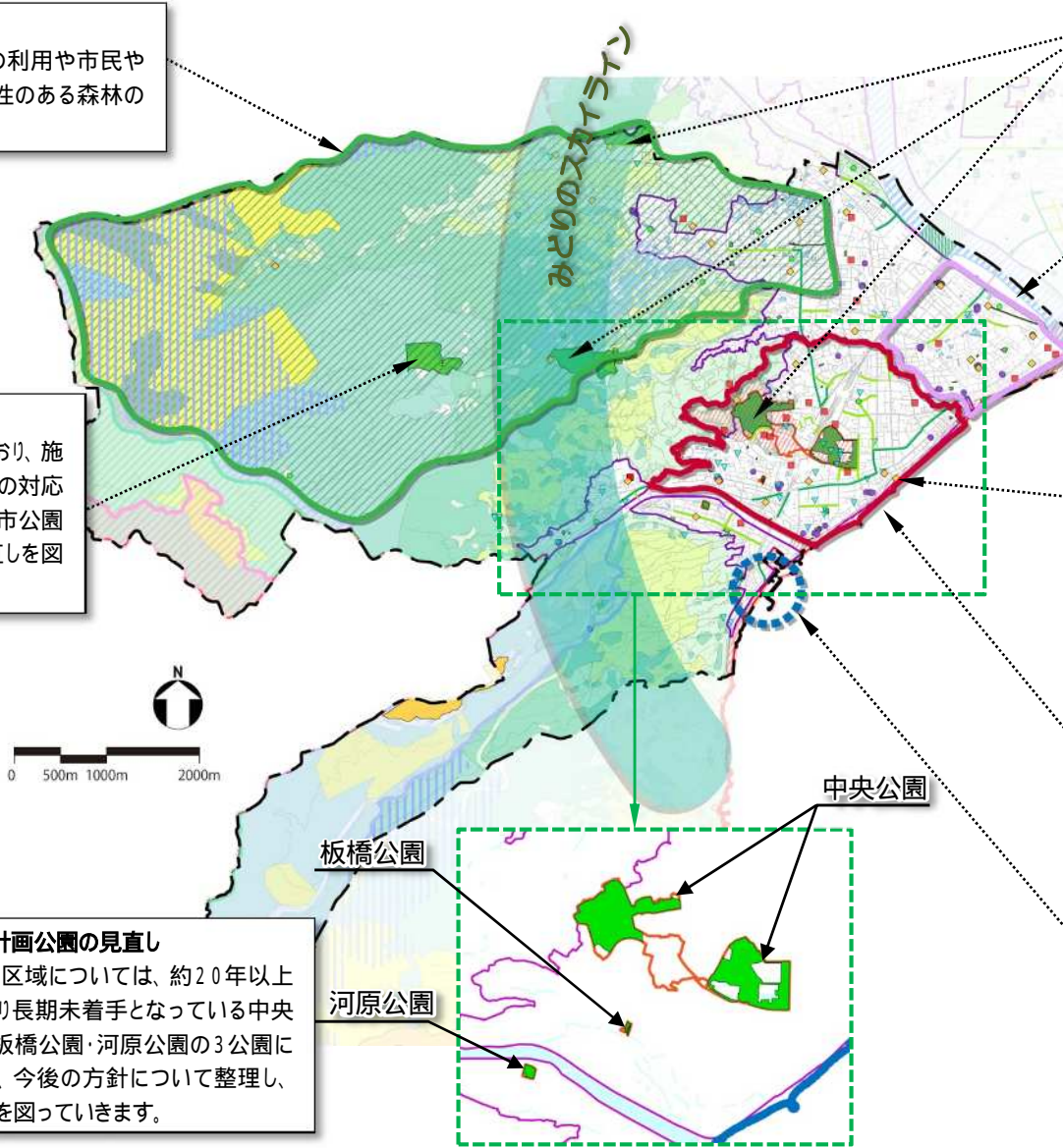
海辺の環境の保全・活用
風致地区制度により、相模湾沿いの松林などの緑地環境や水辺環境の保全と、地域の実情に応じた区域や種別の見直しの検討を行っていき

海岸におけるオープンスペースの整備
漁港と一体となった憩いや賑わいの空間づくりとして、多目的広場の整備を促進していきます。

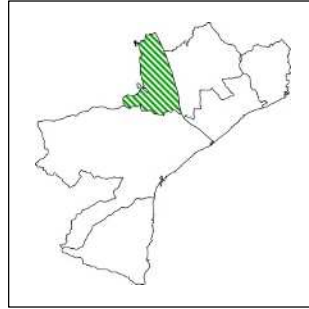
久野霊園の機能等の検証
久野霊園は、整備完了から20年が経過しており、施設の老朽化対策や多様化する墓地需要等への対応が望まれています。現在の区域において、都市公園や霊園として、求められる機能を検証し、見直しを図ります。



都市計画公園の見直し
一部の区域については、約20年以上にわたり長期未着手となっている中央公園・板橋公園・河原公園の3公園について、今後の方針について整理し、見直しを図っていきます。



7-4 富水・桜井地域の主な事業・取り組み (東富水地区、富水地区、桜井地区)



県立おだわら諏訪の原公園からの眺望



堀之内付近の仙了川のみどり

主なみどりの資源等

種類	箇所	面積	備考
都市公園	18	135,048.0 m ²	県立おだわら諏訪の原公園、街区公園
公共施設緑地	19	87,229.0 m ²	みどりの広場(中曾根、飯田岡東、北ノ窪、久所、栢山、曾比)、小学校校庭(東富水、報徳、富水、桜井)、中学校校庭(泉、城北)、市営住宅公園(蓮正寺、螢田、かすみのせ、柳町、浅原)河川緑地、(栢山散策路)屋外スポーツ施設(小田原テニスガーデン)
地域制緑地	地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、保存樹林、河川区域(酒匂川、狩川、仙了川)		

主なみどりの資源

二宮尊徳生家・尊徳記念館と庭、報徳堀、稲荷神社、栢山神社、若宮八幡神社、等

県立おだわら諏訪の原公園は、中央地域、富水・桜井地域の2地域にまたがる。

みどりの概況

- ・富水・桜井地域は、箱根山地の山裾と酒匂川、狩川の間
の足柄平野からなる地域で、地域内には仙了川を中心に
大小の水路が網目のように走り、多くの農地が残って
います。
- ・地域全体の緑被率は40.2%と、川東南部地域に次い
で低く、特に蓮正寺地区が20%弱と低い状況です。
- ・緑被地のうち農地が5割強を占めており、また酒匂川
と狩川の主要2河川に挟まれていることから、水面・
水辺の割合が高いことが特徴となっています。
- ・住まいの周りのみどりや河川・水路に対して「きれい」、
「豊か」と感じる人が多く、他地域に比べて満足度が
高い結果となっており、田園風景と河川や水路が存在
する地域の特性を表しています。
- ・まちづくりに大切なみどりとして「水辺・海岸」「農地・
山林」と答える市民の割合が多く、共存するみど
りや河川などについての意識も高いことがわかります。
- ・自然の中で健康増進などを楽しめる県立おだわら諏訪
の原公園が広域的な機能を担っています。

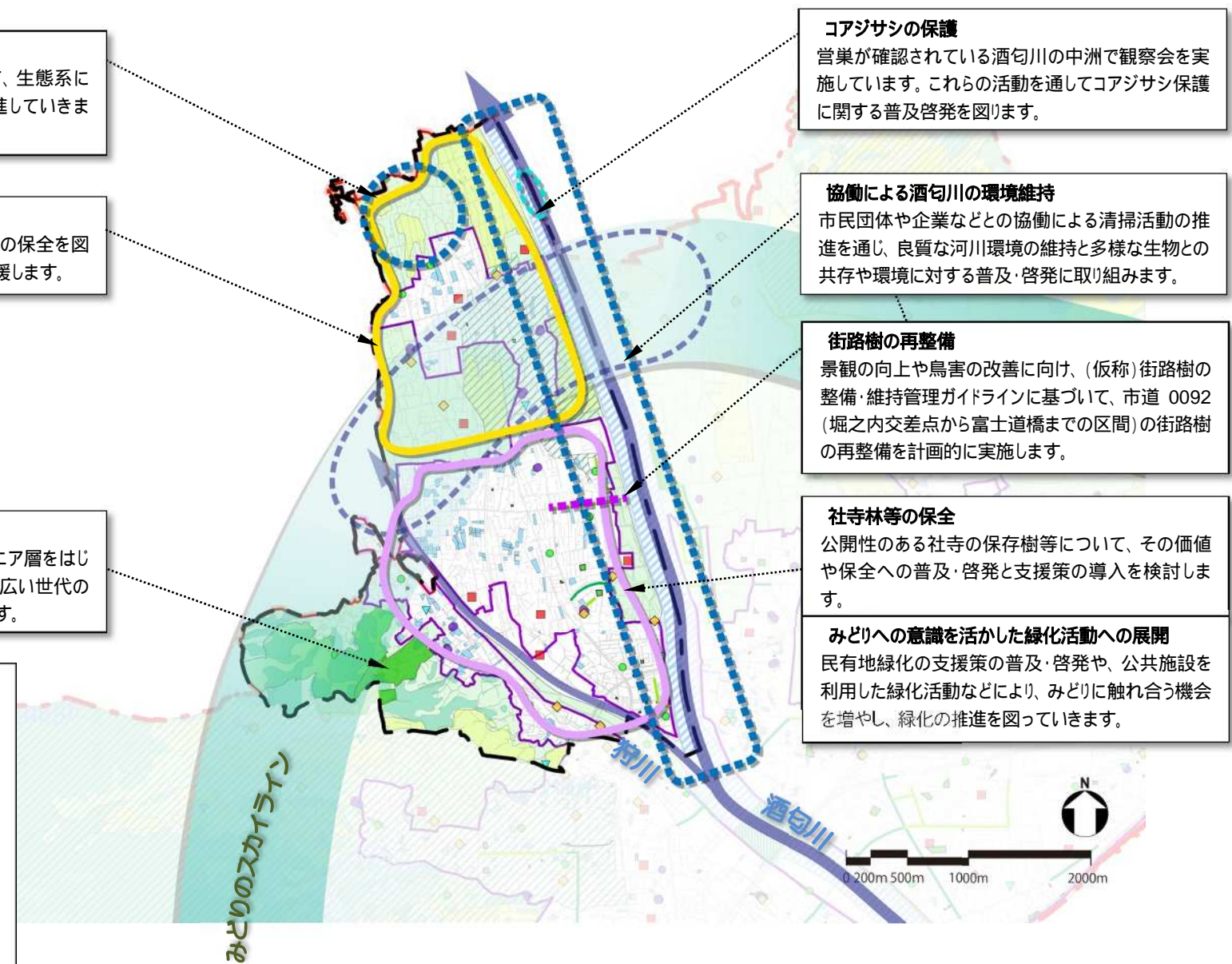
みどりの課題

- ・交通の利便性などによる影響で宅地化が進行し、地域
中央には住宅地が形成されています。そのため、住宅地
の中に農地や耕作放棄地が混在するなどの土地利用が
課題の一つとなっています。
- ・田園風景と調和するみどり豊かな居住環境の形成や、
府川、穴部地区一帯に広がる丘陵がつくるみどりの稜
線の保全のため、みどりに対する高い意識を活かし、
緑化活動として展開していくことが必要とされます。

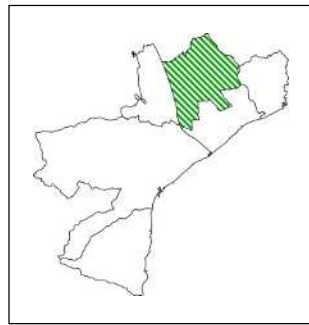
河川環境整備事業の推進
牛島排水路と寺下排水路について、生態系に
配慮した多自然水路の整備を推進していきま
す。

農地の保全・活用
曾比、栢山地区に広がる優良農地の保全を図
るとともに、耕作放棄地の解消を支援します。

大規模な都市公園の利活用
県立おだわら諏訪の原公園は、シニア層をはじ
めとする健康増進を中心として、幅広い世代の
利用について、促進を図っていきます。



7-5 川東北部地域の主な事業・取り組み（豊川地区、上府中地区、下曾我地区、曾我地区）



桑原地区の酒匂川沿いの水田



曾我別所の梅林

みどりの概況

- 川東北部地域の東側は大磯丘陵、その西側の平野は優良な農地と一部市街地となっており、酒匂川、下菊川、関口川、剣沢川、森戸川、酒匂堰などの河川や水路が地域を縦断しています。
- 豊富な水資源を活かした水田と丘陵の梅林やみかん栽培など、農業を中心とした田園景観を有する地域と工業団地や工場を抱える地域とで形成され、市街化調整区域が8割を占めています。
- 現況調査による緑被率は58.9%で、このうち農地が約6割、樹林地が約3割となっており、水田や、大磯丘陵に存在するまとまりある森林と麓の梅林が緑被率に大きく影響しています。また、市街化区域内には生産緑地地区が点在しており、居住地域におけるみどりの空間づくりに寄与しています。
- みどりに関する施設として、大規模な都市公園である、上府中公園が存在していますが、身近な街区公園の配置が不均等で、地域の一部は都市公園の充足率が低い状況となっています。

みどりの課題

- 市民アンケートでは、「子どもの遊び場が欲しい」、「地球温暖化の防止や生活環境を改善するみどりが重要」、「みどりは豊かだがあまりきれいではない」などの回答が多かったことから、みどりの「質」の向上に向けた緑化の取り組みや、身近な都市公園の活性化エリアにおける都市公園の整備、市民や企業との協働による環境に配慮したみどりの保全、優良な農地や特産品を活かした観光イベントや農業体験などの都市住民との交流による農業振興などが必要とされます。

主なみどりの資源等

種類	箇所	面積	備考
都市公園	19	122,639.2 m ²	上府中公園、街区公園
公共施設緑地	16	68,652.4 m ²	みどりの広場(東大友、延清、西大友)、市営住宅内公園(桑原、春木、籠場、花里)、小学校校庭(豊川、千代、下曾我、曾我)、中学校校庭(千代)、農村公園(中河原ふれあい広場、上曾我農村公園)、市民農園(別堀地区)、屋外スポーツ施設(高田運動場)
地域制緑地	保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、保存樹林、天然記念物(勝福寺・八幡神社の樹叢)、河川区域(酒匂川、森戸川)		

主なみどりの資源

下菊川、関口川、剣沢川、酒匂堰、メダカの生息地、六本松跡(ジオサイト)、曾我の梅林、勝福寺(大イチョウ)、瑞雲寺(モッコク)、三島神社(ケヤキ)、須賀神社(クスノキ)、浄蓮寺、東大友八幡神社、宗我神社、等

大規模な都市公園の再整備
上府中公園は、利用者ニーズに対応し、機能をより発揮させるよう、再整備を行います。

協働による酒匂川の水環境維持
市民団体や企業などと協働による清掃活動の推進を通じ、良質な河川環境の維持と多様な生物との共存や環境に対する普及・啓発に取り組めます。

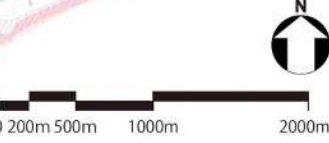
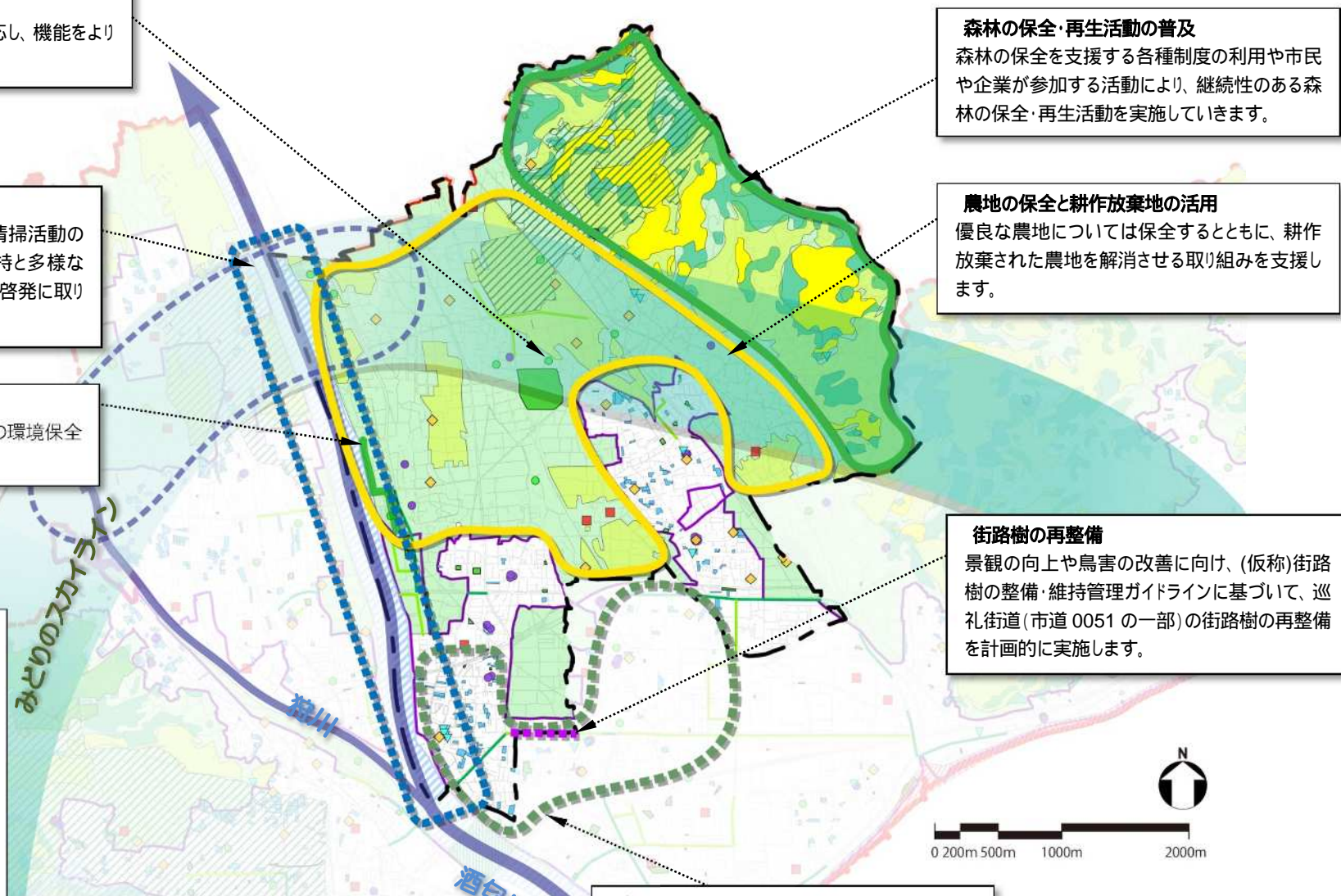
メダカの保護
市民団体と協働で、メダカの生息地の環境保全活動を推進します。

森林の保全・再生活動の普及
森林の保全を支援する各種制度の利用や市民や企業が参加する活動により、継続性のある森林の保全・再生活動を実施していきます。

農地の保全と耕作放棄地の活用
優良な農地については保全するとともに、耕作放棄された農地を解消させる取り組みを支援します。

街路樹の再整備
景観の向上や鳥害の改善に向け、(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドラインに基づいて、巡礼街道(市道0051の一部)の街路樹の再整備を計画的に実施します。

■身近な都市公園の活性化エリアにおける公園の確保
都市公園やその代替となる公共的な空間が少ないことから、みどりの空間の需要に対応すべく、生産緑地地区等の活用を視野に入れた都市公園の整備を推進します。



7-6 川東南部地域の主な事業・取り組み(下府中地区、富士見地区、国府津地区、酒匂・小八幡地区)



資金剛寺境内の庭



中里付近の工場や商業施設外周の緑化

みどりの概況

- 川東南部地域の東側は、大きな稜線を描く大磯丘陵となっていますが、地域の多くは概ね平坦な土地で、比較的大規模な工場や商業施設が集積し、市街化区域が7割を占めています。
- 酒匂川、森戸川、下菊川、酒匂堰など、河川や水路がバランスよく存在しているのが特徴です。
- 現況調査によると、緑被率は28.9%と市内で最も低く、特に中里地区が10%弱と低い状況にあります。みどりの配置の中心は大磯丘陵をはじめとする樹林地や農地であり、低地部にはまとまったみどりを殆ど見ることができませんが、神社仏閣が立地する古からの住宅街等では、比較のみどり豊かなまち並みが形成されています。また、生産緑地地区が点在しており、居住地域におけるみどりの空間づくりに寄与しています。
- 昭和20年代後半の早い時期から工場誘致が行われ、中里地区などに企業が進出しました。近年は工場跡地などに大型商業施設等が進出し、その敷地外周を緑化するなど、企業による緑化活動も推進されています。
- みどりに関する施設については、大規模な公園がなく、身近な街区公園も少ないことから、都市公園に代わる機能を有する公共施設緑地を考慮しても、市内で最も整備水準が低い状況となっています。

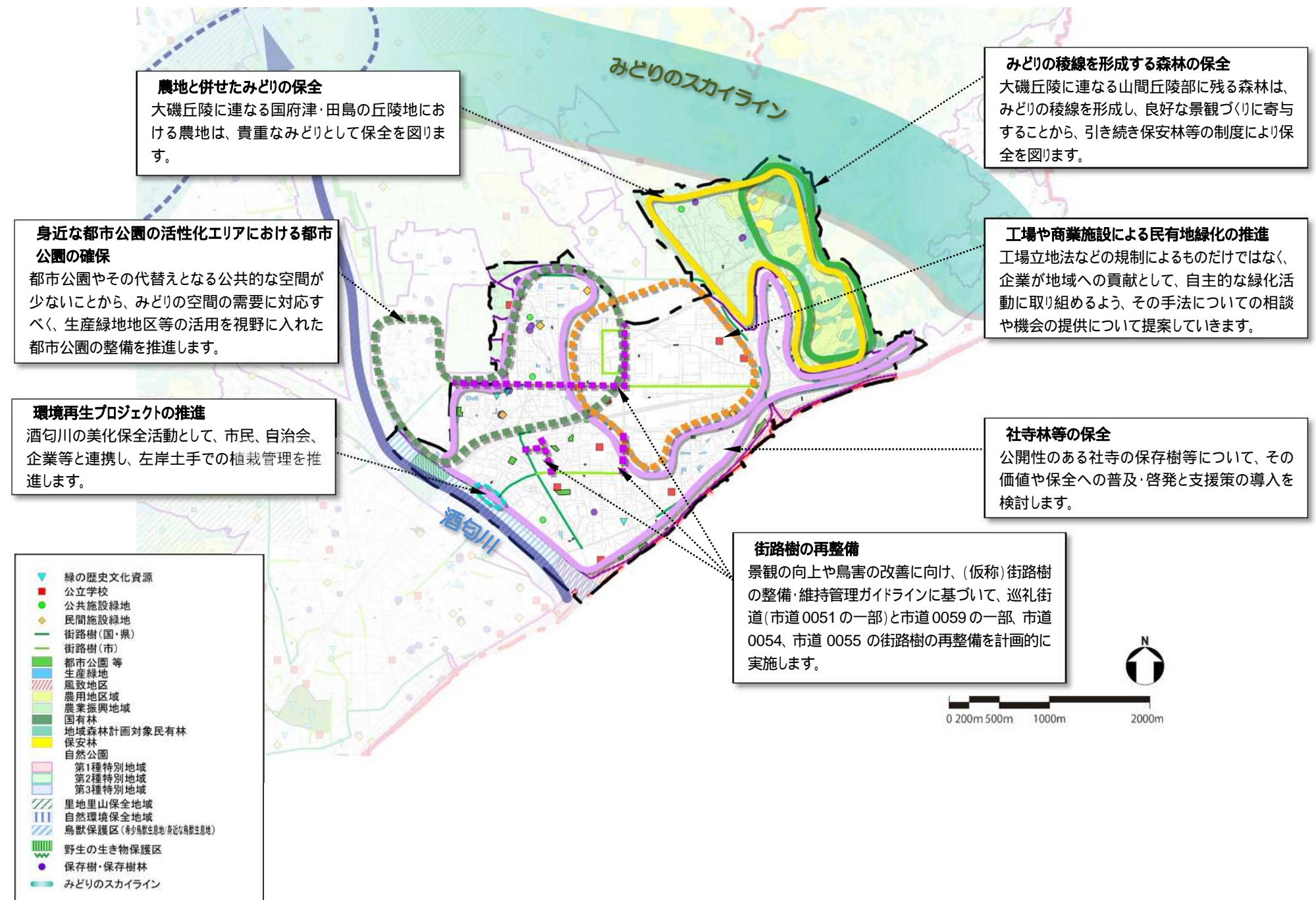
みどりの課題

- 市民アンケートでは、「もっと緑があるといい」、「子どもの遊び場が欲しい」、「支障となる街路樹の対策」など、みどりに対する満足度が低い結果となっていることから、工場や商業施設における民有地緑化の推進や街路樹の再整備、身近な都市公園の活性化エリアにおける都市公園の整備などに取り組む必要性があります。

主なみどりの資源等

種類	箇所	面積	備考
都市公園	32	40,746.9 m ²	街区公園
公共施設緑地	16	156,776.9 m ²	みどりの広場(鴨宮、酒匂大道、小八幡)、小学校校庭(矢作、国府津、富士見、下府中、酒匂)、中学校校庭(鴨宮、国府津、酒匂)、市営住宅内公園(浜)、下水処理場広場(酒匂きらり広場)、農村公園(田島ふれあい広場)、屋外スポーツ施設(酒匂川左岸サイクリング場、鴨宮運動場)
地域制緑地	保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、風致地区、保存樹林、河川区域(酒匂川、森戸川)		

主なみどりの資源:
酒匂堰、下菊川、菅原神社、加茂神社、春光院、酒匂神社、小八幡八幡神社、津島神社、田島の横穴古墳、岩瀬邸、等



7-7. 橘地域の主な事業・取り組み (橘南地区、橘北地区)



県道 709 号(中井羽根尾)沿いの街路樹



千代の松跡から望む丘陵の農地景観

主なみどりの資源等

種類	箇所	面積	備考
都市公園	25	60,048.3 m ²	羽根尾史跡公園、街区公園
公共施設緑地	4	43,572.0 m ²	小学校校庭(前羽、下中)、中学校校庭(橘)、中村原理立処分場
地域制緑地	保安林、地域森林計画対象民有林、農用地区域、生産緑地地区、保存樹林、天然記念物(前川近戸神社の社叢)、河川区域(中村川)		
主なみどりの資源			
塔台川、羽根尾貝塚(ジオサイト)、沼代桜の馬場、王子神社(杉)、広済寺(カキ)			

みどりの概況

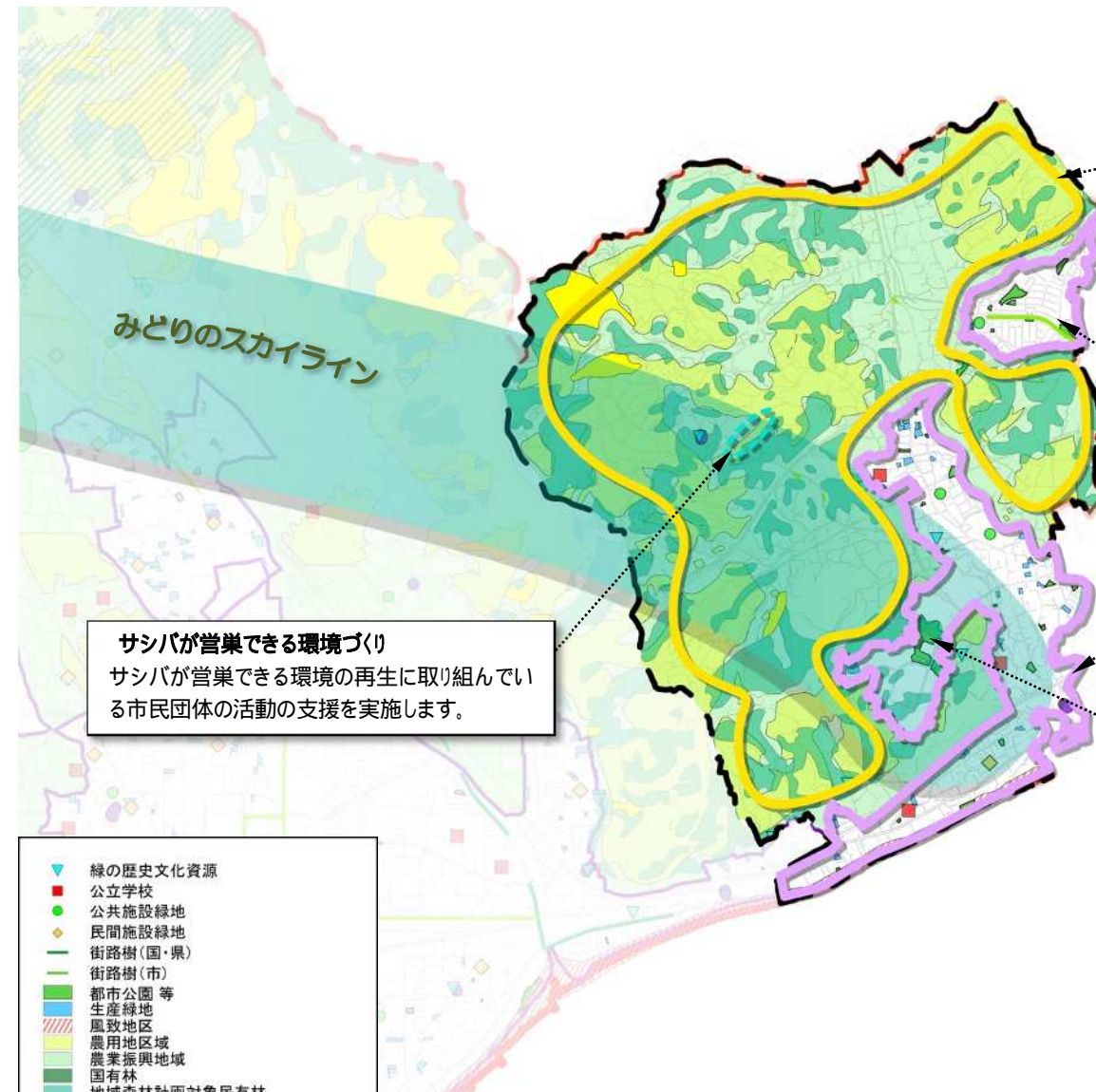
・小高い丘陵地に囲まれ、相模湾に面していることから、温暖な気候を活かした柑橘栽培などが盛んで、地域西側には果樹園が広がり、中村川沿いでは水田の存在もあります。市街化調整区域は農用地区域と国有林がモザイク状に入り混じり、一部保安林の指定がされています。その状況から、現況調査による緑被率は61.7%と自然の豊かな地域であることがわかります。農地、樹林地が概ね半々となっています。

・大規模な都市公園は羽根尾史跡公園があり、住民一人当たりの都市公園面積は約5m²/人あり、標準には至らないまでも、開設されている公園の配置に偏りがなく、市内では比較的良好な条件にあります。羽根尾史跡公園には樹林地に包まれた古墳文化を今に伝える貴重な遺跡があり、歴史を学べる公園としての利活用を推進しています。

みどりの課題

・市民アンケートでは、「歴史文化への役割をみどりに期待する」、「住まいのみどりを重視する」、「みどりは豊かだがあまりきれいではない」という意見が多くあったことから、地域の歴史や文化を今に伝える羽根尾史跡公園の再整備や民有地緑化の支援策を活用した住宅地の沿道部などにおける緑化の推進により、身近なみどりの質の向上などが必要とされます。

・偏りなく存在する既存の公園においては、老朽化した遊具の計画的な更新や利用者のニーズに合わせた公園のリニューアルなどにより、公園としての魅力を高め、利用の促進を図る必要があります。



サンバが営巣できる環境づくり
サンバが営巣できる環境の再生に取り組んでい
る市民団体の活動の支援を実施します。

- ▲ 緑の歴史文化資源
- 公立学校
- 公共施設緑地
- 民間施設緑地
- 街路樹(国・県)
- 街路樹(市)
- 都市公園等
- 生産緑地
- 農用地区域
- 風致地区
- 農業振興地域
- 農産物産地
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 里地里山保全地域
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区(希少鳥獣生息地/身近な鳥獣生息地)
- 野生の生き物保護区
- 保存樹・保存樹林
- みどりのスカイライン

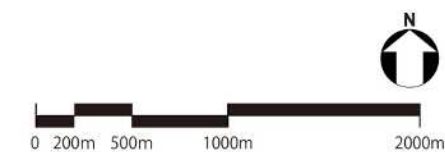
森林の保全・再生活動の普及
森林の保全を支援する各種制度の利用や市民や企業が参加する活動により、継続性のある森林の保全・再生活動を実施していきます。

農地の保全と耕作放棄地の活用
優良な農地については保全するとともに、耕作放棄された農地を解消させる取り組みを支援します。

みどりの意識を活かした緑化活動への展開
民有地緑化の支援策の普及・啓発や、公共施設を利用した緑化活動などにより、みどりに触れ合う機会を増やし、緑化の推進を図っていきます。

社寺林等の保全
公開性のある社寺の保存樹等について、その価値や保全への普及・啓発と支援策の導入を検討します。

大規模な都市公園の再整備
羽根尾史跡公園は、利用者ニーズに対応し機能をより発揮させるよう、再整備を行います。



資料編

- 小田原市緑の基本計画改訂経過概要
- 小田原市緑の基本計画改訂懇談会および庁内連絡会議
 - 小田原市緑の基本計画改訂懇談会 開催要綱
 - 小田原市緑の基本計画改訂懇談会 委員名簿
 - 小田原市緑の基本計画改訂作業に伴う庁内連絡会議 構成名簿
- 「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言
- 緑地の整備目標総括表
- 公園未充足地区
- 「小田原市みどりのアンケート」調査票
- みどりの推進施策一覧
- 用語の解説
- みどりの取り組み 行動別インデックス

小田原市緑の基本計画改訂経過概要

スケジュール	検討内容
第1回改訂懇談会 (平成26年8月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画の策定趣旨について ○みどりに関する市民意識調査の概要について ○小田原市のみどりの概況施設について
小田原市のみどりに対する市民の意識と意向調査 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象：無作為抽出による小田原市民（20歳以上）1,000名。なお、地域別人口の割合で抽出 ○実施方法：郵送によりアンケート調査票を送付、返信用封筒で回収 ○調査時期：平成26年9月4日～平成26年10月10日 ○回収状況：回収数＝212件（回収率＝21%） 有効回答票＝209票（無記入返信3票を除く）
第2回改訂懇談会 (平成26年11月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりに関する市民意識調査の結果について ○小田原市のみどりの特性と課題について ○基本方針（素案）について
第3回改訂懇談会 (平成27年2月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念（案）について ○基本方針について ○みどりの将来都市像（案）について
常任委員会報告 (平成27年6月16日)	○緑の基本計画改訂作業の中間報告について
第4回改訂懇談会 (平成27年8月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画目標（案）について ○緑地の保全・創出に関する方針、都市公園の整備・管理に関する方針について ○みどりの推進施策について
第1回庁内連絡会議 (平成27年10月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念（案）について ○基本方針について
第2回庁内連絡会議 (平成27年11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内調整の結果報告 ○緑の基本計画[改訂版]（素案）について（パブリックコメント公表資料）
第5回改訂懇談会 (平成27年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念について ○計画目標について ○緑化重点地区について ○地域別計画について ○緑の基本計画[改訂版]（素案）について（パブリックコメント公表資料）
神奈川県法定協議	<ul style="list-style-type: none"> ○実施期間：平成28年1月13日～平成28年2月25日 ○法定協議に係る意見数：0件
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ○募集期間：平成28年1月14日～2月12日 ○提出者数：3名 ○意見総数：40件
常任委員会報告 基本計画改訂素案報告 (平成28年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施について ○緑の基本計画[改訂版]（素案）等について
都市計画審議会報告 (平成28年2月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施について ○緑の基本計画[改訂版]（素案）等について
第3回庁内連絡会議 (平成28年3月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント等で提出された意見と意見に対する市の考え方について ○緑の基本計画[改訂版]（原案）について ○今後の取り組みについて
第6回改訂懇談会 (平成28年3月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント等で提出された意見と意見に対する市の考え方について ○緑の基本計画[改訂版]（原案）について ○今後の取り組みについて ○「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言

小田原市緑の基本計画改訂懇談会開催要綱

(平成26年 7月 7日)

小田原市緑の基本計画改訂懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づき策定された小田原市緑の基本計画の改訂に関する調査、方針等について、市民、学識経験者及び関係者の意見を聴取するため、小田原市緑の基本計画改訂懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 商工業関係者
- (4) 関係行政機関
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 懇談会には会長及び副会長1人を置き、前条第1号に掲げる者のうちから、構成員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 懇談会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない事由により会議を欠席する場合は、その構成員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(関係者の出席)

第5条 市長は、懇談会において必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議及び資料の公開)

第6条 懇談会の会議及び資料は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、これを公開しないことができる。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、懇談会の会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 懇談会の事務は、建設部みどり公園課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

小田原市緑の基本計画改訂懇談会 委員名簿

任期：平成26年8月8日～平成28年3月23日

種別	氏名	選出団体名等	備考
学識経験者	こしみず はじめ 輿水 肇	明治大学 教授	～H27. 3
		(公財)都市緑化機構 理事長	H27. 4～
学識経験者	つちや しろう 土屋 志郎	明治大学 兼任講師 技術士(都市及び地方計画)	
関係行政機関	こばやし じゅんいち 小林 純一	神奈川県西土木事務所 小田原土木センター所長	～H26. 8
	くまざわ いちじ 熊沢 一二	神奈川県西土木事務所 小田原土木センター所長	H26. 9～
市職員	わだ しんじ 和田 伸二	小田原市環境部長	
市職員	ないとう ひでお 内藤 日出男	小田原市都市部長	
市民	かわぐち ひろぞう 川口 博三	小田原市自治会総連合推薦 小田原市自治会総連合理事	
市民	まきおか しづな 牧岡 志津菜	市民	
市民	いのうえ のりこ 井上 典子	市民	
市民	かとう なおこ 加藤 尚子	市民	
商工業関係者	さくらい やすゆき 櫻井 泰行	小田原箱根商工会議所推薦 まちづくりビジョン特別委員会 委員長	
市長が必要と認める者	やぎ りょうこ 八木 量子	フラワーガーデン指定管理者(副園長)	～H27. 3
		フラワーガーデン指定管理者(園長)	H27. 4～
事務局	あめみや けんじ 雨宮 謙二	建設部長	～H27. 3
	やながわ きみとし 柳川 公利	建設部長	H27. 4～
	建設部みどり公園課		

小田原市緑の基本計画改訂作業に伴う庁内連絡会議

構成名簿

番号	課名
1	企画政策課
2	管財契約課
3	地域政策課
4	防災対策課
5	文化政策課
6	文化財課
7	環境政策課
8	環境保護課
9	子育て政策課
10	青少年課
11	産業政策課
12	観光課
13	農政課
14	都市政策課
15	都市計画課
16	開発審査課
17	建設政策課
18	道水路整備課
19	総務課
20	スポーツ課
21	教育指導課
22	建築指導課
23	拠点施設整備課
24	農業委員会
25	教育総務課

「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言

「小田原市緑の基本計画改訂懇談会」では、平成26年8月の発足以来、約1年8ヶ月の間、熱心かつ率直な意見交換により様々な議論を重ねてまいりました。

このたび、「小田原市緑の基本計画〔改訂版〕」として取りまとめに至りましたが、この計画改訂により、良好な自然環境をはじめ様々な資源を有するこの小田原の更なる魅力向上への取り組みを進めていただきたく、本懇談会として、次の事項について意見を附すものです。

1. 基本方針の一つに掲げた「みどりのマネジメント」は、持続可能なみどりを次世代に継承するために実施する様々な施策を支える、最も重要かつ本改訂の目的を象徴するものであるため、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方の考え方も考慮し、最優先で取り組んでいただきたい。
2. 公園等の活用や民間活力の導入、歴史的風致維持向上計画等との関係による国の補助金など、施策推進のための財源確保に努め、計画の実現に向け可能な限りの対応をしていただきたい。
また、ふるさとみどり基金を有効活用した、資金循環の仕組みづくりに向け検討していただきたい。
3. 計画推進を目的とした第三者で構成される協議会設置の検討を早期に進めるとともに、概ね5年ごとに計画の進捗及び見直しを検討し、30年サイクルの観点から、今後の社会経済情勢の変化や制度改定等に的確に対応するよう努めていただきたい。
4. 改訂計画は、今後の見直しも含め、市民等にも広く公表するなど、市民との協働という意識啓発に努めていただきたい。

平成28年3月23日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市緑の基本計画改訂懇談会
会 長 輿 水 肇

緑の基本計画 緑地の整備目標総括表

年次 施設緑地種別	現況(平成26年度)			都市計画区域			市街化区域			中間年次(平成37年度)			都市計画区域			市街化区域			目標年次(平成47年度)			備考
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			市街化区域			市街化区域			市街化区域			市街化区域			
	整備量			整備量			整備量			整備量			整備量			整備量			整備量			
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	
住区公園	131	13.24	0.70	133	13.65	0.77	133	13.65	0.70	136	14.09	0.77	135	14.24	0.86	138	14.68	0.86				
近隣公園																						
公園	1	11.10	1.71	1	12.99	1.93	1	12.99	1.71	3	35.41	1.93	1	15.41	2.21	3	37.83	2.21				
地区公園	1	12.41	0.63	1	12.41	0.63	1	12.41	0.63	1	12.41	0.68	1	17.88	1.05	1	17.88	1.05				
運動公園	133	36.75	3.05	135	39.05	3.37	135	39.05	3.05	140	61.91	3.37	137	47.53	4.12	142	70.39	4.12				
基幹公園																						
風致公園																						
特殊公園	2	8.87	0.45	2	8.87	0.48	2	8.87	0.45	2	8.87	0.48	2	8.87	0.52	2	8.87	0.52				
動物公園	1	3.16	0.16	1	3.16	0.16	1	3.16	0.16	1	3.16	0.17	1	3.16	0.18	1	3.16	0.18				
歴史公園	1		0.69	1		0.69	1		0.69	1		0.73	1		0.78	1		0.78				
墓園																						
その他	3	1.41	0.09	3	1.41	0.10	3	1.41	0.09	4	1.83	0.10	3	1.41	0.11	4	1.83	0.11				
緑道																						
広域公園																						
都市公園	137	41.32	5.21	139	43.62	5.21	139	43.62	5.21	149	131.87	7.18	141	52.10	6.50	151	162.65	6.50				
公共施設緑地	52	34.14	4.72	52	34.14	4.72	52	34.14	4.72	85	92.26	5.02	52	34.14	5.40	85	92.26	5.40				
都市公園等	189	75.46	9.92	191	77.76	9.92	191	77.76	9.92	234	224.13	12.20	193	86.24	14.92	236	254.91	14.92				
民間施設緑地	38	2.57	7.93	38	2.57	7.93	38	2.57	7.93	63	155.01	8.44	38	2.57	9.07	63	155.01	9.07				
施設緑地	227	78.03	17.85	229	80.33	17.85	229	80.33	17.85	297	379.14	20.64	231	88.81	23.99	299	409.92	23.99				
特別緑地保全地区																						
緑地保全地域																						
風致地区	3	80.00	16.52	3	81.10	17.43	3	81.10	16.52	3	320.10	17.43	3	81.10	18.73	3	320.10	18.73				
生産緑地地区	489	68.60	3.51	487	68.32	3.72	487	68.32	3.51	487	68.32	3.72	484	67.78	3.97	484	67.78	3.97				※27.12時点 474箇所(66.3ha)
地区計画	5	5.61	0.29	6	6.18	0.34	6	6.18	0.29	6	6.18	0.34	6	6.18	0.36	6	6.18	0.36				
河川区域	4	12.28	14.98	4	12.28	15.95	4	12.28	14.98	7	293.00	15.95	4	12.28	17.15	7	293.00	17.15				
その他法によるもの	1	23.64	455.95	1	23.64	484.54	1	23.64	455.95	5	8,899.03	484.54	1	23.64	520.18	5	8,888.35	520.18				
法によるもの	502	190.13	491.25	501	191.52	521.98	501	191.52	491.25	508	9,586.63	521.98	498	190.98	560.39	505	9,575.41	560.39				
条例等によるもの	2	4.04	0.35	2	4.04	0.37	2	4.04	0.35	2	6.81	0.37	2	4.04	0.40	2	6.81	0.40				
小計	504	194.17	491.59	503	195.56	522.35	503	195.56	491.59	510	9,593.44	522.35	500	195.02	560.79	507	9,582.22	560.79				
地域制緑地間の重複		12.29	3,589.85		12.29	3,589.85		12.29	3,589.85		12.29	3,589.85		12.29	3,589.85		12.29	3,589.85				
地域制緑地	504	181.88	308.00	503	183.27	326.89	503	183.27	308.00	510	6,003.59	326.89	500	182.73	350.70	507	5,992.37	350.70				
施設・地域制緑地間の重複		25.27	145.39		27.16	147.28		27.16	145.39		147.28	339.51		35.05	155.17		155.17	155.17				
緑地総計	731	234.64	318.42	732	236.44	339.51	732	236.44	318.42	807	6,236.45	339.51	731	236.49	365.61	806	6,247.12	365.61				
人口			195,532			183,660			195,532		183,660	人			170,870			170,870	人			
面積			2,797			2,802			2,797		2,802	ha			2,802			2,802	ha			
都市計画区域面積			11,406			11,381			11,406		11,381	ha			11,381			11,381	ha			
市街化区域面積			8.39			8.44			8.39		8.44	%			8.44			8.44	%			
都市計画区域面積に対する割合			54.59			54.79			54.59		54.79	%			54.89			54.89	%			
都市計画区域面積に対する割合			5.21			7.18			5.21		7.18	m ² /人			9.52			9.52	m ² /人			
都市公園等(住民一人当たりの面積)			9.92			12.20			9.92		12.20	m ² /人			14.92			14.92	m ² /人			

公園未充足地区

都市公園等未充足地区の特定
0.7%以上の人口が、児童を養育するべき年齢に達し、都市公園に足りる都市公園の特定を受ける。

大ゾーン名称	条件1 -ABC0 都市公園整備 (㎡/人)		条件2 -ABC0 都市公園整備 (㎡/人)		条件3 児童を養育するべき年齢の人口 率(%)		条件4 児童を養育するべき年齢の人口 率(%)		条件5 ゾーンに不足する 都市公園整備率 (%)		条件6 AD値(C/GAD値)		大ゾーン番号
	判定	数値	判定	数値	判定	数値	判定	数値	判定	数値	あり	なし	
01中央地区	X	4.79	X	9.34	X	70.8%	O	88.6%	O	88.2%	あり	X	01中央地区
02本庁地区	O	16.45	O	29.94	O	70.4%	O	79.7%	X	15.0%	なし	X	02本庁地区
03富水地区	X	4.57	X	5.71	X	46.3%	X	66.0%	X	52.6%	あり	X	03富水地区
04大塚地区	X	1.80	X	6.89	X	64.1%	X	74.5%	X	23.8%	なし	X	04大塚地区
05早川地区	X	1.31	O	19.12	O	56.0%	X	59.2%	X	5.5%	なし	X	05早川地区
06下府中地区	X	0.12	X	1.27	X	28.0%	X	47.2%	X	87.4%	あり	O	06下府中地区
07梅井地区	X	0.04	X	2.44	X	23.6%	X	62.9%	X	35.7%	なし	X	07梅井地区
08豊川地区	X	1.64	X	3.03	X	52.4%	X	53.2%	X	44.4%	あり	X	08豊川地区
09上府中地区	O	10.15	O	12.24	O	40.8%	O	53.3%	X	43.3%	あり	X	09上府中地区
10下府中地区	X	1.08	X	3.83	O	97.4%	O	97.4%	X	6.3%	なし	X	10下府中地区
11国府津地区	X	0.86	X	2.43	X	60.4%	X	72.1%	X	43.3%	あり	X	11国府津地区
12酒匂地区	X	1.25	X	6.59	X	65.5%	O	81.1%	O	87.5%	なし	X	12酒匂地区
13片瀬地区	X	0.00	X	4.83	O	-	O	-	O	0.0%	なし	X	13片瀬地区
14豊我地区	X	0.51	X	7.41	X	-	O	-	O	0.0%	なし	X	14豊我地区
15橋地区	X	5.41	X	9.33	O	99.3%	O	99.3%	O	19.1%	なし	X	15橋地区

【下府中地区に属する大ゾーン】



大ゾーン下府中地区に属する区域の配置状況は条件1〜4で分析

大ゾーン名称	条件1 -ABC0 都市公園整備 (㎡/人)		条件2 -ABC0 都市公園整備 (㎡/人)		条件3 児童を養育するべき年齢の人口 率(%)		条件4 児童を養育するべき年齢の人口 率(%)	
	判定	数値	判定	数値	判定	数値	判定	数値
国府	X	0.47	X	5.59	X	60.9%	X	71.3%
橋本	X	0.07	X	0.07	X	32.3%	X	32.3%
成田	X	4.26	X	7.84	X	75.7%	X	76.9%
酒匂	X	0.00	X	2.93	X	20.8%	X	52.4%
千代	X	0.24	X	4.04	X	56.8%	X	61.4%
国府	X	0.00	X	2.07	X	37.2%	X	37.2%
酒匂	X	0.32	X	0.32	O	83.4%	O	84.5%
片瀬	X	0.62	X	1.37	X	66.4%	X	72.9%
豊我	X	2.55	X	4.08	O	88.1%	O	91.3%
橋本	X	0.49	X	6.74	X	57.7%	X	77.7%

—小田原市のみどりに関する市民意識調査—

小田原市 みどりのアンケート

小田原市建設部みどり公園課

【調査の主旨とアンケートのお願い】

小田原市では、「緑の基本計画（緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画）」の策定（改訂）に向けて、平成26～27年度に検討を行うこととしております。

「緑の基本計画」は、「都市緑地法」に基づき、市町村が策定する緑に関する総合的な計画で、次のような特色があります。

- みどりに関する市の総合的な計画です。
- 小田原市の特性を生かし、本市の緑のあるべき姿を明らかにする計画です。
- 市民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

このアンケートは、「緑の基本計画」策定にあたり、市民の皆様“みどり”に関する意向をお伺いするために行うもので、小田原の“みどり”に関する課題の検討に反映し、市民の皆様とともに緑のまちづくりを展開していきたいと思っております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【調査票の返送および問合せ先について】

- 返送方法

2ページ以降の設問にご回答の上、同封の封筒にこの回答票を入れ、最寄のポストに投函してください（切手不要）。

または、封筒に入れた回答票を小田原フラワーガーデンまでお持ちください。
フラワーガーデンにお持ちいただいた方には、プレゼントを用意しています
 （別添のチラシをご覧ください）。
- 返送期限

平成26年9月30日まで
- お問合せ

小田原市役所 建設部みどり公園課 公園係
 電話0465（33）1581 FAX0465（33）1565
 E-mail koen@city.odawara.kanagawa.jp

【アンケート記入上の注意事項】

1. 質問は全部で21問あります。回答は、この用紙に直接ご記入ください。
2. 質問に、一つ選んで、三つ選んで、などとなる場合は、その数だけ当てはまる項目の□に○を付けるか、 内に、記入してください。
「その他」という項目に○を付けた場合は、後ろの（ ）内にその内容を簡単に記入してください。

【このアンケートでお尋ねする“みどり”とは】

公園や樹林地、農地、水辺など、日常生活で私たちの身近にある、次のようなさまざまな「緑」を対象としています。



公園

わんぱくらんど、小田原フラワーガーデン、その他の身近な公園など



公共公益施設の緑

街路樹、小中学校の校庭やかもめ図書館、松永記念館など文化施設の植栽など



水・水辺・海岸

酒匂川などの河川や小田原用水などの水路、海辺など



住まいの緑

住まいの生垣、庭木、屋敷林など



民間施設の緑

神社仏閣の樹林、商業施設、工場・事業所の植栽、ゴルフ場など



農地・山林

水田や畑、梅林、みかんなどの果樹園、山林、植林地、雑木林など

I 小田原市の“みどり”について、あなたの印象を伺います。

問1. あなたは小田原市の“みどり”に関心がありますか。

①～④から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 関心がある
- ② 少し関心がある
- ③ あまり関心がない
- ④ 関心がない

問2. あなたのお住まいの周りの“みどり”の変化について、どのように感じますか。

①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 減っている
- ② 量は減っていないと思うが、荒れてきた
- ③ 量が減っているうえに、荒れてきている
- ④ 増えている
- ⑤ 変わらない

問3. あなたのお住まいの周りの“みどり”の現状についてどう思われますか。

①～⑥のうち、あなたが感じている印象に近いと思われるものを一つ選んで、○を記入してください。

- ① とても豊かできれい
- ② きれいだとは思いますが、量的に少ない
- ③ たくさんあるが、あまりきれいだと思わない
- ④ 今は貧弱だが、育っていけば豊かになると思う
- ⑤ みどりがほとんどないので、もっと木や草花があるとよい
- ⑥ みどりはほとんどないが、このままで構わない

問4. あなたのお住まいの近くに流れている河川や水路について、どう思われますか。

①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 水がきれいで、護岸や岸辺に木や草花があり快適
- ② 水はきれいだが、護岸や周りに木や草花もなく殺風景
- ③ 水は汚れているが、護岸や岸辺に木や草花があり快適
- ④ 水が汚れており、護岸や周りに木や草花もなく殺風景
- ⑤ 近くに（ふだん歩く範囲に）河川や水路はない
- ⑥ その他（具体的に; _____)

問5. あなたの身の回りの公園について、どう思われますか。

①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 家の近くの公園は足りており、今のままでよい
- ② 家の近くに公園はあるが、使いにくいので改修するとよい
- 改修したいと思う理由と内容を、簡単にお書きください。
- ③ 家の近くに公園がないので、つくってもらいたい
- ④ 家の近くに公園はないが、必要とは思わない
- ⑤ その他（具体的に; _____)

II 市内の様々な場所について、あなたがふだん“みどり”に関して感じていることを伺います。

問6. 小田原市内で、あなたが好きな場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	好きな場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問7. 小田原市内で、あなたが嫌いな場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	嫌いな場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問8. 小田原市内で、あなたの身近で改善したいと思う場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	改善したい場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問9. あなたが市外から訪れた友人や知人に小田原を案内する場合、連れて行きたいと思う場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	連れて行きたい場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問10. あなたが一番四季を感じる場所や、歴史文化を感じる“みどり”をそれぞれ2か所あげてください。

	身近で、一番四季を感じる場所	市内で、一番四季を感じる場所	身近で、一番歴史文化を感じるみどり	市内で、一番歴史文化を感じるみどり
①				
②				

Ⅲ 小田原市の“みどり”の取り組みについて、あなたのお考えを伺います。

問11. 小田原市の“みどり”について、どのようにしていくのが望ましいと思いますか。

①～⑥から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 今あるみどりが荒れないような手立てをほどこす
- ② 今あるみどりが減らないように積極的に守っていく
- ③ 少なくとも現状のみどりの質や量を維持していく
- ④ まちなかのみどりを積極的に増やしていく
- ⑤ 住宅や工場、オフィスビルや商業施設などを優先させ、みどりが減るのはやむをえない
- ⑥ 成り行きにまかせればよい

問12. “みどり”の空間はいろいろな役割を果たしていますが、あなたは、どのような役割を果たす“みどり”を重視すべきだと思いますか。

重視すべきと思うものを3つ選び、重視すべきだと思う順に1、2、3と記入してください。

- ① まちなかの商店街や観光地のにぎわいや風格を醸し出すようなみどりの空間
- ② まちなかや住まいの周りの景観がきれいになるようなみどりの空間
- ③ 市民が憩い、集い、楽しく過ごせるみどりの空間
- ④ 歴史・文化施設と一体となって、その価値を高めるようなみどりの空間
- ⑤ 子どもたちが外遊びを好きになるような楽しいみどりの空間
- ⑥ いろいろな生き物が棲めるようなみどりの空間
- ⑦ 二酸化炭素吸収など地球温暖化の防止や、生活環境を改善するようなみどりの空間
- ⑧ 火災や災害時に安全に避難できる通路や広場となるようなみどりの空間
- ⑨ その他(具体的に; _____)

問13. 小田原市のこれからのまちづくりにとって、あなたは市内のどのような“みどり”が大切だと思いますか。

①～⑥の“みどり”について、あなたが大切だと思う順に、1から6まで番号を記入してください。

- ① 公園（わんぱくらんど、小田原フラワーガーデン、その他の身近な公園など）
- ② 公共公益施設の緑（街路樹、小中学校の校庭やかもめ図書館、松永記念館等の植栽など）
- ③ 水・水辺・海岸（酒匂川などの河川や小田原用水などの水路、海辺など）
- ④ 住まいの緑（住まいの生垣、庭木、屋敷林など）
- ⑤ 民間施設の緑（神社仏閣の樹林、商業施設、工場・事業所の植栽、ゴルフ場など）
- ⑥ 農地・山林（水田や畑、梅林、みかんなどの果樹園、山林、植林地、雑木林など）

問14. 今後、小田原市（行政）は、市内の“みどり”について、あなたはどのような取り組みが重要だと思いますか。

A～Gの施策について、重要だと思う取り組みを、それぞれ3つずつで選んで、○を記入してください。

【A 公園に関する施策】 ①～⑧から、3つ選んでください。

- ① 子どもの遊び場になる身近な公園を増やす
- ② まちなかに、高齢者が買い物や散歩の途中で休めるような公園を増やす
- ③ まちなかに、近所の人々が気軽に集まり交流の場所になる公園を増やす
- ④ 老朽化した遊具やベンチなどの施設を改修し、安心して利用できる公園にする
- ⑤ 災害時の避難場所や応急物資の備蓄場所となる公園を増やす
- ⑥ 入口の段差をなくすなどバリアフリー化し、誰もが安全に利用できる公園にする
- ⑦ 生物の生息場所や二酸化炭素吸収などに役立つ、みどり豊かな公園を増やす
- ⑧ その他（具体的に； _____）

【B 公共公益施設の緑に関する施策】 ①～⑦から、3つ選んでください。

- ① まちの潤いに乏しく夏に日陰のない道路に、街路樹や花壇などを設ける
- ② 鳥の糞、害虫の大量発生による歩行や居住の支障となる街路樹は、抜本的な対策を行う
- ③ 小中学校の校庭の緑化・芝生化を推進する
- ④ 公民館や図書館などの緑化を推進する
- ⑤ 松永記念館、清閑亭などの歴史的な建造物と一体となった緑を守る
- ⑥ 倒木の危険のありそうな老木を調査し、早めに対処する
- ⑦ その他（具体的に； _____）

【C 水・水辺・海岸に関する施策】 ①～⑥から、3つ選んでください。

- ① 酒匂川、早川などの水辺に、市民が安全に親しめるようなみどり豊かな場所を増やす
- ② 鳥や魚、虫などの多様な生き物が棲めるよう、水辺と一体のみどり豊かな場所を増やす
- ③ 海沿いに残る松林などを守る
- ④ 海辺に市民が憩える緑豊かな場所を増やす
- ⑤ 小田原用水や報徳堀など小田原固有の歴史資源である水路をまちづくりに生かす
- ⑥ その他（具体的に； _____）

【D 住まいの緑に関する施策】 ①～⑨から、3つ選んでください。

- ① 市街地での住まいの新築に対し、適切な緑化の義務づけ等により、みどりを増やす
- ② 住宅の建物の周りの緑化や生垣、花壇づくりを行う市民に対して支援する
- ③ 市街地内の住まいの屋上や壁面を緑化する市民に対して支援する
- ④ 市の歴史や環境にとって大切な屋敷林を維持できるよう、土地所有者を支援する
- ⑤ 土地所有者への支援と併せ、屋敷林の伐採等を一定程度抑制する制度を設ける
- ⑥ 市民ボランティア活動等による屋敷林の管理支援の仕組みを充実する
- ⑦ 一定の条件を満たす重要な屋敷林等に対しては、市が買い取って守る
- ⑧ 開発事業者が屋敷林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける
- ⑨ その他（具体的に； _____）

【E 民間施設の緑に関する施策】 ①～⑨から、3つ選んでください。

- ① 市街地での商業施設や事業所等の新築に対し、適切な緑化の義務づけ等により、みどりを増やす
- ② 商業施設や事業所等の緑化や生垣、花壇づくりを行う事業者に対して支援する
- ③ 市街地内の商業施設や事業所等の屋上や壁面を緑化する事業者に対して支援する
- ④ 市の歴史や環境にとって大切な社寺林を維持できるよう、土地所有者を支援する
- ⑤ 土地所有者への支援と併せ、社寺林の伐採等を一定程度抑制する制度を設ける
- ⑥ 市民ボランティア活動等による社寺林の管理支援の仕組みを充実する
- ⑦ 一定の条件を満たす重要な社寺林等に対しては、市が買い取って守る
- ⑧ 開発事業者が社寺林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける
- ⑨ その他（具体的に； _____）

【C 水・水辺・海岸に関する施策】 ①～⑥から、3つ選んでください。

- ① 酒匂川、早川などの水辺に、市民が安全に親しめるようなみどり豊かな場所を増やす
- ② 鳥や魚、虫などの多様な生き物が棲めるよう、水辺と一体のみどり豊かな場所を増やす
- ③ 海沿いに残る松林などを守る
- ④ 海辺に市民が憩える緑豊かな場所を増やす
- ⑤ 小田原用水や報徳堀など小田原固有の歴史資源である水路をまちづくりに生かす
- ⑥ その他（具体的に； _____）

【D 住まいの緑に関する施策】 ①～⑨から、3つ選んでください。

- ① 市街地での住まいの新築に対し、適切な緑化の義務づけ等により、みどりを増やす
- ② 住宅の建物の周りの緑化や生垣、花壇づくりを行う市民に対して支援する
- ③ 市街地内の住まいの屋上や壁面を緑化する市民に対して支援する
- ④ 市の歴史や環境にとって大切な屋敷林を維持できるよう、土地所有者を支援する
- ⑤ 土地所有者への支援と併せ、屋敷林の伐採等を一定程度抑制する制度を設ける
- ⑥ 市民ボランティア活動等による屋敷林の管理支援の仕組みを充実する
- ⑦ 一定の条件を満たす重要な屋敷林等に対しては、市が買い取って守る
- ⑧ 開発事業者が屋敷林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける
- ⑨ その他（具体的に； _____）

【E 民間施設の緑に関する施策】 ①～⑨から、3つ選んでください。

- ① 市街地での商業施設や事業所等の新築に対し、適切な緑化の義務づけ等により、みどりを増やす
- ② 商業施設や事業所等の緑化や生垣、花壇づくりを行う事業者に対して支援する
- ③ 市街地内の商業施設や事業所等の屋上や壁面を緑化する事業者に対して支援する
- ④ 市の歴史や環境にとって大切な社寺林を維持できるよう、土地所有者を支援する
- ⑤ 土地所有者への支援と併せ、社寺林の伐採等を一定程度抑制する制度を設ける
- ⑥ 市民ボランティア活動等による社寺林の管理支援の仕組みを充実する
- ⑦ 一定の条件を満たす重要な社寺林等に対しては、市が買い取って守る
- ⑧ 開発事業者が社寺林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける
- ⑨ その他（具体的に； _____）

【F 農地や山林に関する施策】 ①～⑦から、3つ選んでください。

- ① 市民が農家と交流しながら野菜づくりなどに取り組める市民農園を増やす
- ② 耕作しなくなった土地を緑地として活用する方策を推進する
- ③ 農業を続けていけるように、農産品の地産地消を推進する施策を充実する
- ④ 市民等が進めている里山保全などに関する活動を支援する施策を充実する
- ⑤ 山林の維持について、市民一人一人ができることなどをよく知ってもらうようにする
- ⑥ 林業を続けていけるように、木材や林産物の地産地消を推進する施策を充実する
- ⑦ その他（具体的に； _____）

【G “みどり”の大切さのアピールや守り育てる活動の普及などの施策】

①～⑥から3つ選んでください

- ① “みどり”の大切さや必要性をもっとアピールする
- ② 緑地保全や緑化推進に係る人材を育成し、ボランティア活動を支援する施策を充実する
- ③ 学校などで子どもたちへの環境教育をもっと推進する
- ④ 緑のカーテンや生垣など、家庭や事業所で気軽にみどりを育てるやり方などを普及させる
- ⑤ 樹林地や農地を守るため市民等からの基金を受け入れる制度を充実する
- ⑥ その他（具体的に； _____）

問15. “みどり”を創り、守るために必要な財源について伺います。あなたは、「ふるさとみどり基金」（下欄※1をご覧ください）のことをご存知ですか。

①～④から一つ選んで、〇を記入してください。

また、ふるさとみどり基金がどのように使われているか、ご存知ですか。

①または②に〇を付けた方は、⑦または⑧のどちらかに〇を記入してください。

- ① 知っており、募金したことがある
→ ㊦ 使い道を知っている
 ㊧ 使い道は知らない
- ② 知っているが、募金したことはない
→ ㊦ 使い道を知っている
 ㊧ 使い道は知らない
- ③ 聞いたことはあるが、詳しいことはわからない
- ④ 聞いたことがなく、どういうものかまったく知らない

※1 ふるさとみどり基金

小田原市では、現在小田原市にお住まいの方、小田原市出身の方などから、小田原の自然、歴史、文化などを保全するために募金いただき、緑豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるための基金として「ふるさとみどり基金」を設けています。

問16. “みどり”を守り、創るためにも財源が必要ですが、あなたは“みどり”にかかる財源について、どのように思いますか。

①～⑥から該当する項目を選んで、○を記入してください(いくつでも)。

- ① ふるさとみどり基金の存在やみどりの大切さなどをもっと積極的にPRする
- ② 市民が大勢集まる公共施設などに、ふるさとみどり基金の募金箱を設置する
- ③ 緑化イベントなどを積極的に行い、みどりに関する啓発とともに募金を募る
- ④ 一部公園の有料化や有料イベントなどの収益がみどりのために使える仕組みをつくる
- ⑤ みどりに係る財源は税金で賄うものであり、募金を募る必要はない
- ⑥ その他(具体的に;)

IV あなたご自身の“みどり”の取り組みについて伺います。

問17. あなたは“みどり”を守ったり増やしたりなどの取り組みを行っていますか。

該当する項目に○を記入してください(三つまで)。

- ① 自宅(自分の事務所や店を含む)の庭に木や花を植栽
- ② 自宅(自分の事務所や店を含む)の塀を生垣化
- ③ 自宅の庭を、人々の観賞用に公開
- ④ 身近な公園プロデュース事業に参加 (次ページ※2をご覧ください)
- ⑤ 公園や道路、広場などで仲間と花壇づくり
- ⑥ 公園などで仲間と子どもたちのグループを遊ばせたり、お祭りを開催
- ⑦ 公園、樹林地、田んぼ、川、水路、海辺などで、清掃や維持管理を実施
- ⑧ 樹林地や田んぼ、川、水路、海辺などで、生物調査や観察会などを実施
- ⑨ 人手が入らなくなった樹林地で、土地所有者の協力のもと、保全管理活動を実施
- ⑩ 所有する樹林地の一部を、子どもたちの環境学習の場等として条件付きで開放
- ⑪ 使われなくなった田んぼで、土地所有者の協力のもと、農地として再生する取り組みを実施
- ⑫ 農家の作業を手伝い農地を守る援農活動に参加
- ⑬ その他の取り組み(具体的に;)
- ⑭ 以前、取り組んだことがあるが今はやっていない →問18へ
- ⑮ 取り組みを行ったことはない →問18へ

※①～⑬に○を付けた方は、問20お進みください。

※2 身近な公園プロデュース事業

「あの公園のこの場所に花があればいいのに」とお考えであれば、実際にそこに皆さんの手で花を植えていただきます。皆さんの考えや意思で新たなものをつくって(プロデュースして)地域密着型の愛着のある公園へと導いていく事業です。

問18. 問17で「⑭今はやっていない」「⑮取り組みを行ったことはない」に○を付けた方に伺います。該当する理由を一つ選んで、○を記入してください。

- ① 取り組みたいと考えているがきっかけがない、あるいはやり方がわからない。→問19へ
- ② 一緒にやる人がいなくなった →問20へ
- ③ 体力的に困難 →問20へ
- ④ 取り組みたいと思うが、今は、仕事や子育て、介護などで時間がない →問20へ
- ⑤ その他（具体的に； _____） →問20へ
- ⑥ 取り組もうと考えたことがない →問20へ

問19. 問18で「①取り組みたいと考えているが、きっかけがない、あるいはやり方がわからない」に○をつけた方に伺います。

- (1) どのようなことに取り組みたいと考えていますか。問17①～⑬の該当する記号を下欄 に記入してください（三つまで）。
- (2) その取り組みを行うために、市にどのようなことを望みますか。①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

(1) 取り組みたいと考えていること

問17①～⑬の記号を記入してください（3つまで）

(2) 市に望むこと

- ① 相談窓口や情報の提供
- ② 樹木の剪定や花づくり、里山管理、農作業のやり方などを学べる講習会などの開催
- ③ 活動する仲間づくりのきっかけ
- ④ だれでも参加しやすいしくみづくり
- ⑤ その他（具体的に： _____）

計画の実現に向けた推進施策一覧表

基本方針1 森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します

1-1 “まちを取り巻くみどり”（森・里・海）を守り継承します。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用							
①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用							
ア) 自然公園の指定と利用	90			○	→		
イ) 県自然環境保全地域の指定	90			○	→		
ウ) 保安林制度の適正な運用	90			○	→		
エ) 森林計画制度の適正な運用	90			○	→		
オ) 風致地区の適正な運用	90			○	→		
②市民等との協働による森林の保全・活用							
ア) 県水源の森林づくり事業の推進	90	○	○	○	→		
イ) 水源環境の保全・再生（地域水源林整備事業）	91	○		○	→		
ウ) 県森林再生パートナー制度の推進	91		○	○	→		
エ) 企業等との協定による森林保全の推進	91	○	○	○	→		
(2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用							
①農地制度の適正な運用と農地保全							
ア) 農振・農用地区域の指定	91			○	→		
イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全	92	○		○	→		
②農業・農村環境の多面的機能の活用							
ア) 農業への理解の促進と交流の推進	92	○		○	→		
(3) まちを取り巻く『海』の保全・活用							
①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全							
ア) 風致地区の適正な運用	92			○	→		
②海岸環境の保全・活用							
ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進	92			○	→		
イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進	93			○	→		
③海岸環境の美化							
ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援	93	○		○	→		
1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。							
(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成							
①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用							
ア) 石垣山一夜城歴史公園の保全管理・適切な活用の推進	94			○	→		
②森林の総合利用							
ア) いこいの森の保全・活用の推進	95	○		○	→		
③大規模な都市公園の再整備							
ア) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進	95			○		→	
イ) 羽根尾史跡公園の利用促進と再整備	95			○		→	

④県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進									
ア)	県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進	95				○			→
⑤曽我の梅林の保全・活用									
ア)	梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援	96	○			○			→
(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生									
①市民等との協働による保全・再生									
ア)	環境再生プロジェクトの推進	96	○			○			→
イ)	ふるさとの森づくり運動の推進	96	○			○			→
ウ)	里地里山活動の支援（里地里山活動協定）	96	○						→
②里地里山の保全に関する普及・啓発									
ア)	森や木に親しむイベントの開催	97	○			○			→
イ)	自然観察会開催事業の推進	97	○			○			→
ウ)	環境教育事業の支援	97	○			○			→
1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。									
(1) 生物生息空間の保全									
①条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護									
ア)	酒匂川水系のメダカの生息地、コアシサシの郷の保護	98				○			→
②生物生息環境の保全・種の保存									
ア)	特定外来生物の除去	99	○			○			→
イ)	メダカのお父さんお母さん制度の推進	99	○		○	○			→
ウ)	コアシサシの郷づくり事業の推進	99	○		○	○			→
エ)	サシハが営巣できる環境の再生（休耕田の復活）	99	○			○			→
オ)	酒匂川水系保全事業の推進	99	○		○	○			→
(2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供									
①水辺の環境再生・美化									
ア)	環境再生プロジェクト（酒匂川植栽事業）の推進	100	○		○	○			→
イ)	河川のアダプトプログラムの推進	100	○		○	○			→
②水辺の親水機能等の保全・創出									
ア)	河川環境整備事業の推進	100				○			→
③水路等の歴史的文化的な遺産の継承									
ア)	小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	100	○			○			→



短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

→：継続
 →：新規
 →：拡充

基本方針2 まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します

2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進							
①民有地の緑化推進制度							
ア) 開発事業等における植栽地の確保	102		○	○	→		
イ) 工場立地法による緑地等の整備	102		○	○	→		
ウ) みどりの協定の締結	102		○	○	→		
エ) 風致地区の適正な運用	102			○	→		
オ) 生産緑地地区の保全	103	○		○	→		
カ) 地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出	103	○	○	○	→		
②緑化関連制度の見直し検討							
ア) 緑と生き物を守り育てる条例見直し	103			○	→		
イ) 開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討	103			○	→		
(2) 市民によるみどりのまちづくり推進							
①民有地緑化の支援							
ア) 「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及	103			○	→		
イ) 民有地緑化支援制度等の創設	103			○	→		
ウ) 市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設	104	○	○	○	→		
エ) 都市廊政策による緑化の推進	104	○	○	○	→		
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり							
ア) コミュニティガーデンづくりの支援	104	○	○	○	→		
③水路等の歴史的文化的な遺産の継承							
ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	104	○		○	→		
(3) 緑化モデルとしての公共施設の緑化推進							
①公共施設の敷地の緑化							
ア) 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進	105			○	→		
イ) 市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進	105	○		○	→		
ウ) 植栽の適切な管理の推進	105			○	→		
②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)							
ア) 「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成	105			○	→		
イ) 街路樹の再整備・改善の取り組み	106	○	○	○	→		
③市民協働によるみどりの整備・管理							
ア) 「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設	106	○	○	○	→		
イ) 校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり	106	○	○	○	→		
ウ) 公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進	106	○	○	○	→		
2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。							
(1) 歩いて楽しいみどりのまちづくり							
①歩行空間の緑化							
ア) 中心市街地におけるみどりの回廊づくり	107	○	○	○	→		

イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	108		○	○	●	→
ウ) 大型店における緑化の推進	108		○		→	→
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり						
ア) コミュニティガーデンづくりの支援	108	○	○	○	●	→
(2) みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理						
①城址公園の整備・植栽管理						
ア) 城址公園の整備の推進	108			○	→	→
イ) 城址公園における適切な植栽管理の推進	108			○	→	→

基本方針3 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます

3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 歴史的風景の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上							
① 総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全							
ア) 都市公園区域における史跡の保全管理・活用	110			○	→	→	
イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全	111	○	○	○	→	→	
② 歴史的風景の拠点と一体的なみどりのまちづくり							
ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成	111	○	○	○	●	→	→
イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討	111	○	○	○	●	→	→
(2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存							
① 法・条例に基づく樹木・樹林の保存							
ア) 天然記念物の適切な保護	111	○		○	→	→	
イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護	112	○		○	→	→	
② 地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持							
ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発	112	○		○	●	→	
(3) 田園景観の保全・活用							
① 水田・水路網の保全・活用							
ア) 河川環境整備事業の推進	112			○	→	→	



短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

→ : 継続
 ●→ : 新規
 ← : 拡充



基本方針4 まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます

4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の適正配置							
① 均衡ある都市公園の配置							
ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置	113			○	●	→	→
イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討	114			○	●	→	→
(2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり							
① 安全・安心な都市公園づくり							
ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進	114	○		○	●	→	→
イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保	115	○		○	●	→	→
② 計画的な都市公園再整備							
ア) 「(仮称) 身近な公園リニューアル事業」の実施	115	○		○	●	→	→
4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。							
(1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり							
① 市民とつくる身近な公園の拡充							
ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発	116	○		○	◆	→	→
イ) 都市公園におけるニーズ調査	116			○	●	→	→
② 市民のプロデュース力の向上							
ア) 「(仮称) 公園プロデュース講習会」の開催	116	○		○	●	→	→
4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。							
(1) 都市公園での多世代交流の促進							
① 都市公園整備への市民参加							
ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映	117	○		○	●	→	→
② 都市公園での多世代交流の促進							
ア) プロダクティブエイジングの推進	117	○		○	◆	→	→
イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進	117	○		○	●	→	→
(2) 公園空間の利活用の促進							
① 市民団体等による都市公園利活用の促進							
ア) 市民等の都市公園の利活用の促進	118	○	○	○	●	→	→
イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用の促進	118	○	○	○	◆	→	→
4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。							
(1) 地域の防災性能向上							
① 都市公園における災害への防備							
ア) 街区公園における防災機能の確保の支援	119	○			◆	→	→
イ) 都市公園における災害時の対応	119			○	●	→	→

基本方針5 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます

5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成							
①緑化に関する普及・啓発							
ア) 花とみどりの講習会の拡充	120	○		○	◆	→	→
イ) きらめき出前講座の活用	120			○	◆	→	→
ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施	121	○	○	○		●	→
②市民・企業の緑化活動の支援							
ア) グリーンカーテンの普及・啓発	121	○	○	○	→	→	→
イ) 緑化活動等に関する表彰制度の創設	121			○		●	→
③緑化関連情報の発信							
ア) 市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発	121	○	○	○		●	→
イ) 市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介	121			○	●	→	→
(2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化							
①みどりのまちづくりに関する環境教育の推進							
ア) 環境教育事業の拡充	121	○		○	◆	→	→
②みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成							
ア) 森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立	122	○	○	○	◆	→	→
イ) 農業に参画しやすい環境づくり	122	○	○	○	→	→	→
5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。							
(1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進							
①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト(再掲)	123	○	○	○	→	→	→
②みどりに係る企業のCSR(企業の社会的責任)活動の場の提供							
ア) みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進	124		○	○	→	→	→
イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	124		○	○		●	→

短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後



基本方針6 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります

6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の再整備（リニューアル）の推進							
①都市公園の再整備方針の策定							
ア) 都市公園の再整備方針の策定	125			○	●	→	→
②持続可能な公園のための仕組みづくり							
ア) 指定管理者による自主事業の活用	126		○	○		●	→
イ) 都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり	126			○	●	→	→
ウ) 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討	126	○	○	○	●	→	→
エ) 公園施設等の寄付受納制度の検討	126	○	○	○	●	→	→
③都市公園のストック適正化							
ア) 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討	126			○	●	→	→
イ) 開発行為等による提供公園配置基準の見直しの検討	126			○		●	→
ウ) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	127	○		○		●	→
(2) 持続可能なみどりのための資金循環							
①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築							
ア) ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり	127			○	●	→	→
イ) ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	127			○		◆	→
ウ) ふるさとみどり基金の「見える化」の推進	127			○	●	→	→
(3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化							
①地域の緑化団体への支援の拡充	127	○		○	●	→	→
②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	128		○	○	●	→	→
③他分野の団体との連携・協力	128	○		○		●	→
(4) みどり施策の進行管理のための取り組み							
①「(仮称)小田原のみどり公園協議会」等の設置検討	128	○	○	○	●	→	→

短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

● → : 継続
 ● → : 新規
 ◆ → : 拡充



【用語の解説】

【あ行】

ICT

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われています。

アダプトプログラム

市民と行政が協同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方のこと。

エコロジカル・ネットワーク

生物の生息空間を相互に連結することによって、生態系の回復と、生物多様性の保全を図る取り組みのこと。

野生の生き物が必要とする餌場やねぐら等と移動経路から構成されるものです。自然地が失われると、自然の質が低下し、繁殖がうまくいけなくなり、その生き物の存続に支障をきたします。

本市に存在する森・農地・都市内緑地・水路・河川・海を生かし、エコロジカル・ネットワークを形成することにより、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

都市内では、建物の敷地内に確保された開放性が高くまとまりある広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として自由に通行または利用できる場所も指します。

>

【か行】

街区公園

都市公園法に定められている都市公園の種別の一つで、主として街区内の居住者の利用のための公園。

街区内の居住者が容易に利用できるように、面積2,500㎡を標準として配置する市民の皆さんにもっとも身近な公園です。平成26年4月1現在、本市の都市公園147か所のうち、約9割の134か所が街区公園です。

風の道

市街地の後背地に広がる樹林からの風の流れや、海風など自然の風を活用するための空気の通り道のこと。

ヒートアイランド現象などの都市気象を緩和するため、その地域特有の風や水系、地形などを利用し、風を取り込みやすいように水路や道路、建物等を配置したり、植栽、樹林などの保全、都市公園の整備などにより、都市内に新鮮で冷涼な空気の流れをつくり出す手法として用いられます。

本市には酒匂川、早川などの河川が流れており、これらの河川と公園緑地などをまちづくりにうま

く生かしていくことで、快適なまち並みが形成されるようになります。

既存ストック

本計画では、既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の未利用地などを指します。ストックが蓄積されてきた低成長の成熟社会では、今後、需要の大幅な伸びは予想されず、新規投資から既存ストックの有効活用に重点を移していくことが必要とされ、各地で既存ストックをまちづくりに生かしていく取り組みが盛んに行われるようになっていきます。

グローバリゼーション

国家などの境界を越えて広がり一体化していくこと。特に、経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げることをあらわします。

公園空白地

都市公園とその代替えとなる広場や緑地など（公共施設緑地）などの配置状況から誘致圏域外となる区域のこと。

公園施設の設置管理許可制度

都市公園の機能の増進に資する場合、公園管理者以外の第三者に公園施設の設置又は管理を許可することができる制度のこと。

公園未充足地区

都市公園やその代替えとなる広場や緑地など（公共施設緑地）を加えた都市公園等の住民一人当たり面積、誘致圏域の充足率、市街化区域面積の占める割合、人口の増加の有無などの条件から、公園等の機能が不足している地区として、特定された地区のこと。

公共施設

小田原市施設白書（平成22年3月）において、示されている「公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって設置された施設（条例で規定））を中心に、公の施設ではなくても市民の利用の多い、あるいはサービスを提供している行政財産や普通財産の施設を含めた施設」を指します。

公共施設緑地

都市公園以外で、公園緑地に準じる機能を持つ施設や公共公益施設の植栽地等。

コネクティビティ

連結性。相互接続性。複数のものを連結する際の簡易性をあらわします。

コミュニティガーデン

「地域の庭」として、商店街などが維持・管理する空地のこと。

【さ行】

CSR活動

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指します。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域を指します。

社会資本

道路・港湾・上下水道・公園・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。

充足率

地区面積に対する地区内の公園等の誘致圏域面積の割合のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

地球上の多様な生きものが、自然環境の破壊等によりこれまでにない早さで失われつつあります。国際的に生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取り組みがされています。また、生物多様性基本法が平成20年6月に施行されました。神奈川県では、平成27年度末に「神奈川県生物多様性地域戦略（仮称）」を策定する予定で、検討が進められています。

絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅の恐れがある動植物の種のこと。絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保護は生物多様性の保全の上でも重要な課題となっています。

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）は「レッドリスト」を、環境省は「レッドデータブック」を刊行し、絶滅危惧種の保護に乗りだしています。

神奈川県内のレッドリストについては、神奈川県立生命の星・地球博物館が平成14年から17年にかけて調査・研究を行ない、その成果を、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」としてまとめ、平成18年に刊行しています。

総合公園

※「都市公園」参照

生産緑地

良好な都市環境の形成のため効用があると認められる市街化区域内にある500㎡以上の一団の農地で、都市計画に定めたもの。

【た行】

大規模な都市公園

本計画では、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園を総称したもの。

ダイバーシティ

多様性を意味する。直訳すると、「幅広く性質の異なるものが存在すること」「相違点」。

地域制緑地

私たちの生活で重要な役割を担うみどりや、様々な生物の生息空間となっているみどりを守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を十分確保するもの。

都市のみどりの保全に関する「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、保存樹林などがあり、一定の土地の区域を指定し、その土地の利用等に対し規制を行うことで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としています。緩やかな規制を行うものから現状を凍結的に保全するものまで、さまざま制度が用意されています。本市では、風致地区、生産緑地地区、保存樹林の指定を行っています。

そのほか、法に基づく農林業に関わる農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林、自然環境に関わる自然公園、河川区域、神奈川県条例に基づく自然環境保全地域、天然記念物、および小田原市の条例に基づく天然記念物が指定されています。

邸園

相模湾沿岸地域一帯は、明治期から別荘・保養地を形成して、首都圏で活躍する政財界人・文化人らが滞在・交流する地域として発展し、さまざまな文化を発信・蓄積してきました。この地域の歴史・文化を育み、人々の心に残る景観を形づくってきた邸宅・庭園や歴史的建造物を、神奈川県では邸園等と呼び、「邸園文化圏再生構想」に基づき、官民協働により、新たな文化発信や地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用する取り組みを行っています。

都市計画区域

都市計画法に基づき、都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。本市は、市域全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整・開・保)

都道府県知事が定める都市計画区域のマスタープランであり、都市計画区域ごとに、都市計画の目標、区域区分(線引き)の決定の有無、土地利用、都市施設の整備など主要な都市計画の決定の方針を、整備、開発及び保全の方針として定めることとされている。都市計画区域について定める都市計画は、この方針に即して定めることとなる。

都市計画公園

都市計画決定されて整備される公園または緑地。

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン、あるいは略して都市マスとも呼ばれる。1992(平成4年)の都市計画法改正で、市町村が都市計画に関する基本的な方針を定めることとなった。都市の全体像、地域ごとの市街地像、公共施設の整備方針等について定めるもので、県の定める「整・開・保(市町村の枠を超えた広域の見地から定めるマスタープラン)」とともに、まちづくり計画や事業の根拠を成す。

都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。都市公園には次のような種類があり、市内には街区公園、総合公園、運動公園、植物公園、墓園、広域公園、緑道を設けています。

種類	種別	内容	市内での有無
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	あり
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	—
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	—
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。	—
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。	あり
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。	あり
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	あり

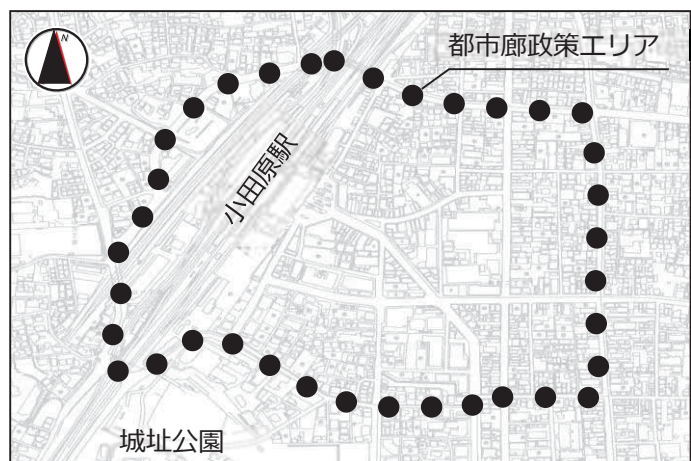
種類	種別	内容	市内での有無
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様な選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。	—
	国営公園	一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	—
緩衝緑地	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。	あり
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	—
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。	—
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	あり

都市廊政策

平成23年3月策定の小田原市総合計画に、小田原駅周辺の都市空間と小田原城周辺の歴史的空間が近接している魅力を最大限に生かし、回遊性を高め、街なかの活性化を図るため、「都市廊」が位置づけられました。

都市廊政策基本方針（平成26年4月改訂）で、都市廊政策を「統一感のある調和のとれた景観、賑わいのある魅力的な商業空間及び花と緑あふれる街路（歩行者空間）の創造と持続可能な街なか居住の実現を図るまちの形態」と定義しています。

都市廊政策では、「もてなしの道路空間づくり」「魅力ある商店街づくり」「住みよい居住空間づくり」の3本の柱を基本方針として設定し、魅力ある、歩いて楽しい歩行者空間の創造と街なか居住の促進を図り、新たな市街地形成とコミュニティの再生による、安心して暮らしやすい、にぎわいとやすらぎのある居住空間づくりと合わせ、小田原駅周辺の中心市街地の活性化を目指しています。



【な行】**ネーミングライツ**

スポンサー企業等が市に対価等を支払い、市が所有する公共施設等に愛称を付し、対価を施設等の整備費などに充てる仕組みのこと。

【は行】**風致地区**

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）の頭文字を取ったもの。

計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させ、新たな事業、目標、指標の維持・改善等を検討します。計画・施策・事業を検証・評価し、らせん状に継続的改善を図ろうとするものです。

ヒートアイランド現象

都市部の気温は、夏になると周辺地域よりも数度高くなり、等温線を描くと都市部が島のような形で現れることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

コンクリート舗装やアスファルト舗装の増加と樹林地や農地の減少、ビルの輻射熱やビルの冷房、車の排気熱エネルギーの増大などが主な原因とみられています。ヒートアイランド現象については、光化学オキシダントの生成を助長するほか、局地的集中豪雨との関連性も指摘され、ヒートアイランド現象を防ぐためには省エネの推進や、緑化の推進が必要とされています。

ふるさとみどり基金

昭和61年に、市と市民が一体となって推進するみどり豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるために設置したもの。

これまで運用利子を、街路樹植栽、みどりの広場整備、緑道整備、沿道緑化事業などの、緑化推進事業に活用しています。

プレイパーク

プレイパークは「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場です。

屋外での自由な「遊び」を通して得られるさまざまな体験や交流を通して、子どもたちに自主性や主体性、社会性やコミュニケーション能力を育んでももらいたい。そんな願いが込められた遊び場です。

【ま行】**緑と文化の軸**

「小田原市都市計画マスタープラン」（平成23年3月）における、本市の「将来の都市構造」の交流軸の一つ。

「中央公園から、石垣山一夜城歴史公園、辻村植物公園及びいこいの森を経て小田原西部丘陵公園、上府中公園、曾我梅林及び羽根尾史跡公園に至る空間」のことを指します。

街づくりルール

街づくりをめぐる現状・課題に的確に対応した、建築物や工作物、土地利用に関する基準を指します。

街なか緑化事業

都市廊政策の一環として、花とみどりあふれる街路の形成、さらなる賑わいの創出を目的として商店会との協働により平成26年度から3ヵ年のモデル事業として実施。(平成26年度：小田原ダイヤ街商店会、平成27年度：小田原錦通り商店街協同組合、平成28年度：お堀端通り商店街振興組合(予定))。

マネジメントサイクル

※「PDCAサイクル」参照

みどりの文化財(史跡、邸園ほか)

指定文化財(史跡、天然記念物)、国登録有形文化財(うち、庭園等を付帯するもの)、小田原ゆかりの優れた建造物(同)

【や行】

誘致圏域

公園等を中心とした一定の半径の区域。

本計画では、街区公園およびオープンスペースは250m、4ha未満の総合公園は500m、4ha以上の総合公園は1kmとしています。

【ら行】

緑被調査

航空写真や衛星写真を解析し、緑被地(樹林地、草地、農耕地)の面積や分布状況を把握するための調査。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

レジリエンス

「弾力」、「復元力」、「回復力」、「強靱」さをあらわす。

🔍 行動別インデックスページ ～ Let's TRY ～

市民や企業などの皆さんが取り組めるものをまとめたインデックスページです!!

活動する

海や川を舞台にやってみよう!



	掲載ページ	市民	企業
海岸美化ボランティア活動等の支援	93	○	
環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進	100	○	○
河川のアダプトプログラムの推進	100	○	○
小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	100・104	○	



森や里を舞台にやってみよう!



	掲載ページ	市民	企業
県水源の森林づくり事業の推進	90	○	○
水源環境の保全・再生(地域水源林整備事業)	91	○	
県森林再生パートナー制度の推進	91		○
企業等との協定による森林保全の推進	91	○	○
耕作放棄地の解消と営農環境の保全	92	○	
農業への理解の促進と交流の推進	92	○	
ふるさと森づくり運動の推進	96	○	
里地里山活動の支援(里地里山活動協定)	96	○	
森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立	122	○	○



まちなかを舞台にやってみよう!



	掲載ページ	市民	企業
「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設	106	○	○
公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進	106	○	○
「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	108・124		○
身近な公園プロデュース事業の普及・啓発	116	○	
プロダクティブエイジングの推進	117	○	
グリーンカーテンの普及・啓発	121	○	○
市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発	121	○	○
みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進	124		○
公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討	126	○	○
公園施設等の寄付受納制度の検討	126	○	○
ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	127		



身の回りのことを地域みんなで決めよう!



	掲載ページ	市民	企業
地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出	103	○	○
市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設	104	○	○
都市廊政策による緑化の推進	104	○	○
コミュニティガーデンづくりの支援	104・108	○	○
校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり	106	○	○
中心市街地におけるみどりの回廊づくり	107	○	○



生きものに親しんでみよう!



	掲載ページ	市民	企業
環境再生プロジェクトの推進	96	○	
メダカのお父さんお母さん制度の推進	99	○	○
コアジサシの郷づくり事業の推進	99	○	○
サシバが営巣できる環境の再生(休耕田の復活)	99	○	
地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発	112	○	

知る・学ぶ



川や森、里に親しもう！



	掲載 ページ	市民	企業
いこいの森の保全・活用の推進	95	○	
酒匂川水系保全事業の推進	99	○	○
梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援	96	○	
森や木に親しむイベントの開催	97	○	
農業に参画しやすい環境づくり	122	○	○

講習や講座を受けてみよう！



	掲載 ページ	市民	企業
「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催	116	○	
花とみどりの講習会の拡充	120	○	
きらめき出前講座の活用	120		
まちぐるみ花とみどりイベントの実施	121	○	○
公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	128		○

生きものや自然のことを知ろう！



自然観察会開催事業の推進	97	○	
環境教育事業の支援	97	○	
環境教育事業の拡充	121	○	

小田原市緑の基本計画 **おだわらみどりの創生プラン**
いのち・くらし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして

平成 8 年 3 月策定

平成 28 年 3 月改訂

小田原市建設部みどり公園課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465 (33) 1584 FAX 0465 (33) 1565



小田原市建設部みどり 公園課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465(33) 1584 FAX 0465(33) 1565



小田原市緑の基本計画のロゴマークです。
本市を形づくる森・里・まち・川・海の
5 つのみどりを守り、創り、育て、未来
につないでいく決意を込めています。